

タイにおける知的財産の状況

2023年2月

S&I International Bangkok Office Co.,Ltd

1. はじめに	1
2. タイで知財リスクを最小限にするために	2
(1) 出願し早期に権利化すること	2
(2) 先使用权を獲得すること	2
(3) 知財情報を入手すること	2
(4) 冒認に対処すること	3
(5) 権利別の注意点	3
(6) その他の注意点	6
3. 最近の知財法制・審査実務について（知的財産局所管分）	6
(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト	6
(2) COVID-19 への対応	8
(3) 発明特許および小特許	10
(4) 意匠特許	18
(5) 商標	23
(6) 著作権	28
(7) 地理的表示(GI)	34
(8) RCEP 施行による知的財産制度及び実務への起こり得る影響	35
4. 模倣品対策に関する最近の動向	38
(1) 最近の法的措置の動向	38
(2) 最近の自主的措置の動向	46
5. 知的財産関連支援制度	50
(1) 税優遇措置	50
(2) 料金減免または助成制度	54
6. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計	56
(1) 直近 5 年間の出願および登録件数	56
(2) 直近 5 年間の知的財産局（DIP）への審判件数	75
(3) 直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数	75
(4) CIPITC から専門事案の控訴裁判所（2016 年 10 月 1 日設立）への提訴件数	76
(5) 最高裁判所への提訴件数	76
7. 最近の注目判決	77
(1) 発明特許	77
(2) 意匠特許	84
(3) 商標	93
(4) 営業秘密	101
(別紙) 引用判例の詳細	110

(1) 発明特許	111
(2) 意匠特許	122
(3) 商標	136
(4) 営業秘密	151

1. はじめに

2020年以來、コロナ感染拡大の影響で、在宅勤務という新しい勤務形態が登場し、タイ政府知財局での事務の電子化が大きく前進し、かつ政府職員を含め、在宅勤務が大幅に導入される結果となりました。そのような中で、知財全体の大きな流れは変わることなく、①実用新案(各国の制度で制度名称が異なる、タイ(小特許)、インドネシア(簡易特許)、フィリピン(実用新案))への出願件数の各国での増大傾向(特に、フィリピン、タイ、インドネシア)、②GI(地理的表示保護制度、Geographical Indication)の各国での国内経済振興策としての大きな期待、③カンボジアを含むアセアン各国への中国からの商標及び意匠出願急増傾向が挙げられます。この3つの動きは、アセアン知財環境、ビジネス環境を理解する上で、将来の知財の展開を予測する上で重要な視点となると思われます。さらに、ミャンマー商標制度の開始が今年予定されており、新たなビジネス環境が展開されるものと予測されます。

さて、昨年2022年のアセアン知財の動きとして、①RCEP(地域)の発効と各国での法規則改正、②ベトナム知財法改正(恐らく2022年6月に国会通過、2023年1月施行)、③タイの特許法改正案(特許及び意匠)の内閣承認、そして著作権法改正案の国会通過及び施行(8月)など、多くの出来事がありました。本報告書では、このような国際的ビジネス環境の中で、タイの知財状況を報告させて頂き、皆様方の企業戦略、知財戦略の検討材料となれば、幸いです。

なお、判例材料として特許、小特許、意匠、商標、営業秘密の事件判例を幾つか収集し紹介しましたので、ご利用ください。

2. タイで知財リスクを最小限にするために

タイに限らず、東南アジア現地での操業、生産、販売を含めたビジネス活動の中で、どのように安全で安心して継続したビジネス活動を行うことができるかを経営戦略の中で検討しなければならない。

その検討課題の中で、タイで産業財産権リスクを最小限とするために以下の点を留意して戦略を立てていただきたい。

(1) 出願し早期に権利化すること

ビジネスの現場がどのような環境下にあるのかに応じて、そのビジネスにかかる知的財産権を取得することである。どのように知的財産権を利活用するにせよ、権利を有していないと、侵害に対する警告も、第三者対抗も行えないばかりか、相手企業への問い合わせすら満足にできないことになる。特に、政府登録が発効要件となる特許・小特許・意匠・商標は政府へ出願し、権利化を急ぐ必要がある。

(2) 先使用权を獲得すること

現地市場に進出する際、知的財産権で保護されていない技術や意匠、商標を持ち込んだ場合、権利取得を怠り、他の企業からの権利侵害への行使可能性に常に不安なままビジネスを展開しなければならない。このような不安を安心に変えるため、先使用权を主張できるように公証などを利用して証拠を収集しておく必要がある。

(3) 知財情報を入手すること

知財リスクを調査するために、制度情報、及び知的財産権利情報は各国政府及び政府関連機関から提供されている。これらは簡単に入手できるので、是非利用されたい。特に、Covid-19 の蔓延した環境下においては、現地へ渡航しての調査や面談は難しく、まずは事前にこれら簡単に入手できる情報を利用することがますます重要となっている。

しかしながら、各国の情報データベース、さらに民間が提供しているデータベースには、限界があり、侵害や無効鑑定などを行うには、調査方法を現地代理人と共に検討する必要がある。

例えば、日本貿易振興会(JETRO)の提供する、知的財産に関する情報

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

をチェックしておくことで、かなりの部分の知財情報の確認が可能である。

また、JETRO バンコク事務所には専門家が派遣されているので、実際にタイ国内で事業を行なっている場合には、直接訪問して情報を入手したり、疑問点を質問するのもよいであろう。

なお、JETRO の在外事務所は、当該国に在住する者以外からの情報照会に対する直接の対応は行っていないことに留意が必要である。

JETRO バンコク事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/th_bangkok/

(4) 冒認に対処すること

特に商標において、早期に自らの権利を獲得しない限り、第三者により同じ権利を獲得されて自社に対し侵害の警告状が送付されたり、販売の差止めを求められることが起こり得る。

このような事態を防止するために、早期の権利取得、特にハウスマークについてまず商標取得の必要があるが、上で述べた先使用权の獲得も考慮しつつ、事件の内容によってはハウスマークの変更なども念頭においた活動が必要となる。進出時の商標使用証拠も重要な根拠となる。

また、自社で権利を有していない場合、職務発明にあたるものであっても従業者に勝手に出願をされることや、合併企業の場合、合併企業に権利を渡してしまうと、後日合併相手企業との関係が悪くなった際などに法外な要求を受けることもあり得る。このような点についても十分戦略を検討する必要がある。

(5) 権利別の注意点

権利別の注意点は以下の通りである。

① 特許・小特許の場合

(i) 実質上、審査は対応外国特許が登録されているかどうかにより左右される。審査が早くなっているとはいえ、まだまだ時間を要している。このため、日本以外でも、欧州、米国、豪州、韓国などの特許を早期に取得しておくことは、タイでの早期権利化に重要である。

(ii) 日本特許を取得することにより申請可能な PPH(特許審査ハイウェイ)は、早期権利化に非常に有効な制度である。

最初に、日本出願に基づいて出願する場合、日本出願をどのようなクレームにするか十分に検討しておくことが、現地のクレームを決定するにあたって重要である

(iii)PPH 以外では ASPEC (ASEAN 特許審査協力プログラム) という ASEAN 独自の審査協力制度があり、これを利用することも権利の早期確保の点では有利である。ただし、他の ASEAN 加盟国で先に権利を取得する必要がある、現状ではその対象となる国としてはシンガポールくらいしか選択肢がない。シンガポールにもあわせて出願して、シンガポールで権利を取得してその後タイに ASPEC 適用を申請することになるが、シンガポールでの権利がそもそも不要であれば、このルートが適切かどうかは要検討である。実際、ASPEC ルートはほとんど利用されていない。

(iv)優先権主張を伴う出願を行う場合、優先権主張の基礎出願と同内容で移行を行うこと。タイへ移行するにあたり、すでに優先権主張を行える期間を徒過した基礎出願に基づいて内容を付け加えて優先権主張を伴ったタイ移行を行えないか、などの相談事例があるが、途上国であるから適当な内容で移行できるのではないかと、などといった一種の楽観は論外である。国際条約の加盟国は、その点において共通の制度を採用している。

(v)また、小特許により権利を早く取得するという考え方もある。確かに小特許の審査期間は特許の審査期間に比べて短い、登録要件は、実質的に新規性のみである。また、保護期間も最大 10 年と短いことに注意が必要である。だが、権利効果の点では特許と同様であるので、小特許を利用する者が次第に増えてきている。

(vi)特許調査の難点を考慮すべきである。例えば、日本語の社名をタイ語にした場合など、表記に揺らぎが発生していることがあり、このような場合には単純にライバル企業の社名をタイ語にして検索しても、検索漏れが発生するケースが多分にある。また、知的財産局(DIP)では、昨 2022 年にその検索システムを更新したが、検索式の入力方法に変更が生じたり、旧システムでの検索結果と比べて、検索結果に相違があるなどの事態が発生した。この点は徐々に解消してきているが、未だ完全とはいえないため、調査に時間を要したり、検索結果に漏れが生じやすい原因となっている。

なお、グローバルなデータベースにタイに関するデータ欠陥が見られることから、現地データベースを使用することを勧めたい。

(vii)ライセンス契約を行なう場合には、そのライセンスの登録を知的財産局(DIP)に行う義務がある。このライセンス契約の登録を行わない場合、第三者対抗ができないので注意が必要である。

②意匠の場合

(i)参考図(利用説明図等)及び断面図は不要であり、六面図のみでよい。むしろ参考図類は拒絶

理由の対象となる。なので、日本の意匠出願の図面をそのまま全て適用できるわけではないため、事前にどの図面を用い、どの図面を用いないかの調査が必要である。これも法改正後に変更されると予想している。

(ii)部分意匠制度は現時点では制度として存在していない。導入の方向で法改正案の中に盛り込まれている。(詳しくは、制度説明の記述を参照されたい)。

(iii)また、現時点では、部分意匠制度が導入されたとして、その権利行使の結果がどうなるか、例えば有効に侵害品の排除に用いることができるかは依然不透明である。従って、部分意匠制度の導入を待たず、破線を実線に変えて、全体意匠として権利取得することが通常行われている。

(iv)ライセンス契約を行なう場合には、そのライセンスの登録を知的財産局(DIP)に行う義務がある。このライセンス契約の登録を行わない場合、第三者対抗ができないので注意が必要である。

③商標の場合

(i)多区分出願が認められているとはいえ、1 区分でも引っかかると全部拒絶(一発拒絶の場合もある)されるので、区分ごとに分けて出願するのと、どちらがよいか事前に検討が必要である。

(ii)また、タイの実務として、非常に商品・役務の解釈範囲が狭く(厳格)なため、指定商品についての補正指令が多く出されるので、事前調査が重要である。

(iii)商標中の一般的表記については一部権利放棄(ディスクレーム制度)を求められた上で登録となることはよくあることである。一部権利放棄を求められたからといって、商標全体が無効になるわけではない。

(iv)一般名詞のような商標の場合、登録可能性を上げるためには図案との組み合わせが権利化する上で、有効である。但し、権利範囲を広く確実に獲得するには、要検討である。

(v)冒認について、特段の制度的な手当をしているわけではないので、出願を早く行うことが重要である。

(vi)商標ライセンス登録を政府に行うことにより、第三者対抗要件を満たすことにより、安心してビジネスを展開できるため、強くお勧めする。

④著作権の場合

著作権登録制度が設けられているので、例えば書籍やカタログについて、この制度を利用して登録を行い、日付を確定しておくことも有効である。

(6) その他の注意点

上記の一般的な知的財産法以外にも、周辺に検討が必要な法規があることに注意してほしい。例えば、営業秘密保護法、消費者保護法、伝統的医薬サービス保護法、化粧品法、ビジネス事業競争法、種苗法などがあり、エンフォースメントで利用する関税法、民商法、刑法、関税法なども知財に関わる条項などが存在する。事業戦略を立てる前に、是非とも制度調査をお勧めしたい。タイでのビジネス一般については、JETRO バンコク事務所などの公的機関のサービスを利用するか、あるいは近くの相談所(東京都中小企業振興センタータイ事務所)に相談し、解決方法を探るのも一案である。

東京都中小企業振興センタータイ事務所

<https://www.tho.tokyo-trade-center.or.jp/jp/access/>

なお、オンライン上での模倣品対策については、「4. 模倣品対策に関する最近の動向」において記載した。

3. 最近の知財法制・審査実務について（知的財産局所管分）

模倣品対策に関する知財法制や実務については、「4. 模倣品対策」にまとめた。

(1) 知的財産局全体としてのプロジェクト

① 特許・小特許を対象とした PATAENT E-DOCUMENT サービスの開始

審査促進及び紙書類削減のため、出願人が、紙書類による提出ではなく、電子ファイルで特許・小特許の出願書類を知的財産局（DIP）に提出できるという、電子出願サービス（PATAENT E-DOCUMENT サービス）に関する局告示第 218/2564 号が 2021 年 12 月 30 日に発行され、2022 年 1 月 1 日より開始された。

<https://www.ipthailand.go.th/th/infographic/item/patent-e-document.html>

② 特許電子サービスの開始

発明特許出願が公開されたことを異議申立期間内に知らせる特許電子サービス、および、権利が満了した特許権・今後 5 年以内に権利が満了する特許権を知らせる特許電子サービ

スが稼働したことが、知的財産局（DIP）から 2021 年 5 月 25 日に発表された。

③ オンライン紛争解決システムを用いた知的財産紛争解決

2020 年 12 月 7 日に、タイ仲裁センター(Thai Arbitration Center : THAC)との間で締結された覚書に基づき、タイ仲裁センターで利用中のオンライン紛争解決システムが、知的財産局（DIP）における知的財産紛争解決手続においても利用可能となった。このオンライン紛争解決システムを用いた、2021 年 1-8 月の知的財産紛争解決件数は、著作権事件 2 件、商標事件 2 件の合計 4 件である。

④ 知的財産局(DIP)のコンピュータシステム障害による同局管轄の法定期間延長申請および手続に関する局告示 (No.250/2565)

2022 年 8 月 5 日以降、知的財産局(DIP)のコンピュータシステムに障害が生じ、オンラインサービスが停止していることで知的財産局(DIP)が管轄する各種手続ができない状況にあったため、知的財産局(DIP)局長は 2022 年 8 月 9 日付けで延長申請手続に関する以下の内容の局告示 No.250/2565 を発行した。

(1) 同局のコンピュータシステム障害により法定期間内に申請書や願書の提出手続、または如何なる手続を行うことができなかつた者は、期間を徒過した手続を行うための期間延長申請を行うことができる。

(2) (1) の手続のための期間延長申請は本告示の末尾に添付する書式を使用し、前述した状況の終了日から 15 日以内に以下の方法で提出すること。

(2.1) 知的財産局に提出する

(2.2) 県の商務事務所に提出する、または

(2.3) 電子メールで提出する

ただし、この局告示によっては、権利期間そのものは延長されない。

⑤ 特許弁理士登録に関する局告示

2022 年 12 月に、知的財産局(DIP)は、特許弁理士登録に関する局告示案に対する公聴会を開催した。従来からの 2013 年 9 月 30 日付け特許弁理士登録に関する局告示を廃止し、新たに資格取得に関する告示を定めるものである。

この局告示案は、特許弁理士登録、すなわち、弁理士資格に係るもので、以下の内容を含んでいる。

- ・ 弁理士資格を「特許専門家(Patent Professional)」及び「特許弁理士(Patent Agent)」の2つに分ける。

- ・ 特許弁理士に履修試験を課す。

- ・ 弁理士資格について、資格期限（4年）の更新制度

- ・ 弁理士資格維持のための、知的財産局(DIP)副局長を議長とする組織（委員会）の設置
また、「特許弁理士(Patent Agent)」資格についての制限条件は以下である。（「特許専門家(Patent Professional)」資格については、条件は付されていない。）

- ・ 年齢が20歳以上であること

- ・ タイ国内に居住地を有すること（ただし、国籍制限はない）

- ・ 大学卒で、科学、技術、工学、産業、薬学、公衆衛生その他の分野において1年以上の特許あるいは小特許の経験を有する者であること

この草案のままであれば、従来、法学出身の弁護士は政府主催の研修を履修することにより特許弁理士となることができたが、その点まだ不透明な案となっている。

⑥ 新検索データベースシステムの稼働

知的財産局(DIP)は、特許・小特許・意匠特許に関し、旧検索データベースの公開を停止し、2022年8月より新検索データベースシステムの稼働を開始した。

(2) Covid-19 への対応

① Covid-19 感染爆発時の知的財産局（DIP）局舎の閉鎖および期間延長（2021年）

2021年4月のタイ正月後、Covid-19の感染爆発により多くのクラスターが発生し、また、この時点でタイにおけるCovid-19ワクチン接種が十分には進んでいなかったことから、状況を沈静化するため、非常事態令第9条に基づく決定事項により、2021年7月20日から知的財産局（DIP）局内でのサービスが停止され、オンラインおよび電話による対応のみが行われることとなり、また、書類提出は知的財産局（DIP）ウェブサイトを経由したオンライン手続および郵送による提出のみが可能とされた。

知的財産局（DIP）局内でのサービス提供は、2021年11月1日から再開されたが、知的

財産局（DIP）窓口での書類提出は、事前予約が必要となった。

② Covid-19 感染爆発時の期間延長（2021 年）

Covid-19 の感染爆発を鑑み、知的財産局（DIP）は 2 度にわたり、発明特許および小特許に関して期間延長を行い、書類提出期間を延長した。

1 回目：2021 年 4 月 21 日に発行された局告示第 131/2564 号により、2021 年 4 月 16 日から 5 月 31 日までに書類提出期限を迎える発明特許出願および小特許出願に対して、出願人は 2021 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に手続を行えることとなった。

2 回目：2021 年 7 月 12 日に発行された局告示第 206/2564 号により、2021 年 7 月 12 日から 8 月 31 日までに書類提出期限を迎える発明特許出願および小特許出願に対して、出願人は 2021 年 9 月 1 日から 9 月 30 日の間に手続を行えることとなった。

③ Covid-19 感染爆発時の電子メール手続（2021 年 7 月 30 日-2021 年 10 月 31 日）

知的財産局（DIP）は、2021 年 7 月 30 日に、発明特許および小特許出願人に、電子メールを介した書類提出手続および手数料納付を認める局告示第 218/2564 号を発行した。提出できる書類には、補正書、審査請求書、優先権書類などが含まれ、また、公開手数料や登録手数料の納付にあたっては、支払証拠書類を添付した書類の提出が必要であった。

この電子メール手続ができる期間は、当初 2021 年 8 月 31 日までとされていたが、Covid-19 の感染爆発が収束しなかったため、2021 年 9 月 30 日まで、そして 2021 年 10 月 31 日までの 2 度にわたり延長された。

④ 期限を徒過して納入された商標更新料・特許年金・小特許年金の追加料金免除（2022 年 4 月 9 日-2022 年 9 月 30 日）

2022 年 1 月 24 日の閣議により、期限を徒過して納入された商標更新料の追加料金を免除する省令、及び、期限を徒過して納入された特許年金・小特許年金の追加料金を免除する省令が閣議決定された。

この省令は、Covid-19 による景気の影響を受けている商標権者や特許権者の負担軽減を目的とするもので、商標更新料についての省令は、商標法に基づく追加料金を免除する省令で、商標権者が更新料を期限徒過後に納付した場合の庁費用の追加料金 20%を免除す

る。

特許年金・小特許年金についての省令は、特許法に基づく追加料金を免除する省令で、特許権者および小特許権者が法律で定められた期間内に年金を支払わない場合に課される年金の追加料金 30%を免除する。

これら省令は、2022 年 4 月 8 日に官報に公告され、翌日の 2022 年 4 月 9 日から 2022 年 9 月 30 日までの間適用された。

⑤ Covid-19 の大流行対策としての料金免除（2022 年 4 月 9 日-2022 年 9 月 30 日）

Covid-19 の大流行を受けて、商務省は時限立法による省令「2002 年特許法における政府費用減免措置に関する商務省省令」及び「2022 年商標法における政府費用減免措置に関する商務省省令」を施行し、2022 年 4 月 9 日から 9 月 30 日の間、政府費用の減免措置を講じた。

内容は以下の通りである。

特許・小特許・意匠：納付される年金の 30%を減額

商標：権利満了日まで 6 ヶ月以内の案件を対象に更新費用の 20%を減額

⑥ ファビピラビル特許の拒絶査定

知的財産局(DIP)は、日本企業による、抗ウイルス薬ファビピラビル（商品名アビガン）の特許出願を拒絶したことを 2021 年 5 月に発表した。この拒絶査定後、タイ政府薬事機構（Government Pharmaceutical Organization : GPO)は国産ファビピラビルの製造に着手した一方で、出願人は拒絶査定を不服として審判委員会に対し審判請求が行われ、2022 年 4 月 28 日に審判委員会により拒絶を維持する決定が行われた。その後本件は出訴されておらず、拒絶査定が確定している。

(3) 発明特許および小特許

① 発明特許および小特許の法規則改正

現行の仏暦 2522 年（西暦 1979 年）特許法は、現在まで 1991 年、1999 年の 2 度にわたり改正されているが、その手続及び登録制度に関する事項については改正が行われてこなかったため、国際基準に沿ったものではない、非効率で時間のかかるシステムが特許法に含

まれている。それゆえに、知的財産局（DIP）は特許法改正案を起草し、特許法改正案の改正条項が、そのプロセスと審査システムをより効率的で、より便利で、特許及び小特許保護がより実用的なものとするように改正するため、最新の公聴会を2020年9月30日から10月31日まで開催した。

この特許法改正は、まずは特許法のうちの特許部分と意匠部分の改正を切り離して、特許部分のみの改正を先行させるとして、2018年1月31日から2月28日までウェブサイト上に改正法案を公開し意見公募を実施していたものであるが、審議の途中で特許部分と意匠部分を同時改正することに方針が切り替わったため、特許法改正として一本化し、再度公聴会を行なったものである。

さらに、強制実施権関連条項について、2022年1月18日に発行された局告示第23/2565号により更なる修正案が示されて、2022年1月19日から2月2日の間、パブリックコメントの募集が行われた。

その後、改正法案は2022年3月31日に内閣官房に提出され、2022年9月27日に閣議決定されて下院に送付されたが、現時点で審議入りには至っていない。

改正法案中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。前回の意見聴取時と同じ条文番号であっても、内容が異なっている場合や、同内容の事項について、条文番号が異なっている点に注意が必要である。

	改正法案の概要	解説
初回出願日の 権利留保請求 (第6/1条)	優先権主張を行う出願人は、以下の規定を満たさなければならない。 (1) 第一国出願から12ヶ月以内にタイに出願し、 (2) PCT出願を最初にタイへ国内移行した日を特定するか、第55/7条の規定に基づき、優先権主張の権利の留保を認められる。	第6/1条(2)は、タイで権利が消滅した国際出願に対する権利の留保として、特許協力条約に従い、省令の形式での記載を増補改訂したものである。これにより、第19条の2が同時に廃止される。

特許を受けることができない発明 (第9条)	「人間または動物の外科手術」および「公序良俗、国民の道義・健康・福祉に反して利益を追求する発明、又は環境に重大な損害を与える発明」を対象に追加する。	-
遺伝資源または伝統的知識およびその派生物 (第17条)	新たな改正案では、遺伝資源および／または伝統的知識を含む出願を行う出願人は、出所を明記し且つアクセス前の許可申請および利益配分の合意に関する書類を出願願書とともに提出しなければならない。	出所の開示および書類の送付については省令で規定される。
出願人による分割申請 (第20条)	出願人による分割申請を認める。	現行法では担当官から分割命令が発行された場合のみ分割ができる。
出願公開の時期 (第28/1条)	出願日から18ヶ月以内に公開する。	現行法では公開時期について規定されていない。
実体審査請求 (第29条)	出願日から3年以内に請求することができる。	現行法では公開日から5年以内に請求することができる。 改正法案によって、出願と同時の請求が可能となる。
第三者による資料提出 (第31条)	第28/1条、第32/2条の二度の公開の期間中、第三者による先行技術の資料提出が可能となる。	現行法では、第三者による資料提出制度は規定されていない。
実体審査後の出願公開及び	実体審査後の公開制度を追加し、公開日から90日以内の異議申立期間を設	1回目、2回目の公開費用は出願手数料に含まれる。

<p>異議申立 (第 32/2 条)</p>	<p>ける。異議申立が無ければ登録手続へ進む。</p>	
<p>先使用权の拡大 (第 36 条)</p>	<p>出願日前にタイ国内で善意により事業操業に関する完全な準備を行なっている場合にまで、先使用权の範囲が拡大される。</p>	<p>現在は操業開始後にしか先使用权が認められていなかった。</p>
<p>登録後の軽微な誤訳や誤記の補正 (第 37/1 条)</p>	<p>特許権者は登録された特許の軽微な誤訳や誤記について補正することができる。補正/追加される部分は発明の重要部分または範囲を変更する内容であってはならない。ただし、全ての共同出願人の同意が必要となる。</p>	<p>現在は登録後の誤記等の補正は認められない。</p>
<p>ライセンス契約の取扱い (第 41 条、第 41/1 条)</p>	<p>ライセンス契約は書面により担当官に通知しなければならない。 通知には、少なくとも以下の項目を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特許権者の名前及び住所 (2) 権利実施者の名前及び住所 (3) 特許番号 (4) 権利実施許諾期間 (5) 省令で定める他の項目 <p>通知していないライセンス契約書は、特許譲受人やライセンシーへの対抗手段にならない。</p>	<p>現行法ではライセンス契約の「登録」が定められている(第 41 条)。 登録に際し、ライセンス契約書一式を当局に提出しなければならず、全ての内容を開示する必要があった。</p> <p>改正法案の通り登録制度から通知制度に変更することにより、左記の通知項目(1)~(5)が含まれていれば、契約書の内容全てを開示する必要はない。</p>

<p>強制実施権に関する規定の明確化</p> <p>(第 48 条削除、第 49 条、第 50 条、第 51 条改正、第 50/1 条、第 50/2 条の追加)</p>	<p>強制実施権に関する規定を明確化するとともに、特許権実施に関する局長の決定に対し、特許権者が 60 日以内に提訴できるとする、第 49 条第 4 項および第 50 条第 2 項の規定を削除した。</p>	<p>2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、パブリックコメントが行われた。</p>
<p>医薬品への強制実施権</p> <p>(第 51 条の改正、第 51/2 条の追加)</p>	<p>医薬品の生産能力が無い、または医薬品が不足する後発開発途上国や世界貿易機関の加盟国へ医薬品を輸出するため、商務省はいずれの特許を実施することも許可する。</p> <p>さらに、タイ国内での当該医薬品の製造能力が低い場合にも、二重補償を避けるために輸入医薬品に対する強制実施権が適用される。</p>	<p>TRIPS 協定第 31 条 bis に従い前半部分が追加された。</p> <p>後半部分は、Covid-19 に対応したものと目される。</p> <p>2022 年 1 月 19 日から 2 月 2 日の間、強制実施権部分の改正についてのパブリックコメントが行われた。</p>

<p>権利種別の変更 (第 65 条の 4)</p>	<p>特許から小特許への変更、また小特許から特許への変更申請受付期間を規定する。</p> <p>(1) 「小特許」を「特許」に変更 タイ国内での小特許出願日から 3 年以内、または発明登録と小特許証交付が行われるまでのうち、先に終了する期間内</p> <p>(2) 「特許」を「小特許」に変更 タイ国内の特許出願日から 3 年以内</p>	<p>現行法でも変更申請は可能だが、改正法案で申請受付期間を明確に規定した。</p>
--------------------------------	---	--

② 発明および小特許の審査マニュアル

政府からの通知の内容をより分かりやすくする、また国際基準と対応させることなどを目的として、前回 2012 年の改定より 6 年ぶりに、2018 年に知的財産局 (DIP) の審査マニュアルが改定された。この審査マニュアルはすでに公開されて、2019 年 6 月 7 日より運用されている。特許および小特許の審査は現行法とこのマニュアルに従うものである。本審査マニュアルは、以下の章から構成されている。

第 1 章 発明特許出願

第 2 章 特許出願の異議申し立て

第 3 章 小特許出願

第 4 章 国際出願 (PCT 出願) の審査

第 5 章 化学と医薬品分野の特許出願と小特許出願の審査

第 6 章 コンピュータあるいはコンピュータプログラム関連発明に関する特許
および小特許の審査

今回の改訂により、第 1 章に単一性、新規性、進歩性の判断基準が事例とともに追加され、また、第 6 章が新たに追加された。

この審査マニュアルは、現在 JETRO にて和訳され、以下で公開されている。

特許審査基準 仏暦 2562 年（西暦 2019 年）改訂版（ジェトロ仮訳）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/patent_manual2019_th_jp.pdf

③ 発明特許登録証および小特許登録証の新書式

知的財産局（DIP）は、2021 年 4 月 5 日に発明特許登録証および小特許登録証の新書式に関する局告示第 116/2564 号を発行した。

新書式による登録証には、QR コードおよび照会のための番号が記載されており、発明特許および小特許の全文明細書の電子データへのアクセスが可能となる。

新書式による登録証は、2021 年 4 月 19 日以降に登録料を納付した出願に対して発行される。

④ 審査ハイウェイ(PPH)申請書式の変更

知的財産局（DIP）は、2022 年 1 月 13 日に、日本特許庁の審査結果を発明の審査に利用することに関する局告示第 19/2565 号を発行した。

この局告示により、日タイ審査ハイウェイ(PPH)による審査を知的財産局(DIP)に申請する際の申請書の様式が変更されるとともに、オンラインでの PPH 申請が可能となっている。

参考：

日タイ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて（日本特許庁）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_thailand_highway.html

⑤ ePCT システム経由の PCT 出願に関する局告示

知的財産局（DIP）は、ePCT システム経由の PCT 出願に関する局告示第 85/2565 号を 2022 年 3 月 8 日付けで発行した。

出願人は、WIPO のウェブサイトから ePCT システムを通じて PCT 出願（PCT 国際段階）を行うことができる。出願人には ePCT システムを利用するための登録が必要とされる。出願人は、出願書類、PCT 願書およびその他の関連書類を準備し完成させた後、ePCT システムにデータを保存する。

これにより、2022年4月1日より、ePCTシステムを通じて24時間、PCT出願を行うことが可能となっている。

⑥ ファストトラック(Fast Track)の採用

知的財産局(DIP)において、2022年6月1日より、タイ特許出願・小特許出願のファストトラック制度を開始した。

これは、特許出願・小特許出願から登録証の発行までの期間短縮を狙ったもので、2022年5月3日に局告示 No.156/2565 が発行され、ファストトラック制度のプロジェクトに参加した特許出願・小特許出願に対し、特例として早期審査が行われる。

(i)ファストトラック制度に参加できる特許出願・小特許出願の基準及び条件

以下の要件を満たす特許出願・小特許出願の基準及び条件について、

特許出願：プロジェクトに参加することを知的財産局(DIP)が公表した日から12ヶ月以内

小特許出願：プロジェクトに参加することを知的財産局(DIP)が公表した日から6ヶ月以内に、最終処分結果が通知される。

- ・特許出願について、審査請求が行われていること。小特許出願について、出願後3ヶ月を経過していること。
- ・公衆の利益のために使用することができ、商業的に使用される可能性がある製品、プロセス、材料、装置、または、医療機器などの医学及び公衆衛生に関する技術で、出願人による生産及び流通の計画が存在するか、当該発明の使用のためのライセンス契約を準備しているものを保護するべく申請されたものであること。
- ・タイで初めて出願された特許出願・小特許出願であるか、PCT出願を通じてタイに国内移行された特許出願・小特許出願であること。
- ・プロジェクトへの参加期間を通じて、請求項数が10以下であること。
- ・出願当初から電子出願により提出されたか、プロジェクトへの参加申請前に電子出願システムでの提出に変更した出願であること。
- ・対応する書類が完全に提出されていること。
- ・出願後の補正がないこと

(ii)ファストトラック制度プロジェクト参加方法

- ・ A4 用紙 4 枚以内に、審査条件に合致する理由・プロジェクト参加の必要性と根拠資料を添付して申請する。
- ・ 各月 1-10 日の間に、電子出願システムにより申請書を提出すること。
- ・ 各申請者は毎月 1 回のみ、1 件のみ申請できる。

(iii)ファストトラック制度プロジェクト選定結果発表

- ・ 申請を受けて、プロジェクト参加が決定した特許出願・小特許出願は、申請の翌月の 5 日に、知的財産局(DIP)のウェブサイト上で特許出願・小特許出願の出願番号が公表される。
- ・ 1 ヶ月に 5 件までが選定される。

(4) 意匠特許

① 意匠特許の法規則改正

昨年と状況は変わっていない。タイでは特許法で意匠特許が規定されており、意匠特許に関する法改正の審議は発明特許および小特許とは別々に行われて、改正特許法中の意匠部分の意見公募は 2019 年 10 月 18 日期限で実施された。その後、審議の途中で特許部分と意匠部分を同時改正することに方針が切り替わったため、いまだに法改正は行われていないが、最新の公聴会が 2020 年 9 月 30 日から 10 月 31 日まで開催された。そのため、同じ論点を含め、再度の意見聴取を行なったものである。

改正法案中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。前回の意見聴取時と同じ条文番号であっても、内容が異なっている場合や、同内容の事項について、条文番号が異なっている点に注意が必要である。

また、一時、意匠部分を意匠法として特許法から独立させることが検討されていたが、これまで通り特許法に意匠が含まれる形式となっている。

なお、改正法案は 2022 年 3 月 31 日に内閣官房に提出され、2022 年 9 月 27 日に閣議決定されて下院に送付されたが、現時点で審議入りには至っていない。

改正特許法中の意匠部分の注目すべき主な改正点は以下の通りである。なお、法案作成初

期に入っていた、創作性についての登録要件は削除されている。

	改正法案の概要	解説
意匠の定義の改正及び部分意匠の追加 (第3条)	明らかに目で見えるものである点が追加され、同時に部分意匠を含めることが記載された。	部分意匠制度導入のために追加された定義。
本意匠の定義 (第3条)	「本意匠」とは、タイ王国で意匠特許を出願済みで、かつ出願人が関連意匠特許出願のベースとして選んで用いる意匠を指す。	部分意匠制度および関連意匠制度の導入により必要となった定義。 条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。 また、「画面」のデザインが保護対象の意匠に含まれるかどうかは明確ではない。
国内外公知の明記、特許と意匠の先後願及び開示形式についての記載の明確化 (第57条)	タイ王国国内又は国外で特許出願日の前に広く存在している又は使われている意匠、は新規性がないことが明確になった。さらに、特許と意匠の先後願についても規定された。また、開示の方法は「文書、印刷物、展示により行なわれるか、又はいずれかの方法による公衆への開示であるかは問わない。」とされた。	条文中、本意匠に対し、関連意匠として認められる意匠の範囲は明確ではない。 デザインの転用がこの新規性に入らないと考えてよいのか、あるいは、2つのデザインを組み合わせると1つのデザインをするという場合、新規性がないものとするのかは不明である。

		法案作成初期に入っていた創造性（creativity）は外されている。理由は不明である。
新規性喪失の例外規定 （第 57/1 条）	特許出願の前 6 ヶ月以内になされた以下の図画、重要部分又は詳細の開示は、第 57 条の(2)に基づく図画、重要部分又は詳細の開示と見なさない。 (1) 違法行為により起きた、又はその結果行なわれた図画、重要部分又は詳細の開示 (2) デザイナー、意匠特許出願権者、又はデザイナー若しくは特許出願人から許可を得た者による図画、重要部分又は詳細の開示 その場合、省令で定める期間、基準、方法及び条件に従い、特許出願人が関連する証拠を添えて証明書を提出すること。	現行法では第 6 条に 12 月間の新規性喪失の例外規定が置かれている。出願人、デザイナーに許可を得た者まで開示する主体を拡げた。 あわせて、現行法で外国出願意匠についての規定がされている、第 60 条の 2 が廃止される。
出願人による分割申請 （第 60/1 条）	出願人による自身の出願の修正追加又は分割申請を認める。	現行法では第 65 条で第 26 条を準用していなかった。

<p>分割命令の応答期限 (第 60/2 条、第 60/3 条)</p>	<p>当該命令受領日から 60 日以内に分割出願を行ったとき、タイ国内で最初に出願した日を出願日とみなす。当初の出願と同様の効果があることを規定した。</p>	<p>現行法では第 65 条で第 26 条を準用していなかった。</p>
<p>関連意匠 (第 60/4 条)</p>	<p>関連意匠出願について、本意匠と同日に出願した意匠を、本意匠の公開前かつ本意匠の出願から 6 ヶ月以内であれば後日申請可能とした。</p>	<p>関連意匠制度導入に伴い規定された。</p>
<p>公開延長申請の明記 (第 60/7 条)</p>	<p>公開延長申請について明確に記載された。</p>	<p>現状は出願願書に記入することにより運用により扱われている。 なお、改正案中、公開延長申請が可能である時期については記載されていない。</p>
<p>存続期間の改正 (第 62 条)</p>	<p>第 62 条で意匠特許の有効期間は、タイ王国内での特許出願日から 5 年間とし、1 回につき 5 年間の更新を 2 回申請できる、と記載された。これにより権利期間は最長 15 年となった。</p>	<p>現行法では有効期間は出願日より 10 年間であり、延長は認められていなかった。</p>
<p>更新手数料の支払期間 (第 62/1 条)</p>	<p>有効期限の 3 ヶ月前までに行うとともに、期限後 6 ヶ月以内であれば更新の場合に加え割増手数料の支払により更新が認められる。 意匠特許証が特許の有効期限の後</p>	

	で交付される場合、特許証の交付日から 60 日以内に更新手数料を支払う。	
本意匠及び関連意匠の譲渡 (第 63/3 条, 第 63/4 条)	関連意匠特許の譲渡の場合、本意匠とともに譲渡しなければならないことが規定された。	関連意匠制度導入に伴い規定された。
新規性を欠く意匠に対し不適切に交付された意匠特許証の取消手続 (第 63/5 条)	第 56 条の規定に合致しない、新しい意匠には当たらない出願に対し不適切に交付された意匠特許証の取消手続を規定する。	-
ハーグ協定関連の改正 (第 65/1 条～第 65/11 条)	ハーグ協定加盟に対応した条文が追加された。	

② 意匠特許異議申立データベースの公開

知的財産局(DIP)により、意匠特許出願について異議申立期間内にある出願を一覧表示するデータベースが公開され、何人であってもアクセス可能とされている。

URL は以下の通りである。

③ 意匠特許の審査実務

意匠特許の審査実務について、以下の点に変更が加えられた。

- ・ 三次元の形状を示す場合の斜視図の追加

三次元の形状を示す場合に、従来は必要とされていなかった斜視図の提出が、一部の分類において、方式審査による OA として要求されるようになった。この OA については、何らの規則や通知に基づくものではないが、明確な図面を提出することは、意匠権者の利益に叶うものである、との説明がなされている。

また、2023 年 2 月時点では、意匠審査マニュアルの訂正は行われていない。現行の意匠審査マニュアルの発行は 2012 年 9 月である。

(5) 商標

タイは 2017 年 8 月にマドリッドプロトコルに加盟し、2017 年 11 月 7 日に同議定書が発効した。指定国官庁である知的財産局（DIP）は、通報日（その国際登録が指定国であるタイに送付された日）から 18 ヶ月以内に国際事務局へ拒絶理由の通知を行うことになっているため、2019 年中頃から国際出願の中間手続が開始されている。

なお、商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止に関する商務省告示については「4.模倣品対策」に、また、期限を徒過して納入された商標更新料の追加料金を免除する省令案については、「(2) Covid-19 への対応」に記載した。

① 新たな商標審査マニュアルの公開

新たな商標審査マニュアルの改正案が 2021 年 2 月 24 日に公開され、2 月 24 日から 3 月 10 日までのパブリックコメント募集期間を経て、2022 年 1 月 17 日に発行された局告示第 18/2565 号により、知的財産局(DIP)ウェブサイト公開された。この新たな商標審査マニュアルは、即日発効されている。

この商標審査マニュアルにより、主として以下の点が追加あるいは改定されている。

- (i) 登録手続及び審査官の審査手続についてのフロー図の追加
- (ii) 登録書式や書類リストに関する審査要領の追加

- (iii) 商標法第7条第2項(4)に規定された「装飾された数字・文字」に関する識別性の段々についての記載を追加
- (iv) 商標法第8条(6)に規定された外国又は国際機関の名称及び略称を含む商標について、当該国又は当該機関から許可がある場合には登録可能であることを記載。
- (v) 商標法第51/1条に関して、ある指定商品や指定役務の一部が譲渡可能であることを記載。
- (vi) 証明商標及び団体商標の審査ガイドラインの明確化
- (vii) 商標出願の公開方法の明確化
- (viii) 異議申立手続の明確化
- (ix) 登録間命令に関する法及び規則の追加

② ファストトラック(Fast Track)の採用

知的財産局(DIP)において、タイ商標出願、及び、更新申請に関するファストトラック制度を開始した。

これは、商標出願から登録証の発行まで16ヶ月を要し、また、更新申請から更新登録証の発行まで3~6ヶ月を要していたものを大幅に短縮するもので、2021年2月23日に局告示が発行された後、対象となる商標出願、及び、更新申請の要件が改められている。最新の要件は2021年12月9日付け局告示第560/2564号及び第561/2564号によるもので、2022年1月1日から適用されている。内容は以下の通りであり、知的財産局(DIP)窓口での出願と電子出願の双方がその対象となるが、タイを指定国とする、マドリッドプロトコルに基づく出願には適用されない。

(i) 商標出願ファストトラック(Fast Track)

以下の要件を満たす商標出願について、出願から6ヶ月以内にファーストアクションを发出する。

- ・商品／役務の合計数が50品目以内
- ・商品／役務の記載が知的財産局(DIP)データベースに収録されている指定商品及び役務リストの記載と一致すること

知的財産局(DIP)データベース：<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

- ・出願後の補正がないこと

(ii) 更新申請ファストトラック(Fast Track)

以下の要件を満たす更新申請について、更新申請書の審査及び更新登録証の発行は 30 分以内に完了する。

ただし、知的財産局(DIP)窓口での申請の場合は、商標権者が直接行うか、更新申請書を提出し商標権者に代わり更新登録証を受領する権限が明確に授権されている委任状により委任された代理人が行う場合に限られる。また、電子出願の場合は、知的財産局(DIP)が更新料全額を受領した日の翌日に完了する。

- ・ 商品／役務の合計数が 30 品目以内
- ・ 商標登録事項に変更がないこと
- ・ 更新手続に必要な政府手数料が全額支払済みであること。

③ 緊急を要する案件に対するファストトラック(Fast Track)の採用

知的財産局(DIP)はさらに、2022 年 12 月 22 日に、緊急を要する案件に対するファストトラック(Fast Track)の採用についての局告示第 700/2565 号を発行し、2023 年 1 月 3 日から適用を開始した。ただし、この局告示はタイを指定国とする、マドリッドプロトコルに基づく出願には適用されない。

以下の要件を満たす商標出願について、出願から 4 ヶ月以内にファーストアクションを発出する。

- ・ 電子出願システムを通じて出願された新規出願であること
- ・ 1 つの区分のみに対する出願で、商品／役務の合計数が 10 品目以内
- ・ 商品／役務の記載が知的財産局(DIP)データベースに収録されている指定商品及び役務リストの記載と一致すること

知的財産局(DIP)データベース：<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

- ・ 出願時に書類が全て揃っていること
- ・ 出願後の補正がないこと
- ・ 商標の使用計画、マーケティングプランといった商標使用の理由と必要性を示す証拠書類を提出すること
- ・ 以下のデータベースから類似商標の先行調査を実施し、類似する商標が見つかった場合、その結果を審査官の検討のために提出すること

知的財産局(DIP)データベース : <https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

TM View データベース <https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>

WIPO グローバルブランドデータベース : <https://branddb.wipo.int/branddb/en/>

このファストトラックの適用申請が提出された場合、審査官は申請受領の日から 15 日以内にファストトラックの適用・不適用についての判断を提供する。また、必要要件を満たさないファストトラック申請を受けた商標出願については、通常の商標出願として扱うとの、審査官の最終判断が下される。

なお、このファストトラックについて、タイ商標法第 28 条に規定された、外国での優先権主張を伴った出願、あるいは、タイ商標法第 28 条の 2 に規定された、国際展示会に出展した物品に付された商標であることを明示した出願であることを理由に、後から出願された第三者の商標により、ファストトラックを主張した商標出願の公告や登録が取り消される可能性がある。出願人はその可能性を認識し、異議申し立てを受ける可能性についても理解しておく必要がある。また、このファストトラックを利用したことによるいかなる損害についても、出願人やその損害や回復について申し立てることができない。

④ 指定商品および役務リスト

2021 年 3 月 1 日より新たな指定商品および役務リストが採用されており、2021 年 12 月 2 日に改正されている。指定商品及び指定役務について、幅広く記述することは認められないという傾向は以前と変わらないため、例えば「被服」とまとめて指定することは認められず、ティーシャツ、ジャケット、セーターのように商品を個々に指定する必要がある。また、この指定商品および役務リストは随時改正されており、下記の知的財産局(DIP)データベースからダウンロード可能である。

<https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

⑤ 欧州連合知的財産庁(EUIPO)による指定商品・役務選択補助データベース(TMclass)への参加

2021 年 12 月 15 日に、知的財産局(DIP)は、欧州連合知的財産庁(EUIPO)による指定商品・役務選択補助データベース(TMclass)への参加を発表した。

これにより、タイの出願人が、EU をはじめ米国、日本など各国における指定商品・役務

記述を事前に確認することが可能となった。このデータベースは、タイ語で利用可能である。

TMclass : <https://euipo.europa.eu/ec2/>

⑥ タイの他の政府機関に対する商標登録証提出・提示が必要な出願人に対する早期審査
2021年12月28日に、知的財産局(DIP)は、タイの他の政府機関に関連する商品・役務であって、タイの他の政府機関に対する商標登録証の提出・提示が必要な出願人に対する早期審査を、2022年1月1日より開始することを規定した局告示を発行した。ただし、この早期審査は、タイを指定国とする、マドリッドプロトコルに基づく出願には適用されない。

この早期審査は以下の要件を満たす商標出願について、出願から3ヶ月以内に申請されたものに対しては、出願から3ヶ月+15日以内にファーストアクションを発出する。また、出願から3ヶ月経過後に申請されたものに対しては、審査官が申請受領後15日以内にファーストアクションを発出する。

- ・商品／役務の合計数が10品目以内
- ・商品／役務の記載が知的財産局(DIP)データベースに収録されている指定商品及び役務リストの記載と一致すること

知的財産局(DIP)データベース : <https://tmsearch.ipthailand.go.th/>

- ・出願後の補正がないこと
- ・商標登録をタイの他の政府機関に対し提出・提示する必要性及び理由を示した証拠書類を添えた早期審査請求書の提出

⑦ イメージサーチの開始

2022年12月22日に、知的財産局(DIP)は、オンライン上で、イメージサーチの提供を無料で開始した。ユーザーは商標のイメージデータをアップロードすることで、データベースから類似する商標の画像を検索することが可能となった。

以下のウェブサイト、あるいは、またはDIPのアプリケーション「DIP e-Service」から検索可能である。

<https://search.ipthailand.go.th/trademark>

(6) 著作権

商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止に関する商務省告示については、「4.模倣品対策」に記載した。

① 国際条約及びデジタル時代の著作物への対応及び模倣品対策のための著作権法改正

2018年著作権法について、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO Copyright Treaty : WCT）に対応させ、デジタル時代における技術変化に対応した著作物の保護に対応させるための写真の著作物の権利保護の見直しと、模倣品対策をより進めるとともに、国際水準に見合った効率性の増進とプロセスを持たせるための改正が行われた。

この著作権法改正は、2021年11月3日に下院を通過して上院に送付され、2021年12月29日に、上院において大筋承認されたが、そのうちの一部事項についてさらなる審議が必要だとして、下院で再審議された後、2022年2月23日に官報に掲載され、2022年著作権法として2022年8月23日に施行された。

<1>写真の著作物の権利保護の見直し

2018年著作権法は、写真の保護期間について、写真の著作者（写真家）の創作から50年間、ただし、写真の最初の公表の日から50年以内としており、写真の著作者の死後50年間とする、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO Copyright Treaty : WCT）に対応していない。そこで、2022年著作権法により、写真の保護期間を写真の著作者の死後50年間とする改正が行われた。

<2>模倣品対策のための改正

模倣品対策のために、“ノーティスアンドテイクダウン”、サービスプロバイダの責任、及び、侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制についての改正が行われた。それぞれの概要は以下の通りである。

(a) “ノーティスアンドテイクダウン” (Notice and Takedown)

2018年著作権法においては、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者は裁判所

に対し著作権侵害データの除去命令を裁判所に請求しなければならず、ために、手続きに時間を要し、その結果として損害が大きくなっていった。

2022年著作権法では、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者はサービスプロバイダに対し侵害データ除去のための通知（侵害データの取下請求）を送付することができる。

著作権者からの侵害の通知を受け取った後、サービスプロバイダは苦情の内容を検討し、遅滞なく侵害していると申し立てられたデータの除去あるいはアクセス禁止を含む、適切な手段を講ずるとともに、通知された苦情の写しを著作権侵害の理由で告発されたユーザーに即座に送付する。

ユーザからの反論がない場合、サービスプロバイダは侵害データを永久に除去するかあるいはアクセス禁止とする。

ユーザからの反論をサービスプロバイダが受け取った場合、サービスプロバイダは著作権者に対し当該反論を送付するとともに、著作権者がこの件を裁判所に持ち込むことを希望する場合を除いて、その反論を受け取った日から15日後に、侵害データの除去あるいはアクセス禁止を解除すると通告する。サービスプロバイダは侵害データの除去あるいはアクセス禁止を継続する。

このように、2022年著作権法中の手続は、2018年著作権法における手続と比べて、裁判所を介することなく多くの時間を節約でき、著作権者により利便性があるものとなっている。

(b) サービスプロバイダの責任について

2018年著作権法では、サービスプロバイダの責任については著作権法上何らの記載が存在しない。

2022年著作権法では、サービスプロバイダの責任を規定する条文により改善が図られている。

2022年著作権法におけるサービスプロバイダの責任については、著作権侵害を繰り返すサービスユーザに対し、サービス中止手段の適用をはっきりと宣言し、また、そのようなサービス中止手段を作り上げたサービスプロバイダについて、サービスプロバイダが提供するサービスを

- (i) インターネットアクセス、コンピュータデータ送信、コンピュータシステムを通じた他の手段による接続のための仲介物としてのサービス
- (ii) コンピュータデータの一時収納サービス
- (iii) コンピュータデータの預かりサービス
- (iv) コンピュータデータの所在検索サービス

の4類型に分類し、それぞれの類型についての免責条件を詳細に記載して、該当するサービスプロバイダがサービスユーザによる著作権侵害から免責されることが記載されている。

(c)侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制
 2018年著作権法は、侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売を行ういかなる者に対しても責任を負わせていないため、2022年著作権法では、全ての侵害事件をカバーし、より効率的に規制を行うよう条文を改正している。ただし、研究目的などでの法的行為については除外されている。

以上をまとめると、改正法中、注目すべき主な改正点は以下の通りである。国会における審議により変更された主要な点を赤字で示す。

	改正法案の概要	解説
「サービスプロバイダ」及び「サービスユーザ」の定義の追加 (第3条)	「サービスプロバイダ」及び「サービスユーザ」の定義が記載された。 なお、「サービスプロバイダ」の定義から「インターネットアクセスのための」との文言が削除された。	サービスプロバイダの責任についての規制導入のために追加された。 インターネットサービスプロバイダ(ISP)は単なるインターネットへのゲートウェイではないことから明確化のために文言を削除した。
「技術的手段（ハッキングツール）」の定義 (第4条)	「技術的手段（ハッキングツール）」の定義が記載された。	侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制導入のために追加された定義。

<p>「技術的手段（ハッキングツール）」からの除外の定義 (第5条)</p>	<p>「技術的手段（ハッキングツール）」からの除外の定義が記載された。</p>	<p>侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制導入のために追加された定義。 研究目的などでの法的行為は除外対象となるため、追加された。</p>
<p>写真の保護期間についての記載の除外 (第21条)</p>	<p>写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物、音、絵で表現するものの著作物について、創作された時から50年間存続する、ただし、最初に公表されたときから50年間存続する、とされていた規定から、写真についての記載を除外した。</p>	<p>第19条に著作物の保護期間は著作者の死後50年とする規定があり、第21条の規定から写真を除外することで、写真の保護期間は第19条が適用される。 これにより、著作権に関する世界知的著作権機関条約（WCT）に対応する。</p>
<p>サービスプロバイダの責任 (第43/1条～第43/5条)</p>	<p>サービスプロバイダの責任についての規制導入のために追加された。</p>	<p>2018年著作権法には記載がない。</p>
<p>サービスプロバイダに対する著作権者の手段 (第43/6条)</p>	<p>当初案では、規則、手続、条件は商務大臣により官報で告示するとしていたが、直接法案中に記載することとなった。 著作権者が、システムからもたらされる著作権侵害を主張するコンピュータデータの取り下げをサービスプロバイダに求めるための、著作権者の通知の詳細の追加、及び、著作権者からの通知を受領した際のサービ</p>	

	<p>スプロバイダの責任の詳細の追加が行われた。</p>	
<p>サービスプロバイダに対するサービスユーザーの手段 (第 43/7 条)</p>	<p>当初案では、規則、手続、条件は商務大臣により官報で告示するとしていたが、直接法案中に記載することとなった。</p> <p>サービスプロバイダから、システムからもたらされる著作権侵害を主張されるコンピュータデータの取り下げを求める通知を受領した際の、サービスユーザーの反対陳述の詳細の追加が行われた。</p>	
<p>侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制 (第 53/4 条)</p>	<p>侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制のために追加された。</p>	<p>2018 年著作権法には記載がない。</p>

<p>技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制 （第 53/6 条～第 53/8 条）</p>	<p>侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）に関し、サービスの提供、製造、販売、サービス、製品、デバイスの頒布などについての記載が追加された。</p> <p>第 53/8 条は除外のための規定である。</p> <p>第 53/8 条は行政による法の行使を定める条文であるため、プライバシー及び個人データの尊重の重要性から、この除外規定に当たる行為を実施する担当官は、目的の下で運用される手段が適切であることを実証する、適切な証拠の提示が必要とされる点が追加された。</p>	<p>2018 年著作権法には記載がない。</p>
---	--	---------------------------

② 著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示の改正（2021 年著作権情報通知及び著作権情報提供サービスにかかる知的財産局告示第 2 号）

従来、作品の真の著作権者についての事実関係のチェックなしに著作権通知証明は簡単に発行されていた。その結果として、作品のサンプルと著作物の真の著作権者であることを主張する著作権通知証明の出願を、誰もが行うことができていた。

従来、著作権通知証明は、その出願から受領までの期間が約 2-3 ヶ月程度であったため、特許や商標と比べて、最も早い知的財産保護手続であった。そして、2020 年 2 月 18 日より、オンラインによる著作権登録申請が可能となったため、出願人は申請から 2-3 日で電子メールにより著作権通知証明を受領できるようになった。

この、ある種寛容な手続により、著作権通知証明は潜在的な侵害者に対する恫喝手段としても用いられるようになり、また、著作権侵害が示談可能な犯罪となって以来、著作権通

知証明の所持者は、事件を裁判所に持ち込まないための交換条件として、潜在的な侵害者に対し和解金の支払いを求め得ることとなった。ほとんどの、逮捕された侵害者は、可能な限り早く事件を決着させるために和解金の支払いを選択している。これにより、著作物の法的所有権は議論のないまま放置され、裁判所において立証されないままとなっていた。

著作権保護は登録を必要とするものではなく、また、知的財産局(DIP)は、単に送付されてきた作品、上演をアーカイブとして集めてきただけであり、著作権通知証明は著作権者の証明ではなかったため、知的財産局(DIP)は、市場における販売者の著作権通知証明濫用機会根絶のために、より簡単に行える、担当官が不適切な出願拒絶を行えるように授權する、旧局告示を改正した。

この局告示改正は、2020年著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示第1号の第13条を改正するもので、2021年10月1日に2021年著作権情報登録及び著作権情報の提供サービス(Copyright Recordation and Services in providing Copyright Information)に関する知的財産局告示第2号として発行された。

この、第13条の改正により、法律違反と考えられる著作権登録申請、及び、公序良俗に反する恐れのある著作権登録申請は、担当官による拒絶の対象とされることとなった。

(7) 地理的表示(GI)

① 地理的表示についての最近の政策

かねてから、タイ政府は、地域コミュニティにおける収入創出のため、タイの全ての県(77県)での地理的表示(GI)商品の開発及び振興を明言しており、2021年6月28日の、アーントン県のエッカラット(Ekkarat)太鼓の登録を最後に、77県全てのGI商品が揃うこととなった。

また、日本からタイに対して、地理的表示保護を求める出願がすでいくつか申請されているところであるが、そのうち、日本出願の中では第1号として、「東根さくらんぼ」の出願が2021年1月15日に公開され、2021年4月30日に登録された。

参考までに、下記に「東根さくらんぼ」の地理的表示登録公報が掲載された、知的財産局(DIP)のURLを示す。

2022年12月20日時点で、195のGI出願が登録されている。

② 地理的表示(GI)出願に対する支援制度

上記①で述べた、タイ政府による地理的表示(GI)商品の開発及び振興の一環として、知的財産局(DIP)は、地理的表示(GI)出願に対する支援を行なっている。

国際市場におけるタイの地理的表示(GI)商品販売促進のため、知的財産局(DIP)は、タイ全国からの地方共同体からの地理的表示(GI)を登録しており、知的財産局(DIP)の2021年度予算報告に基づくと、知的財産局(DIP)は地理的表示(GI)商品開発のために316.6万バーツの予算を割り当てている。詳細は以下の通りである。

- ・ 地方共同体からの地理的表示(GI)商品を国際市場へ普及するため、知的財産局(DIP)で地理的表示(GI)出願準備のために大学をコンサルタントとして契約。
- ・ 地理的表示(GI)出願を審査する審査官を支援するアシスタントを雇用。
- ・ 地理的表示(GI)商品の品質維持のため、知的財産局(DIP)にて登録を受けた地理的表示(GI)を認証するための内部統制を行うコンサルタントを雇用。
- ・ 国際基準に則り地理的表示(GI)商品の品質を維持するため、知的財産局(DIP)は、地理的表示(GI)商品登録を認証するために、国際基準である製品認証機関の認定基準であるISO/IEC17065:2012に適合した認証機関と契約。
- ・ 国民への地理的表示(GI)商品普及のための、展示会やイベントの開催。例：GI Market、展示会 ThaiFex における GI Pavilion の設置。
- ・ 地理的表示(GI)商品のパッケージの開発支援。

(8) RCEP 施行による知的財産制度及び実務への起こり得る影響

タイは2021年10月28日に、地域的な包括的経済連携協定(Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP)加盟のための批准書を送付しており、RCEPは2022年1月1日から発効となった。

国際通商交渉局(Department of Trade Negotiations : DTN)局長によると、外国貿易局(Department of Foreign Trade : DFT)、税関局、工業経済事務局(Office of Industrial

Economics: OIE) の 3 政府機関が、RCEP に適合させるためのガイドラインを調整する必要がある。

ほとんどの知的財産法が既に RCEP に適合しているため、RCEP が施行されても実務面での変更は予想されていない。

しかしながら現時点で、以下 4 つの RCEP 条文に関し、知的財産法あるいは規則の改正が検討中である。

① RCEP 第 11.9 条（多数国間協定）

RCEP は、その第 11.9 条で、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）、及び、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WIPO Performances and Phonograms Treaty : WPPT）への加盟を義務づけている。

タイは、この両条約に加盟してはいないが、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）に対応させるための著作権法改正については、(5)著作権法、で述べた通りである。

② RCEP 第 11.44 条（十八箇月後の公開）

RCEP 第 11.44 条において、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から 18 か月を経過した後、速やかに出願公開することが規定された。現行のタイ特許法においては、出願公開時期についての定めがないため、タイは特許法を改正して出願公開時期を定める必要がある。このため、審議中の特許法改正案では第 28/1 条で出願日から 18 ヶ月以内に公開するとの条文が追加されている。

この RCEP 第 11.44 条の履行については、タイに対して、RCEP の発効（2022 年 1 月 1 日）から 5 年以内との猶予期間が認められており、タイは、この猶予期間が終了するまでに、特許法を改正して施行することが国際公約となっている。

③ RCEP 第 11.69 条

（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）

RCEP 第 11.69 条の職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止に関連して、タイへの物品輸出入に関し、国境での偽造品輸出入防止に関する下記 3 件の商務省通知が、税関により実施されている。

1980 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知（1987 年 10 月 14 日付け）

1993 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知第 94 号（1993 年 4 月 21 日付け）

1993 年輸出品及び輸入品に関する商務省通知第 95 号（1993 年 4 月 21 日付け）

2021 年 7 月に、外国貿易局(DFT)は上記 3 件の通知を廃止して、新たに、RCEP に適合し、かつ、時代に即した、商標侵害及び海賊版商品の輸出禁止、輸入禁止及び国内通過禁止を規定するための商務省通知を策定するための公聴会を開催した。

2022 年 1 月 4 日に、内閣は上述の新たな商務省通知案を承認し、1 月 6 日に、税関局は新たな商務省通知案及び RCEP に沿って適用される、例えば、輸出品、輸入品、一時通過品が偽造品あるいは海賊版商品であるかどうかを税関職員が審査するために非常に重要な、商標権者あるいは著作権者が商標あるいは著作権の通知を送付するためのチャンネルを提供するなどの、作業手順を公表した。

この作業手順は、商務省通知に従うものであるが、財務省税関局によって実施される。したがって、過去において、国境での知的財産保護が十分に認識されていない際に税関局がこの問題をどのように取り扱うか、そして知的財産局(DIP)と税関局の間のあるべき協力がどのようなものかについては、明確なガイドラインは存在していなかった。

それゆえに、知的財産保護を所管する知的財産局(DIP)の役割と、国境での知的財産保護にあたる税関の役割は、重複し、非常に混乱するようにみえている。知的財産局(DIP)もまた、国境での保護申請を受けて税関に転送し、また、商標権者及び著作権者も同様に税関局に対し申請を送付できる。このことが、申請の成り行きをフォローする必要のあった知的財産権者にも、混乱を引き起こしていた。

新たな商務省通知により、知的財産局(DIP)と税関のワークフローが明確になる。

④ RCEP 第 11.72 条（権限のある当局による廃棄の命令）

RCEP 第 11.72 条の権限のある当局による廃棄の命令に関する規定における、当該物品が廃棄されない場合の扱いについて、どのように扱うのが最も適当であるのか、タイ政府は現在検討中である。

4. 模倣品対策に関する最近の動向

「2. タイで知財リスクを最小限にするために」でも述べた通り、タイで産業財産権リスクを最小限とするためには、出願し早期に権利化すること、先使用権を獲得すること、知財情報を入手することがまず必要である。

模倣品対策全般についてここで述べるには紙幅が足りないため、以下のリンク先の文書などを参照されたい。税関での水際手続き等は、2022年7月に新しい告示が出て実務が変化しているので注意してほしい。

タイ模倣対策マニュアル（2022年3月）〈独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)〉

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_202203.pdf

その上で、模倣品対策に関する最近の動向について、以下に記述する。

(1) 最近の法的措置の動向

① 模倣品対策のための著作権法改正案

改正された著作権法が2022年8月23日に施行されたが、そのうち、模倣品対策のための改正部分について再掲する。

なお、改正著作権法の改正特徴部分については、「3. 最近の知財法制・審査実務について（知的財産局所管分）」を参照されたい。

模倣品対策のために、“ノーティスアンドテイクダウン”、サービスプロバイダの責任、及び、侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制についての改正が検討されている。それぞれの概要は以下の通りである。

(a) “ノーティスアンドテイクダウン” (Notice and Takedown)

改正前の2018年著作権法においては、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者は裁判所に対し著作権侵害データの除去命令を裁判所に請求しなければならず、ために、手続きに時間を要し、その結果として損害が大きくなっていた。

改正後の2022年著作権法では、著作権者が著作権侵害を発見した場合、著作権者はサービスプロバイダに対し侵害データ除去のための通知（侵害データの取下請求）を送付する

ことができる。

著作権者からの侵害の通知を受け取った後、サービスプロバイダは苦情の内容を検討し、遅滞なく侵害していると申し立てられたデータの除去あるいはアクセス禁止を含む、適切な手段を講ずるとともに、通知された苦情の写しを著作権侵害の理由で告発されたユーザに即座に送付する。

ユーザからの反論がない場合、サービスプロバイダは侵害データを永久に除去するかあるいはアクセス禁止とする。

ユーザからの反論をサービスプロバイダが受け取った場合、サービスプロバイダは著作権者に対し当該反論を送付するとともに、著作権者がこの件を裁判所に持ち込むことを希望する場合を除いて、その反論を受け取った日から15日後に、侵害データの除去あるいはアクセス禁止を解除すると通告する。サービスプロバイダは侵害データの除去あるいはアクセス禁止を継続する。

このように、2022年著作権法中の手続は、2018年著作権法における手続と比べて、裁判所を介することなく多くの時間を節約でき、著作権者により利便性があるものとなっている。

(b) サービスプロバイダの責任について

2018年著作権法では、サービスプロバイダの責任については著作権法上何らの記載が存在しない。

2022年著作権法では、サービスプロバイダの責任を規定する条文により改善が図られている。

2022年著作権法におけるサービスプロバイダの責任については、著作権侵害を繰り返すサービスユーザに対し、サービス中止手段の適用をはっきりと宣言し、また、そのようなサービス中止手段を作り上げたサービスプロバイダについて、サービスプロバイダが提供するサービスを

- (v) インターネットアクセス、コンピュータデータ送信、コンピュータシステムを通じた他の手段による接続のための仲介物としてのサービス
- (vi) コンピュータデータの一時収納サービス
- (vii) コンピュータデータの預かりサービス

(viii) コンピュータデータの所在検索サービス

の4類型に分類し、それぞれの類型についての免責条件を詳細に記載して、該当するサービスプロバイダがサービスユーザによる著作権侵害から免責されることが記載されている。

(c)侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売に対する規制
2018年著作権法は、侵害事件における技術的手段（ハッキングツール）の製造あるいは販売を行ういかなる者に対しても責任を負わせていないため、2022年著作権法では、全ての侵害事件をカバーし、より効率的に規制を行うよう条文を改正している。ただし、研究目的などでの法的行為については除外されている。

② 商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止

商標権侵害品及び著作権侵害品に関し、輸出入禁止及びタイ国内への持ち込みを禁止とする、商務省告示が2022年1月4日の閣議で承認され、2022年3月27日に発行されて、2022年7月30日に施行された。

この商務省告示は、2021年7月30日まで、外国貿易局(DFT)ウェブサイトで意見募集が行われていたもので、以下の2点を主な内容とする。

- ・商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入禁止及びタイ国内への持ち込みを原則として禁止する（非営利目的で、不当に数量が多くない場合は除外される）。
- ・商標権者又は著作権者が、侵害可能性のある物品の検査に関し、税関が定める規則・手続・条件に従い税関職員に情報を報告可能とする。

そして、この商務省告示に伴い税関局も、2022年7月29日より発効となった税関局告示第106/2565号を新たに発行し、この税関局告示は官報に2022年8月4日に掲載された。これにより、税関職員が、商標権侵害及び著作権侵害が疑われる物品が、真性品か侵害品かを職権において検査、検討、決定するための権限を有することとなった。

③ タイ税関知的財産権記録システム(Thai Customs IPR Recordation System : TCIRs)の運用開始

タイ税関局は、商標権及び著作権侵害品の輸出入禁止及び国内持ち込み禁止に関する、

2022年7月27日付けで税関局告示第106/2565号を発出した。この税関局告示は2022年8月4日に官報に掲載され、2022年7月29日より有効となっている。

この税関局告示により、税関職員は、商標権または著作権を侵害する疑いのある物品が真正品か偽造品かを検査、検討、決定する職務上の権限を有することとなった。

そして、この税関局告示第106/2565号に基づき、新タイ税関知的財産権記録システム(Thai Customs IPR Recordation System : TCIRs)の運用が2022年9月より開始された。

このTCIRsの主目的は、税関職員が商標権または著作権を侵害する疑いのある物品を発見した際に、税関職員の職務を支援するデータベース兼証拠として、これらの商標権または著作権情報の使用を容易にするためのものである。これにより、税関職員は、商標権または著作権を侵害する疑いのある物品が真正品か偽造品かを速やかに検査、検討、決定することができる。

このTCIRsを用いた税関実務について、商標権者及び著作権者は、

- ・ TCIRs への商標及び著作権情報の記録
- ・ 検査要請の提出

という、2つのオプションを使用することができる。

(1) TCIRs への商標及び著作権情報の記録

商標権者及び著作権者またはその代理人は、タイ税関局に対して直接、商標権または著作権の登録情報を記録する申請書を提出することができる。

[1]TCIRs に記録された情報が使用される期間

申請書受領日から3年間、または、商標権または著作権の残存期間（ただし最長3年間）、TCIRs に商標権または著作権の登録情報が記録される。

この期間は、上記の期間満了の30日前までに税関執行部門に延長申請を行うことにより、さらに3年間あるいは商標権または著作権の残存期間（ただし最長3年間）延長することができる。

[2]記録された情報の変更

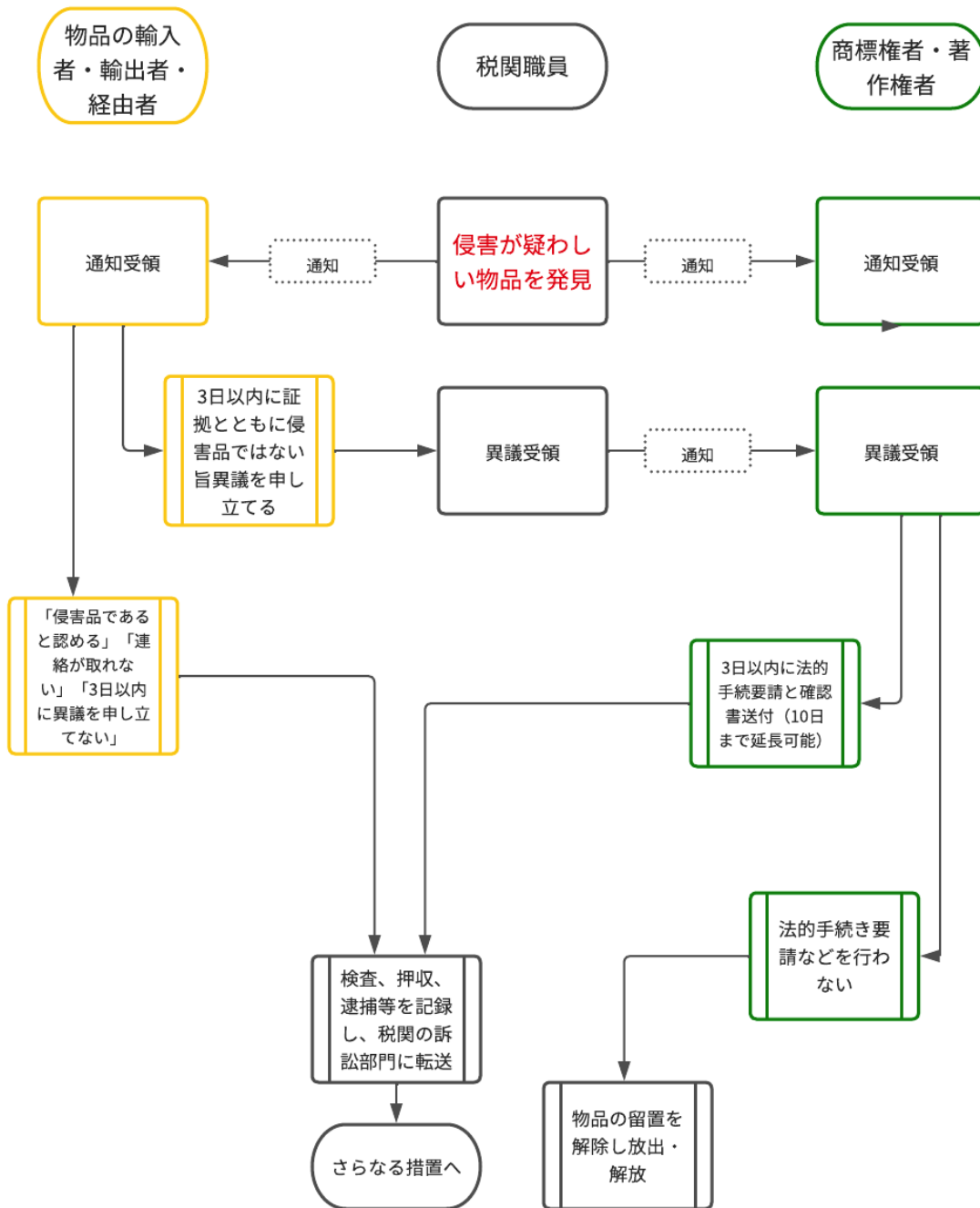
商標権または著作権の情報に変更あるいは更新がある場合、商標権者及び著作権者またはその代理人は、できるだけ早く変更後あるいは更新後の情報をTCIRsに記録する必要がある。

る。そうしないと、税関職員は、最新の情報ではない、変更前あるいは更新前の情報に基づいて業務を進めることとなる。

[3]TCIRs に情報が記録された後の税関実務

TCIRs への情報記録後、タイに輸出入あるいはタイ国内に一時持ち込みされた物品が、商標権または著作権を侵害する疑いのある場合、税関職員は疑いのある物品を一時押収した上で、下記の措置を取る。

以下、税関職員（黒枠内）、輸入者・輸出者・経由者またはその代理人（黄枠内）、商標権者・著作権者またはその代理人（緑枠内）、とした上で記載する。

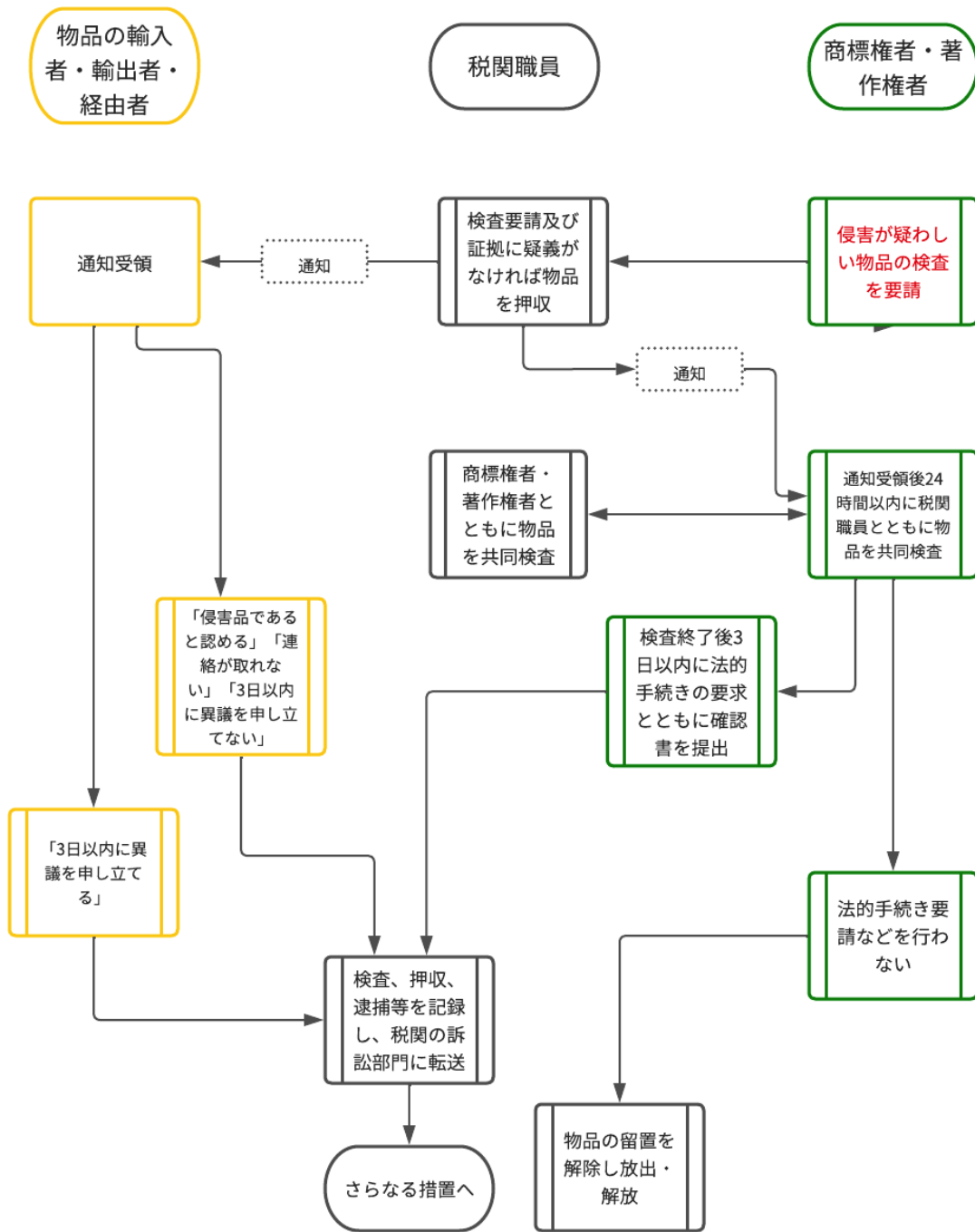


(2) 検査要請の提出

これは、(1)とは別に、商標権者及び著作権者またはその代理人が、タイに輸出入あるいは

タイ国内に一時持ち込みされた物品が、商標権または著作権を侵害する物品であると疑うに足る合理的な理由がある場合、個々の場合について、タイ税関局に対し、商標権または著作権を侵害する疑いのある物品を検査する要請を提出することができる、というものである。

以下、税関職員（黒枠内）、輸入者・輸出者・経由者またはその代理人（黄枠内）、商標権者・著作権者またはその代理人（緑枠内）、とした上で記載する。



なお、上記 2 つのオプションのいずれを使用する場合であっても、以下の点に留意が必要である。

- ・上記 2 つのオプションに基づくいかなる行為も、商標権者及び著作権者またはその代理人は、輸入者・輸出者・経由者またはその代理人への申請または要請に基づく物品の検査における税関職員の善意の行為から生じるいかなる損害にも責任を負う。

- ・商標権者及び著作権者またはその代理人に連絡が取れず、通知後 3 日以内に法的手続の要請とともに確認書の提出が行われなかった、と判断されることを避けるために、商標権者及び著作権者またはその代理人の側で、真正品の輸入者・輸出者・中継業者またはその代理人など関係者に対し、TCIRs のシステムを周知しておく必要がある。

- ・正規の真正品輸入時に問題が生じないようにするため、偽造品と真正品を区別する方法を含む、真正品の詳細情報を TCIRs 登録時にあわせて提出しておく。

- ・上記 2 つのオプションのいずれについても、実際に具体的な案件に対する運用開始後に税関での実務が修正される可能性がある点に注意されたい。

- ・TCIRs の運用開始に伴い、従前の税関の知的財産権システムに記録された情報は全て消去されている。そのため、商標権・著作権の侵害問題に関心を有する、商標権者及び著作権者またはその代理人は、あらためて TCIRs への登録を行うことが望ましい。既に旧システムで事前登録を行っていた者は、現地代理人に確かめてほしい。

④ 関税法の改正準備

現行のタイ関税法は、2017 年に改正されたものである。この 2017 年改正においても、虚偽申告などを含む税関での違反行為に対し厳罰化が図られ、最高で 10 年の禁錮及び／又は 50 万バーツの罰金が課されることとなっている。

しかしながら、すでに改正後 5 年を経過しているため、ビジネスの実態により即した法令とし、運用面の課題を改善するために、税関局では関税法改正に向けた公聴会の開催準備を進めている。

公聴会は 2023 年中に開催される予定である。

(2) 最近の自主的措置の動向

① インターネット上の知的財産権保護に関する覚書

インターネット上の知的財産権保護のため、2021年1月11日に、知的財産局(DIP)及び関連政府機関は、主要な3つのオンラインプラットフォームであるShopee、Lazada、JD Central、及び、知的財産権者・代理人と、インターネット上の知的財産権を保護するための覚書に署名した。

この覚書は、知的財産権を侵害する商品のオンライン販売の無効化と、オンライン上で商売を行う者に対する、知的財産知識の提供と啓発の2つを主要な目的としている。

また、この覚書に基づき、対策の評価・強化のために定例会議が開催されることとなり、四半期ごとに署名機関による会議が開催されている。

② オンライン広告及び知的財産に関する覚書

知的財産権の権利者と、広告主の間の協力体制を構築するために、知的財産局(DIP)は2022年10月28日に、知的財産権者20名及び3つの広告団体と、知的財産権を保護しオンライン広告上の侵害行為と取り組むために努力する、覚書に署名した。

3つの広告団体は、

- ・ タイ広告協会(Advertising Association of Thailand : AAT)
- ・ タイデジタル広告協会(Digital Advertising Association(Thailand) : DAAT)
- ・ タイメディアエージェンシー協会(Media Agency Association of Thailand : MAAT)

である。

この協力における重要な手段には、

- ・ 知的財産権を侵害する商品に対する広告の停止
 - ・ ウェブサイトやアプリオーナーの収入の道を断つための知的財産権を侵害するサイトやアプリからの広告の引き上げ
 - ・ 知的財産権を侵害する広告コンテンツの生産や頒布の回避
- が含まれている。

③ 知的財産局(DIP)とオンラインプラットフォーム Shopee との共同による侵害品報告フォーム開設

知的財産局(DIP)は、オンラインプラットフォーム Shopee(Thailand) Co., Ltd.と共同して、Shopee のプラットフォーム上で、知的財産権者または代理人が、知的財産権侵害品の販

売停止を求めて報告するためのフォームを 2022 年 10 月に開設した。

知的財産権者または代理人は、知的財産権侵害が疑われる商品の販売を発見した場合、このフォームから、その知的財産権侵害が疑われる商品に対する苦情と、商標登録証の写し、委任状の写しなどの書類を添付して報告する。Shopee(Thailand) Co., Ltd.は報告に対応して調査を行い、知的財産権者やその代理人、知的財産局(DIP)などの関係機関と連絡を取り、問題を速やかに解決する。

Shopee(Thailand) Co., Ltd.が知的財産権侵害品の販売を発見した場合には、Shopee(Thailand) Co., Ltd.はその販売者に対し、プラットフォーム上での商品販売を、法規則を遵守した Shopee(Thailand) Co., Ltd.の会社方針に従って行うよう措置を講じる権利を有する。この侵害品報告フォームへは、説明とともに以下の URL からリンクされている。

[https://help.shopee.co.th/portal/article/80736-\[นโยบาย\]-การคุ้มครองทรัพย์สินทางปัญญาของ-Shopee](https://help.shopee.co.th/portal/article/80736-[นโยบาย]-การคุ้มครองทรัพย์สินทางปัญญาของ-Shopee)

④ 知的財産権侵害品の破壊・廃棄

TRIPs 協定に基づく義務の履行や、関連するタイ国内法令への適合と、権利者・消費者のリスクや損害を軽減させ、知的財産権に関する国民意識の普及啓蒙、さらには、押収された知的財産権侵害品が、再び市場へ出回ることを防止する目的で、年に一度、知的財産局(DIP)は他の政府機関とも協力して、デモンストレーションを兼ねて、知的財産権侵害品の破壊・廃棄を公開している。なお、Covid-19 の大流行の影響により、2021 年の公開はオンライン上で公開された。

この、知的財産権侵害品の破壊・廃棄にあたっては、すべての政府機関で押収された知的財産権侵害品を集めて、重機で潰す、焼却するなど、大規模に行われている。

2022 年 8 月 26 日に行われた知的財産権侵害品の破壊・廃棄では、404,985 点の知的財産権侵害品が破壊された。これらの品目が仮に真正品であった場合、その価額は 1 億 7,322 万 8 千バーツ相当となる。

⑤ 知的財産権に関する啓発・教育活動

知的財産局(DIP)は、知的財産権の法執行を担う政府職員や、国民一般に対し、外国知的財

産庁や知的財産関連団体、企業、大学などと提携して、知的財産権制度の普及啓蒙や制度理解のためのセミナーやフォーラムを開催している。

また、ソーシャルメディアを通じて、国民向けに知的財産権制度に関する普及啓蒙活動を行っており、こういった活動を通じて、国民の知的財産権への意識を高め、知的財産権侵害品へのアクセス防止を図っている。

知的財産局(DIP)の公式ソーシャルメディアは、以下の通りである。

Youtube

<https://www.youtube.com/channel/UCsK8BLX4i5nPTgSmLQztETw/featured>

Facebook

<https://www.facebook.com/ipthailand/>

Instagram

<https://www.instagram.com/ipthailand/>

Twitter

https://twitter.com/dip_thailand

⑥ 利害関係人との協議会

知的財産局(DIP)は、関連政府機関及び知的財産権者と、知的財産に関連するあらゆる問題に関して協議を行うための場として、年次協議会を設けている。

この年次協議会において、知的財産局(DIP)はタイの知的財産の状況に関する最新情報を提供するとともに、知的財産の保護及び執行に関するファクトシートを全ての利害関係者に閲覧し、コメントを求めて今後の改善に役立てている。

5. 知的財産関連支援制度

(1) 税優遇措置

① タイ投資委員会（BOI）によるもの

タイ投資委員会（BOI）はタイ国内へ投資を行う企業に対し、法人所得税や研究開発に使用する原材料の輸入税の免除を基礎的な恩恵として付与するが、下記の投資・支出が所定の要件を満たす場合、追加で法人所得税の免除を付与する。（出所：タイ国投資委員会ガイド 2022）

2 メリットによる追加恩典

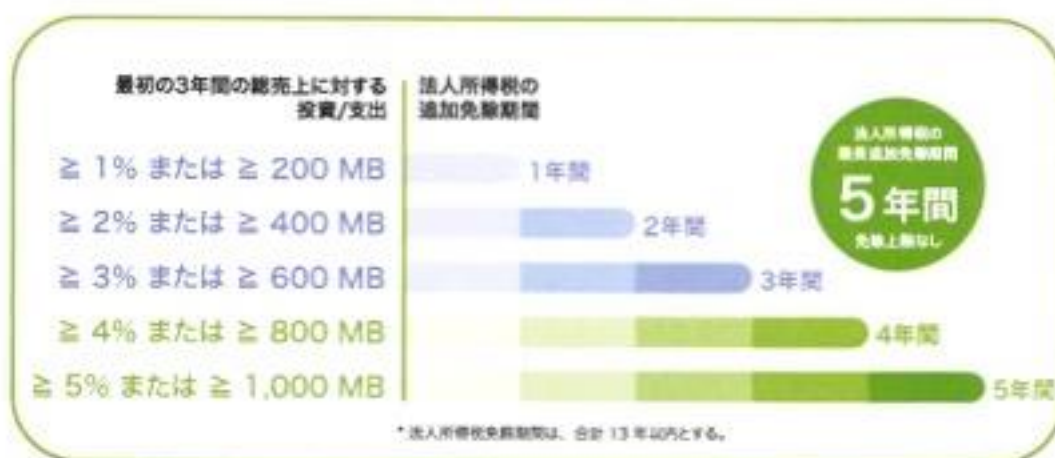
2.1 競争力向上のための追加恩典



投資 / 支出の割合に応じて追加恩典を以下のように付与する。



技術及びイノベーションの研究開発 (R & D) のみへの
投資 / 支出を有する場合



上記追加恩典付与対象の投資・支出として挙げられている「タイ国内で開発された技術のライセンス料」について、タイ投資委員会 (BOI) は、既存の方法を改善するための競争力向上手段に関する 2022 年 12 月 8 日付け布告 (第 10/2565 号) を発行し、タイ国内で開発された技術に対する知的財産ライセンス料に対する支出がある場合、投資者は追加恩典を申請できることを記載している。

知的財産のライセンスングに関しては、タイ国内の多くの機関が固有のライセンスング機関を有している。例えば、国立科学技術開発庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)の技術移転機関(TLO)は、NSTDA 傘下のタイ国立電子コンピュータ技術計算センター(National Electronics and Computer Technology Center : NECTEC)、タイ国立遺伝子生命工学研究センター(National Center for Genetic Engineering and Biotechnology : BIOTEC)、タイ国立ナノテクセンター(National Nanotechnology Centre : NANOTEC)などの関連機関の研究開発に対する、知的財産ライセンスングを含めた知的財産管理を行なっている。

タイ国内で開発された知的財産を利用することを考慮する場合、それら TLO などに問い合わせ、特許権など知的財産権のライセンス契約を結べば、そのライセンス費用を追加恩典として、法人所得税の免除の対象とすることができる。

ただし、現行タイ特許法では、第三者対抗のためにはライセンス契約の「登録」が定められており（第 41 条）、この登録に際し、ライセンス契約書一式を当局に提出しなければならない、全ての内容を開示する必要がある点に注意が必要である。

なお、上記布告においては、タイ国内の自社内における研究開発への支出や、タイ投資委員会 (BOI) により承認されている教育機関などの科学技術組織への寄付なども、追加恩典の対象とされている。

投資・支出の金額に応じて恩典の与えられる期間は異なるため、詳細はタイ投資委員会 (BOI) に直接問い合わせをするなどして事前に確認することが望ましい。

また、2021 年 9 月 16 日付け布告（第 3/2564 号）でタイ投資委員会 (BOI) は、業種 7.34 「国際ビジネスセンター (IBC) 」に対する投資奨励条件を、従前の 2018 年 12 月 11 日付け布告（第 6/2561 号）から変更した。

変更点は、対象事業範囲について、

項目 1.12 歳入局が規定したその他の支援サービスを削除し、

項目 1.12 財務センターの財務管理サービスの業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理に基づいて実施可能なもの

項目 1.13 委員会が承認したその他の支援サービス

と改正した点、及び、項目 1.12 で新たに規定された関連企業への貸付業務を実施する際の事業範囲についての条件を付した点である。

この、2021 年 9 月 16 日付け布告（第 3/2564 号）は、2021 年 6 月 30 日より有効とされている。

（参考）

2021 年 9 月 16 日付け布告（第 3/2564 号）非公式日本語訳（タイ投資委員会（BOI）サイト）

https://www.boi.go.th/upload/content/Sor.3_2564_JP.PDF

2018 年 12 月 11 日付け布告（第 6/2561 号）非公式日本語訳（タイ投資委員会（BOI）サイト）

https://www.boi.go.th/upload/content/IBCsor6_61_5c21d7eac9266.pdf

恩典付与の基準や対象業種は適宜変更される場合があるため、詳細はタイ投資委員会（BOI）に直接問い合わせをするなどして事前に確認することが望ましい。

② 国立科学技術開発庁(NSTDA)によるもの

中小企業及びスタートアップに対する支援のため、国立科学技術開発庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)は、タイ科学技術研究所(Thailand Institute of Scientific and Technological Research : TISTR)、タイマネジメントシステム認証機関(Management System Certification Institute (Thailand) : MACSI)、タイ生産性機構(Thailand Productivity Institute : FTPI)とともに、技術開発時の研究者間の研究開発評価システム普及のために、税優遇措置を提供している。

研究開発管理のための、Research, Technology Development and Innovation Management System(RDIMS)を通じての税優遇措置申請により、研究費用に関して、最大 300%の税優遇措置を受けることが可能である。

ただし、タイ国内・国外での研修費用は、この税優遇措置の対象には含まれない。

詳細は国立科学技術開発庁(NSTDA)に直接問い合わせをするなどして事前に確認することをお勧めする。

(2) 料金減免または助成制度

① 知的財産局(DIP)によるもの

Covid-19 の大流行を受けて、商務省は時限立法による商務省規則を施行し、2022 年 4 月 9 日から 9 月 30 日の間、政府費用の減免措置を講じた。

内容は以下の通りである。

特許・小特許・意匠：納付される年金の 30%を減額

商標：権利満了日まで 6 ヶ月以内の案件を対象に更新費用の 20%を減額

② デジタル経済振興庁 (DEPA) によるもの

デジタル経済振興庁 (Digital Economy Promotion Agency, DEPA) は、デジタル産業あるいはデジタルイノベーションにおける知的財産保護のための、「IP バウチャープログラム (IP Voucher Program)」による助成を行なっている。

助成を受けることのできる者は、政府機関、民間企業、教育機関、ローカルコミュニティ、政府機関とともに登録された農民であり、デジタル経済振興庁 (DEPA) は、助成を受けようとするプログラムに対し、申請者の準備状況及び実施状況、知的財産登録を受けようとするデジタルイノベーションの種類、既存技術との重複の有無、期待される成果、適切と考えられる予算についての審査を行い、採択されたプログラムに対し、1 年以内、最大 10 万パーツの範囲で、以下の費用に対する助成を行う。

(i) タイ及び外国への出願費用 (特許、意匠、商標、著作権及びその他の知的財産権)

(ii) 上記に関連する支出 (例：特許/意匠のサーチ費用、書類提出費用、登録費用など)

ただし、すでに存在するか、保有している権利の更新費用や譲渡費用は、この助成制度の対象にはならない。

これらの費用は、デジタル経済振興庁 (DEPA) により費用補償の形式で助成されるため、助成対象となるプログラムについては、助成を受けるプログラム申請者が一旦費用を支払った後で、デジタル経済振興庁 (DEPA) に対し証拠となる書類を送付し、助成を受けることとなる。

助成を受けるプログラム申請者は、デジタル経済振興庁 (DEPA) により採択されたプログラムに関し、デジタル経済振興庁 (DEPA) との間で採択後 30 日以内に覚書を締結し、覚書締結後 90 日以内にプログラムを開始しなければならない。90 日以内にプログラムが

開始されない場合、デジタル経済振興庁（DEPA）による採択は取り消される。この 90 日間の期間は、最大 45 日間の延長が可能である。

また、目的、生産性、プロジェクト期間及び予算の増減に影響するいかなる環境条件の変更も、事前にデジタル経済振興庁（DEPA）の承認を得る必要がある。

助成期間の終了時に、プログラム申請者は、プロジェクト名、プロジェクト運営者、目的、重要業績評価指標(KPI)、プロジェクト実績、実績の概要、プロジェクトの問題点・障害・助言、申請書や証明書類の写しと写真などを添えた、詳細なプロジェクト評価書をデジタル経済振興庁（DEPA）に対し提出しなければならない。

デジタル経済振興庁（DEPA）のサイトにおいて、助成の例が公開されている。

<https://www.depa.or.th/en/digitalservice/digital-intellectual-property-voucher/goals-and-areas>

には、2018 年、2019 年のデジタル産業における分野別の以下の助成対象企業が記載されている。

Hardware & Smart Devices

対象年	対象企業	助成対象: 業務(黒)、ポートフォリオ(青)、プロジェクト(赤)
2018	Farm Dee Asia Co., Ltd.	Digital Agricultural Greenhouses
	Asentech (Thailand) Co., Ltd.	"Forklift Reader"
	XC Co., Ltd.	Sphere Assembly
	Pineapple Vision Systems Co., Ltd.	Development of AI in a box products and standard calibration
	Tech Logistics Company Enterprise. Co., Ltd.	Accurate and efficient outdoor cargo tracking and storage with IoT technology
	Centro Vision Co., Ltd.	Sign Air Mark Pocket-sized intelligent ground control pin
2019	Nova Green Power System Co., Ltd.	Smart meter
	Wireless Solution Asia Co., Ltd.	CAPTEUR IOT Ecosystem
	Future Civilized Technology Co., Ltd.	Intelligent drive Systems for automated mobile machines and robots.

Software

対象年	対象企業	助成対象: 業務(黒)、ポートフォリオ(青)、プロジェクト(赤)
2019	Mall Bangkok innovation Co., Ltd.	Mall Walker Map & Mobile Application
	Avalant Global Co., Ltd.	One Web Platform
	Q Box Point Company Limited	Farmbook

Digital Service

対象年	対象企業	助成対象: 業務(黒)、ポートフォリオ(青)、プロジェクト(赤)
2019	My Brand Corporation Company	My band, a band booking platform that is copyrighted

また、

<https://www.depa.or.th/en/digitalservice/digital-intellectual-property-voucher/success-case>

には、以下の 7 プロジェクトが成功例として記載されている。

プロジェクト名	対象企業	期間
Digital Agricultural Greenhouses	FarmD Asia Co.	8ヶ月
Forklift Reader	Azentec (Thailand) Co., Ltd.	8ヶ月
Sphere Assembly	XC Company Limited	8ヶ月
AI in a box product development and calibration project	Pineapple Vision Systems Co., Ltd.	1年
My Band, a licensed band booking platform	My Band Corporation	1年
Precise and Efficient Outdoor Tracking and Storage with IoT Technology	Tech Logistics company Enterprise Co., Ltd.	7ヶ月
Sign Air Mark Pocket-sized intelligent ground control pins	Centro Vision Company Limited	6ヶ月

この助成に関する情報は、デジタル経済振興庁 (DEPA) の下記 URL にまとまっている。

<https://www.depa.or.th/en/digitalservice/digital-intellectual-property-voucher>

詳細はデジタル経済振興庁 (DEPA) にアクセスし情報を入手されたい。

6. 知的財産登録出願、審査期間、審判、裁判統計

(1) 直近 5 年間の出願および登録件数

＜出願件数、登録件数、審判件数、提訴件数＞

知的財産局 (DIP) および各裁判所から入手したデータを引用した。2022 年のデータはいずれも速報値であるため、確定後の変動があり得る。また、Covid-19 のパンデミックの影響により、数値整理が遅れている部分がある。

分析については、データ数が少ないこと、比較となるデータがまだ少ないこと、データ取得方法の相違などから、困難であることをお断りしたい。

＜審査期間＞ (出願から登録までの期間)

発明特許について、2018 年、2019 年については、登録された発明特許 70 件 (7 つの技術グループからそれぞれ 10 件ずつ)、2021 年、2022 年については登録された発明特許 90 件 (9 つの技術グループからそれぞれ 10 件ずつ) を抽出し、「出願から登録までの期

間」を2016年の調査結果¹と比較した。

それ以外は2018年、2019年、2021年、2022年について、小特許について20件（機械10件、化学10件）、意匠40件（分野問わず）、商標40件（審判請求無し30件、審判請求あり10件）を抽出し、「出願から登録までの期間」を2016年の調査結果²と比較した。2018年、2019年、2021年調査では、過去（2016年）の調査とは違い出願人国籍、代理事務所を考慮に入れていないため、比較結果は参考として捉えている。

また、2020年に知的財産局(DIP)における特許の技術グループ数が7から9に変更されたため、2021年、2022年の発明特許については登録された発明特許90件（9つの技術グループからそれぞれ10件ずつ）を抽出しているため、それ以前との単純な比較ができなくなっている。

① 発明特許

2022年の出願件数は8,566件で、2021年の出願件数8,236件から回復をみせて、Covid-19以前の2019年の数値8,176件を上回っている。登録件数については、2022年は2,213件と、2020年の3,525件、2021年の2,995件から大幅に落ち込んでいる。これは、知的財産局（DIP）におけるシステムトラブルの影響が考えられる。また、国・地域別の出願件数については、2022年の出願件数のうち1,719件が国・地域別の分類が終了していない状況ではあるが、日本からの出願の減少が著しく、日本の製造業の生産ハブとしてタイを位置づけていることを考えると、残念な状況となっている。

出願から登録までの期間については2018年調査では2016年調査から全ての分野において短縮され、特に電気（12.4年→8.41年）、機械（8.85年→5.73年）、バイオ（16.6年→

¹ ASEAN 知的財産動向報告会(2017.05.24)

タイにおける知的権利化期間調査(S&I International Bangkok Office, 井口雅文)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf

² ASEAN 知的財産動向報告会(2017.05.24)

タイにおける知的権利化期間調査(S&I International Bangkok Office, 井口雅文)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_7.pdf

10.34年)分野の短縮が目立ったが、2022年調査では審査期間について長期化する分野と短期化する分野の二極化が著しい。2021年、2022年の調査は技術グループ数の変更から直接の比較はできないが、2022年についてはCovid-19の影響と、知的財産局(DIP)において、8月から11月にかけてシステム障害により審査がストップしたため、あまり改善は見られない。

審査請求から登録までの期間については、2022年時点で、最も長い医薬で6.88年、最も短い化学工学で0.99年である。特許法改正案が施行されれば、審査請求期間が出願公開日基準ではなく、出願日基準となり、かつ、審査請求できる期間も短縮されるので、全体として登録までの期間は短縮されていくことが期待される。

また、PPH申請を行った案件について、そのみを抜き出すことはできないため、全体としての比較ではなく個別の話となってしまうが、PPH申請から登録までの期間は化学・材料で1.51年(1件)(審査請求から登録まで平均5.80年)、物理で3.02年(2件)(審査請求から登録まで平均1.36年)、食品・化粧品で5.10年(1件)(審査請求から登録まで平均4.88年)となっており、審査請求から登録までの平均期間と比べて、必ずしも短縮されているとはいえない結果となっているが、これは各案件の個別事情によるものと推察される。

なお、特許審査官数自体は順調に増員されている。

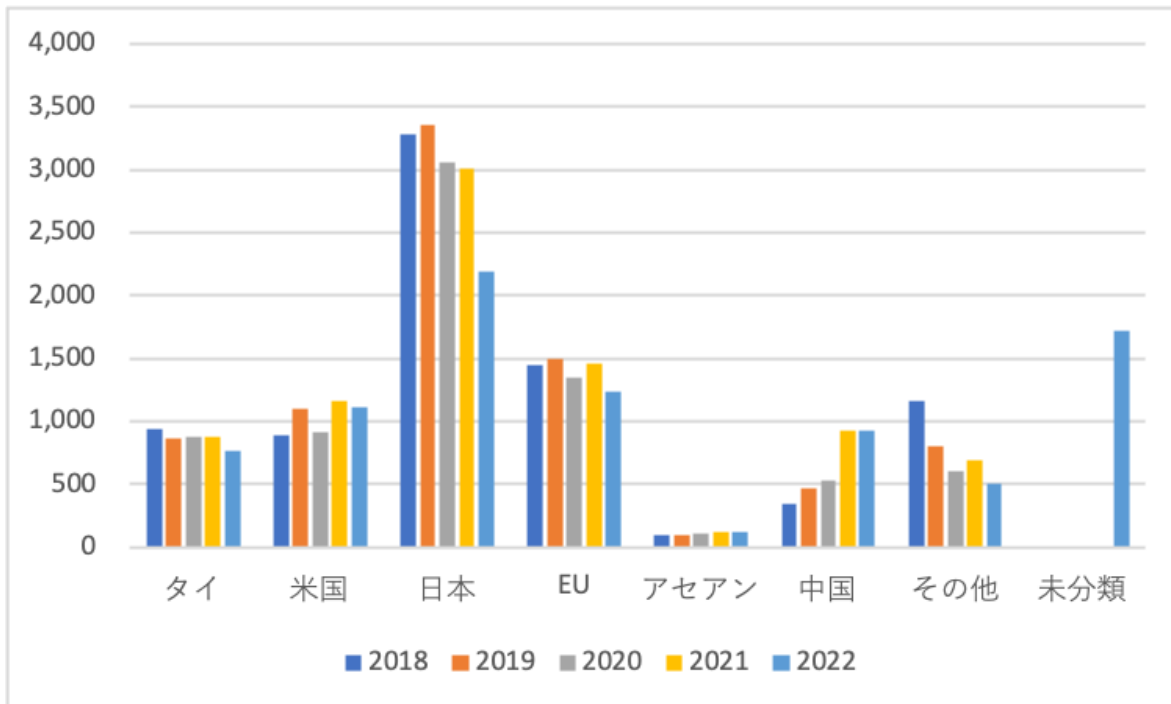
【出願件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	未分類	合計
2018	933	891	3,281	1,447	90	348	1,159	-	8,149
2019	862	1,096	3,356	1,492	100	466	804	-	8,176
2020	871	914	3,059	1,341	108	525	604	-	7,422
2021	871	1,164	3,004	1,463	121	922	691	-	8,236
2022	763	1,107	2,184	1,240	122	929	502	1,719	8,566

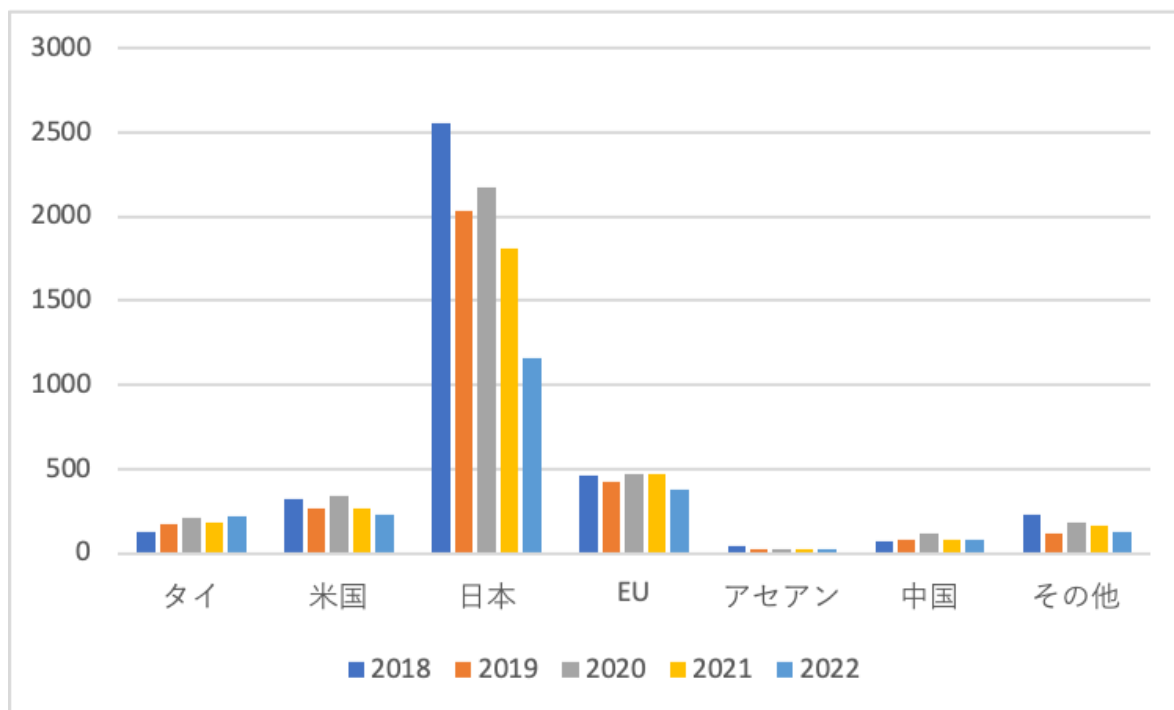
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセアン	中国	その他	合計
2018	128	323	2,556	466	40	71	234	3,818
2019	173	270	2,035	422	28	77	115	3,120
2020	207	338	2,176	474	27	116	187	3,525
2021	182	264	1,813	468	24	79	165	2,995
2022	216	230	1,157	378	29	79	124	2,213

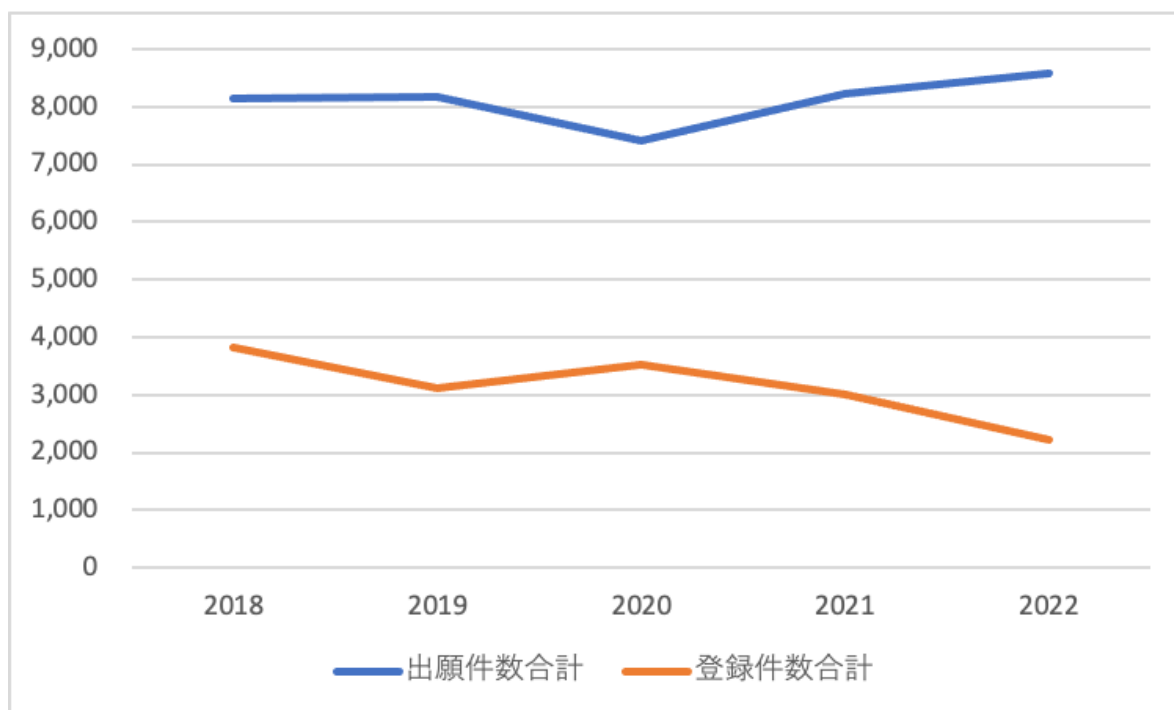
発明特許出願件数



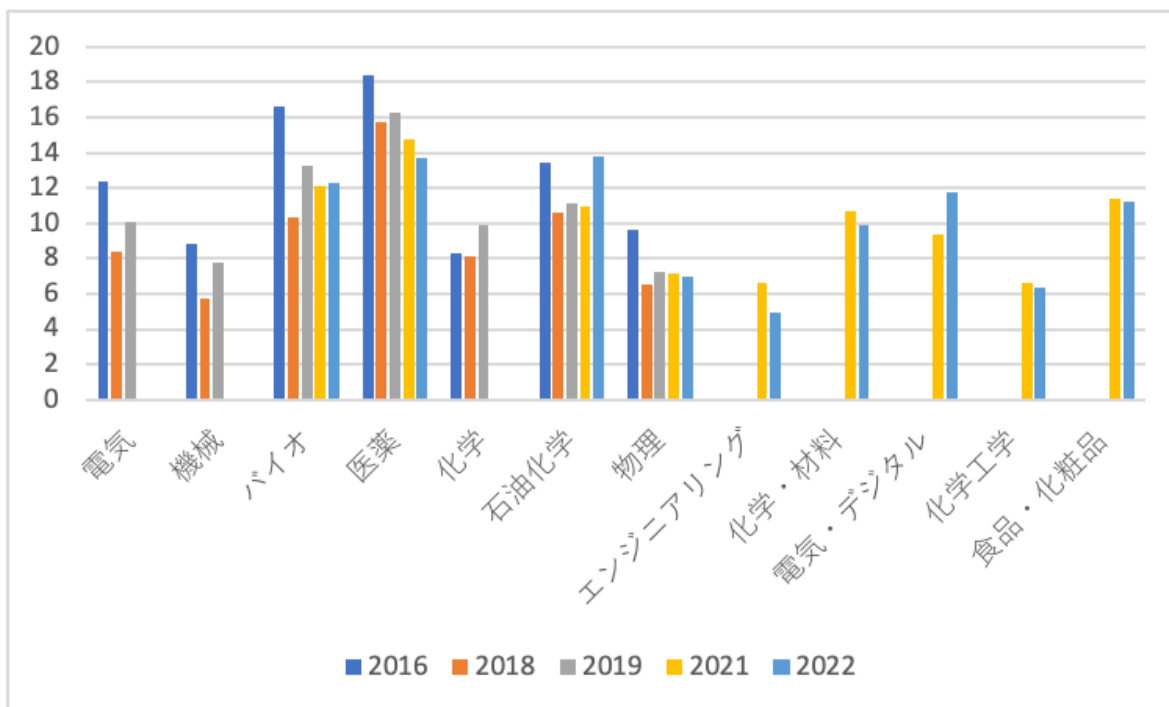
発明特許登録件数



発明特許出願および登録件数



出願から登録までの期間（発明特許）（単位：年）



年	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理
2016	12.4	8.85	16.6	18.42	8.26	13.4	9.62
2018	8.41	5.73	10.34	15.72	8.11	10.61	6.53
2019	10.09	7.81	13.29	16.25	9.86	11.16	7.2

年	電気・デジタル	エンジニアリング	バイオ	医薬	化学・材料	化学工学	食品・化粧品	石油化学	物理
2021	9.32	6.59	12.07	14.75	10.67	6.61	11.37	10.96	7.13
2022	11.74	4.94	12.28	13.67	9.89	6.32	11.21	13.83	6.95

出願から登録までの期間と、審査請求から登録までの期間（2022年）

年	バイオ	医薬	石油化学	物理	エンジニアリング	化学・材料	電気・デジタル	化学工学	食品・化粧品
出願から登録まで	12.28	13.67	13.83	6.95	4.94	9.89	11.74	6.32	11.21
審査請求から登録まで	5.69	6.88	6.83	1.36	2.00	5.80	5.36	0.99	4.88

特許審査官数

年月	電気	機械	バイオ	医薬	化学	石油化学	物理	合計
2014.09	4	7	4	6	5	4	4	34
2017.05	12	17	8	10	11	9	11	78
2019.02	15	20	9	13	13	13	14	97

年月	電気・デジタル	エンジニアリング	バイオ	医薬	化学・材料	化学工学	食品・化粧品	石油化学	物理	合計
2023.02	14(1)	12(2)	8(2)	12(1)	13(1)	9	6	13(1)	12(1)	99(9)

（注）（カッコ内は審査官補数で、内数。）

② 小特許

2022年の出願件数は3,431件であり、2021年の3,752件より大幅に減少している。また、2022年の登録件数は1,655件と、2021年の1,867件よりやはり落ち込んでいる。2021年までは出願件数、登録件数ともに増加傾向であったので、Covid-19の影響については判然としないが、内国出願と外国出願の比率は、常に内国出願の比率が遥かに高いため、内国出

願の落ち込みがそのまま反映された結果となっている。小特許については出願人の国籍別の統計は公表されていない。

出願から登録までの期間については、機械分野・化学分野とも 2018 年調査より長期化の傾向が見られ、特に化学分野における長期化が著しい。

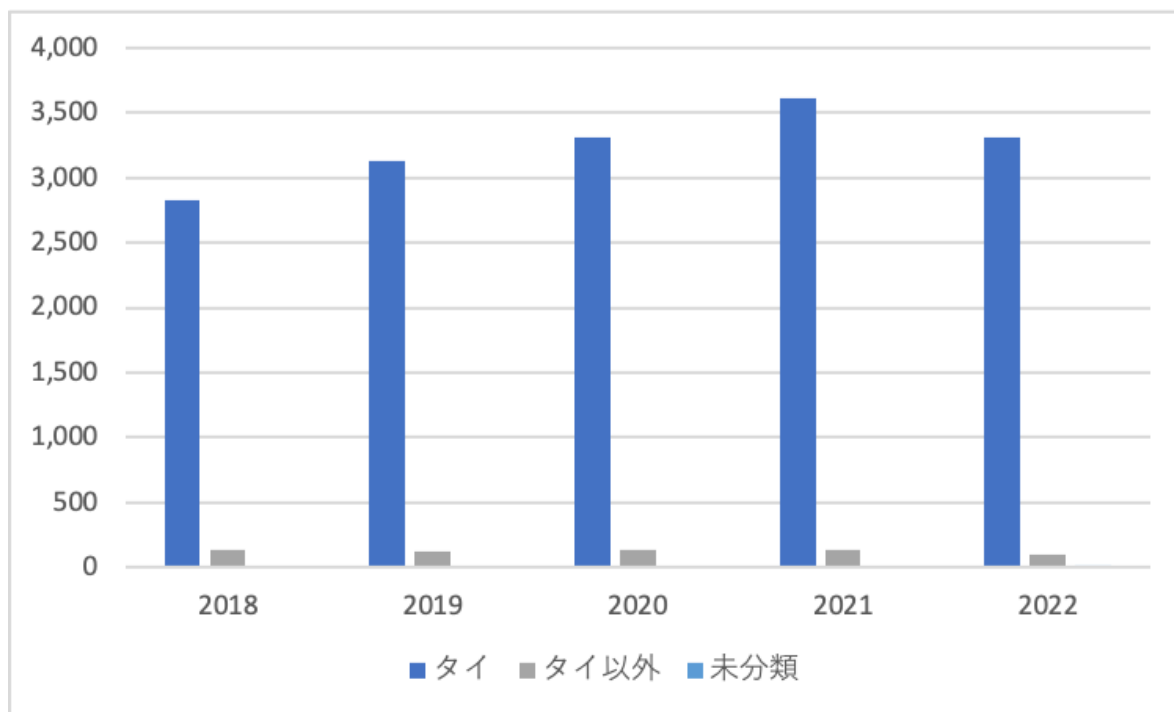
【出願件数】

年	タイ	タイ以外	未分類	合計
2018	2,832	137	-	2,969
2019	3,130	128	-	3,258
2020	3,314	137	-	3,451
2021	3,620	132	-	3,752
2022	3,317	102	12	3,431

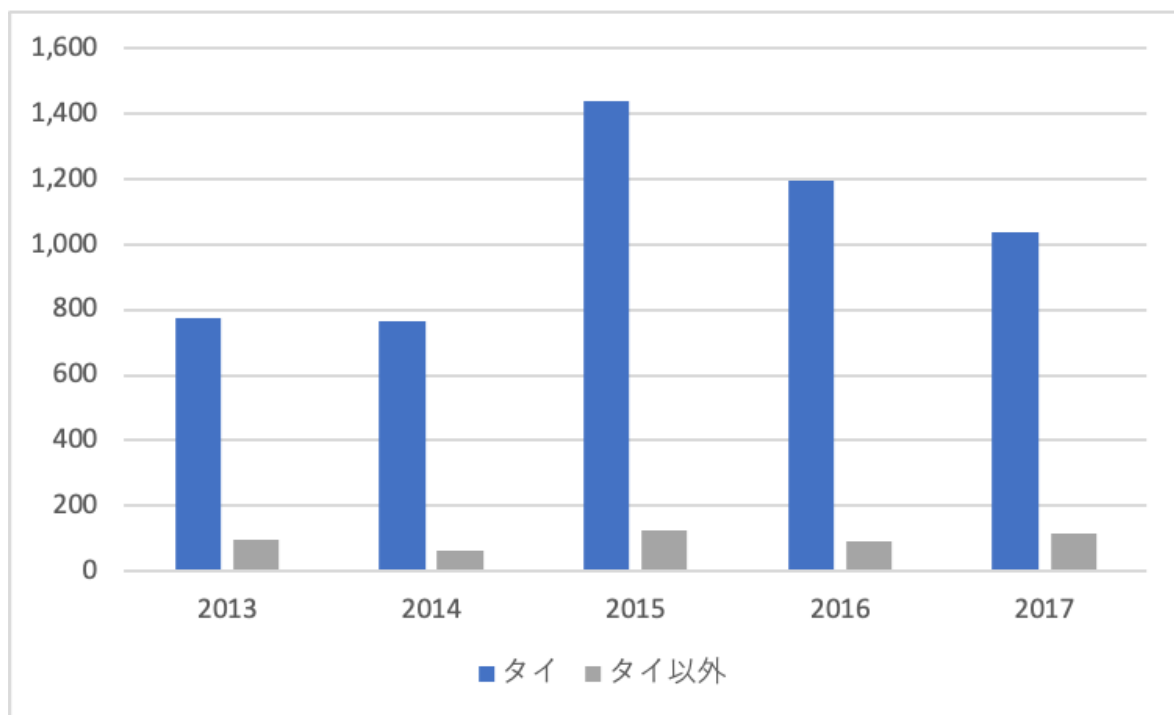
【登録件数】

年	タイ	タイ以外	合計
2018	1,248	124	1,372
2019	921	88	1,009
2020	1,242	98	1,340
2021	1,781	86	1,867
2022	1,557	98	1,655

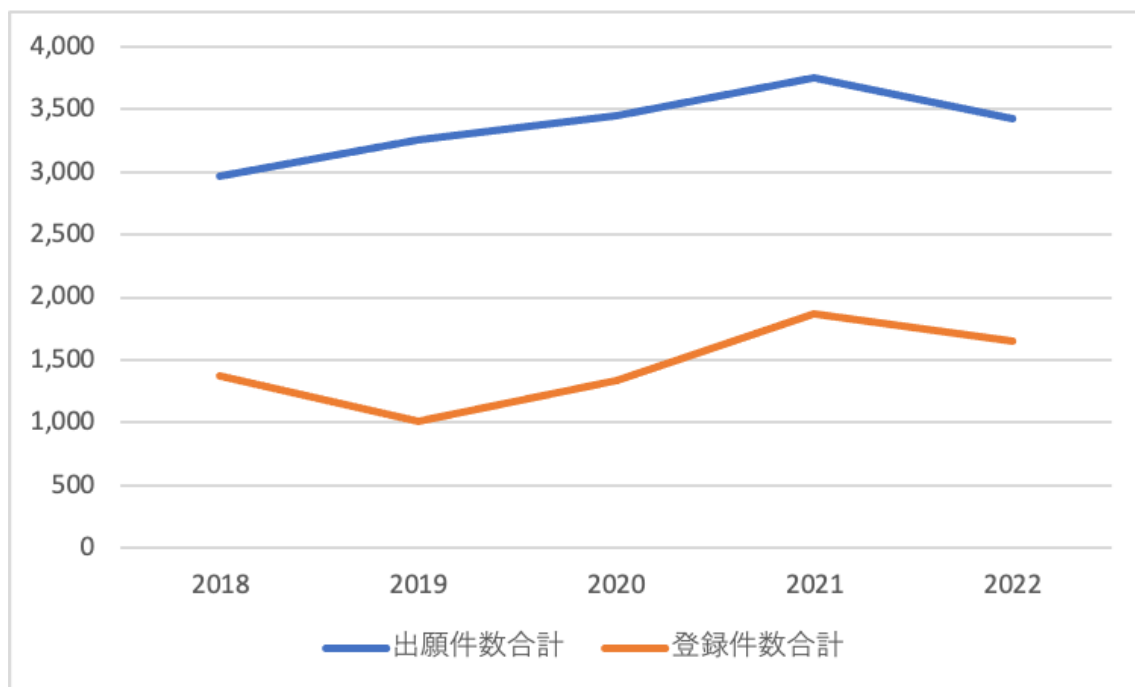
小特許出願件数



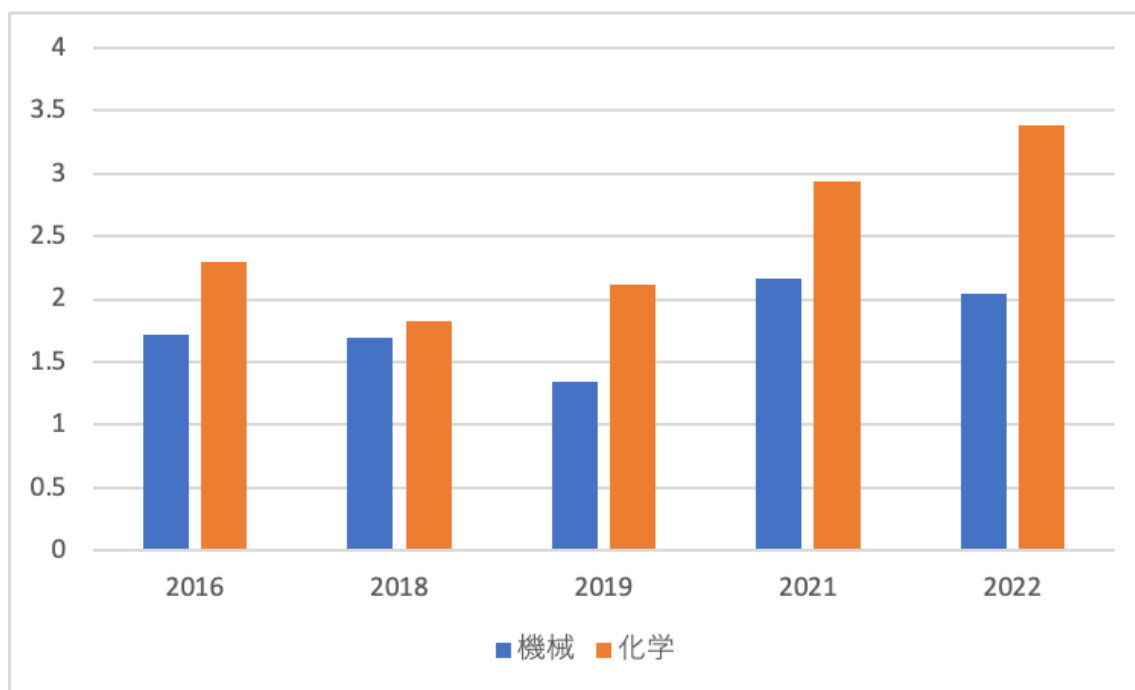
小特許登録件数



小特許出願および登録件数



出願から登録までの期間（小特許）（単位：年）



年	機械	化学
2016	1.72	2.3
2018	1.69	1.82
2019	1.34	2.11
2021	2.16	2.94
2022	2.04	3.38

小特許審査官数

年月	機械	化学	合計
2019.02	10	6	16
2023.02	14(8)	10(5)	24(13)

(注) (カッコ内は審査官補数で、内数。)

③ 意匠特許

2022年の出願件数は2020年とほぼ横ばいの5,260件であったが、登録件数は2021年に比べて15%減の2,296件と、2年続けて大幅に登録件数を減らしている。これは、意匠特許についてはCovid-19パンデミック時の電子メール出願の対象にはならなかったことなど、Covid-19の影響を受けたものと考えられる。

出願件数を出願人の国籍別で見ると、タイ国内からの出願が大幅に落ち込んでいる。

出願から登録までの期間についてはグラフ外の2016年の調査結果の4.38年から2021年には2.42年にまで大幅に短縮されたが、Covid-19の影響かどうかは不明である。2022年には平均審査期間が2.74年とやや長期化してきている。しかし、登録件数全体が増加とになっていないこと、及び、取得データ数に限りがあることから、この数値については検証が必要である。

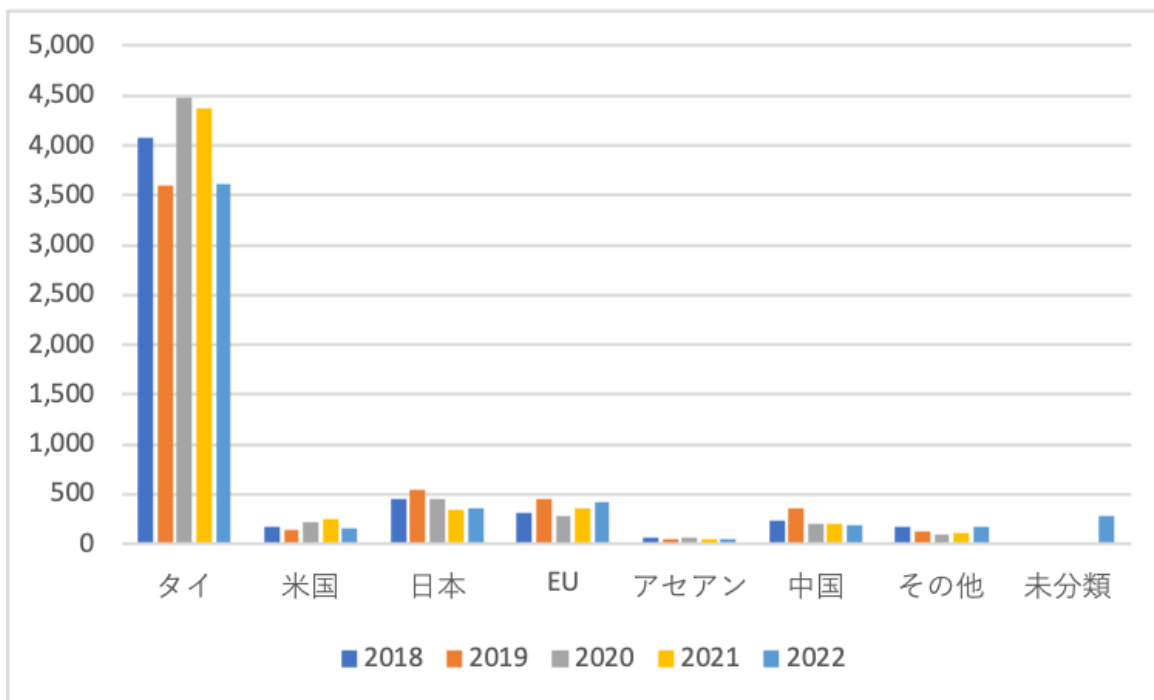
【出願件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセア ン	中国	その他	未分類	合計
2018	4,073	171	445	316	59	228	172	-	5,464
2019	3,603	134	551	449	53	360	123	-	5,273
2020	4,481	221	454	280	60	211	100	-	5,807
2021	4,371	248	350	354	41	196	114	-	5,674
2022	3,620	156	351	427	54	195	179	278	5,260

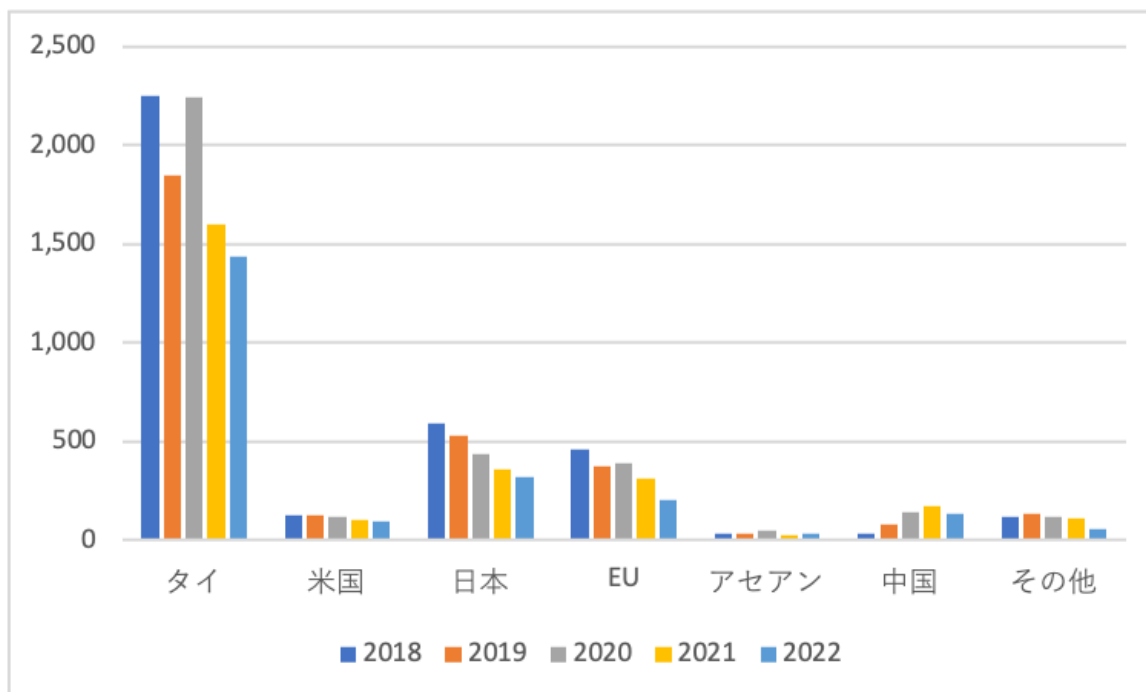
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセア ン	中国	その他	合計
2018	2,247	129	593	462	33	33	120	3,617
2019	1,844	124	534	377	35	82	134	3,130
2020	2,244	116	435	390	52	140	118	3,495
2021	1,599	105	361	313	28	173	114	2,693
2022	1,438	96	320	207	37	137	61	2,296

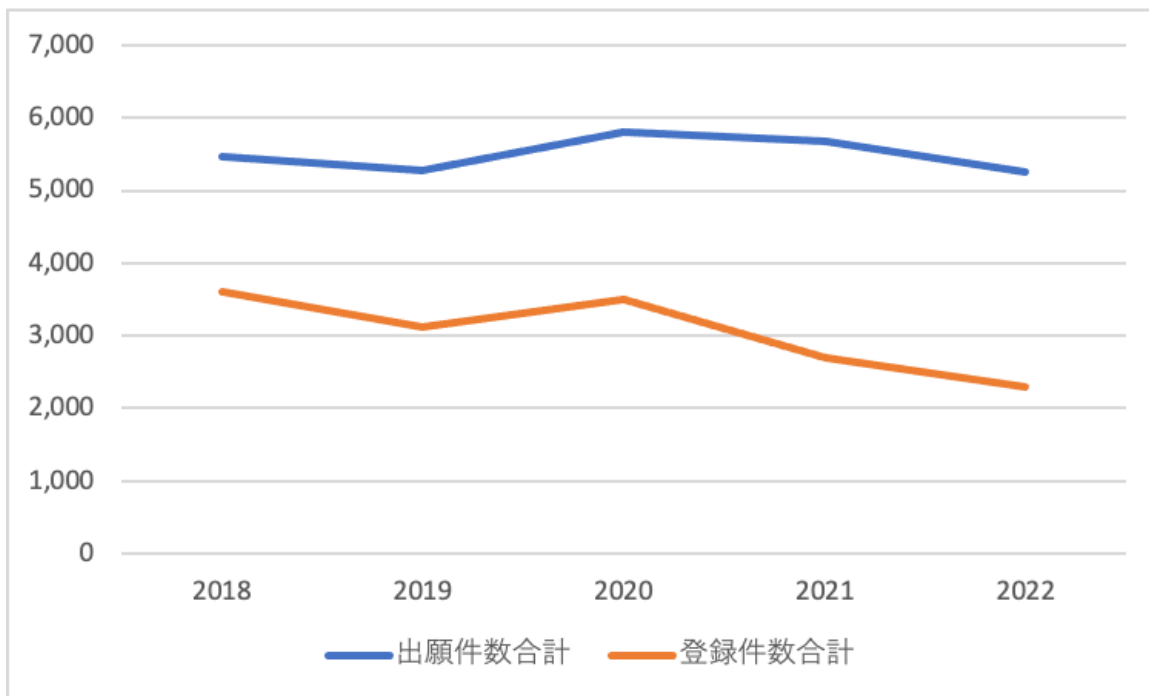
意匠特許出願件数



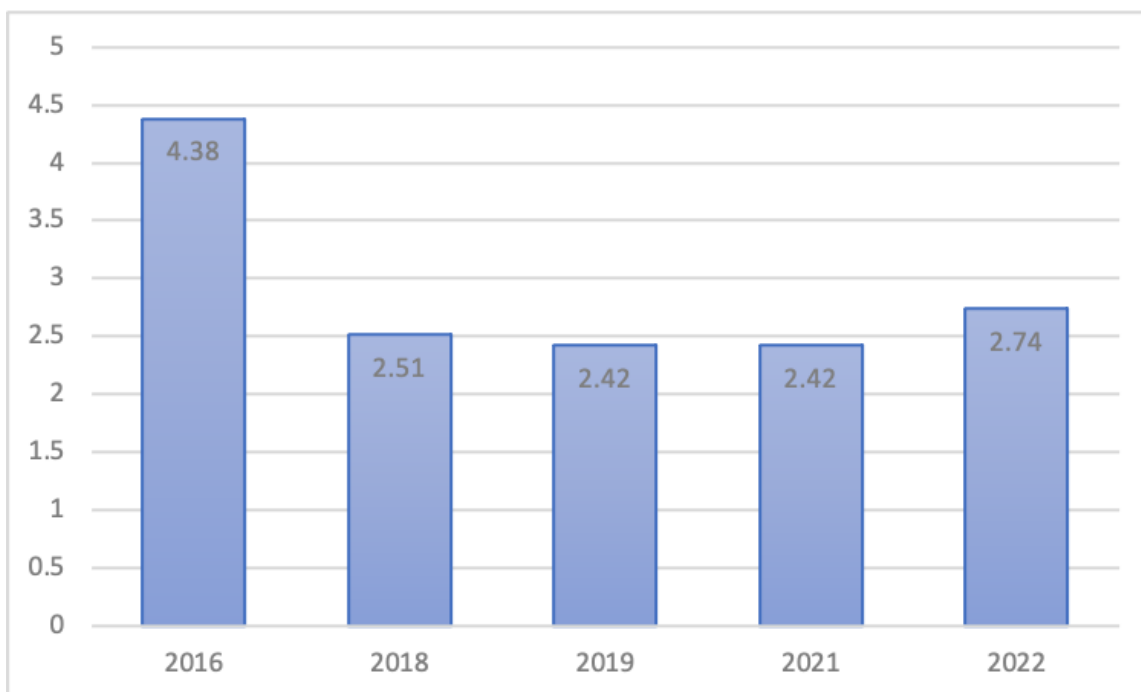
意匠特許登録件数



意匠特許出願および登録件数



出願から登録までの期間（意匠特許）（単位：年）



④ 商標

2022 年の出願件数は 52,320 件で Covid-19 以前の 2019 年の 50,017 件を上回り、Covid-19 の大流行期間の落ち込みから回復した。

2016 年商標法改正法で複数の区分を一つの出願にまとめて出願を行うことができる多区分制が導入されたため、2016 年をピークに出願件数は減少傾向にあったが、マドリッド協定加盟による国際出願制度の導入後は出願件数が増加に転じている。EU からのタイへの出願は急速に国際出願に移行している一方で、タイ国内からの国際出願制度の利用はきわめて低調なままである。

2021 年の登録件数は 34,711 件で前年比約 28%増を記録した。2018 年以降の出願件数については、2017 年 11 月 7 日から受付を開始した国際出願の受理数を括弧書きで表している。

出願から登録までの期間について、他人商標との同一または類似、識別力の欠如を理由とした拒絶を受けたことにより審判請求を経て登録となったケースは 2022 年には 8.56 年で、2016 年調査時より登録までの期間は長くなる一方であり、特に 2022 年は前年よりもほぼ 2 年長期化する結果となっている。下記(2)に添付する審判件数から分かるように、商標の審判件数は毎年約 2,000~3,000 件超であり、このような審判請求件数の数も伴って、審理期間が長期化していると考えられる。審判請求を行わず登録されたケースでは 2022 年には 3.24 年となり、2016 年調査結果からするとやはり長期化の傾向にある。

【出願件数】

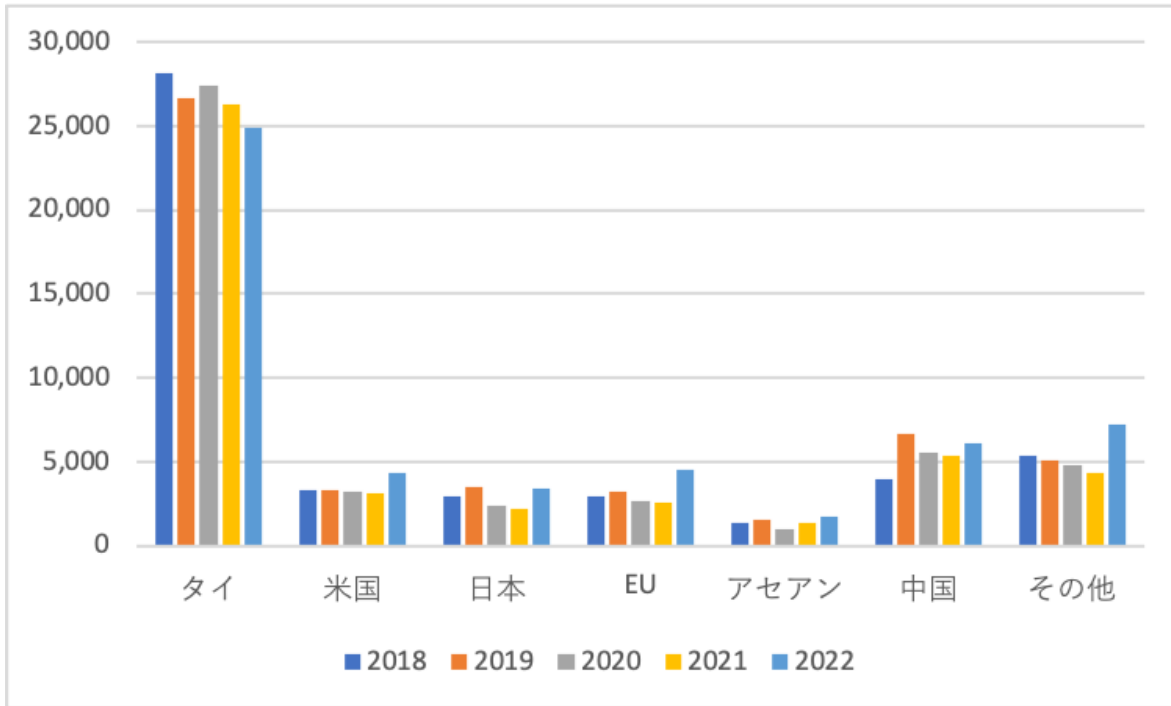
年	タイ	米国	日本	EU	アセア ン	中国	その他	合計
2018	28,138 (1)	3,290 (1,104)	2,935 (1,216)	2,914 (1,880)	1,348 (323)	3,953 (159)	5,329 (2,855)	47,907 (7,538)
2019	26,703 (3)	3,321 (1,360)	3,523 (1,525)	3,208 (2,454)	1,562 (558)	6,633 (2,138)	5,067 (2,515)	50,017 (10,553)
2020	27,450 (5)	3,273 (1,162)	2,387 (1,193)	2,654 (1,977)	1,022 (371)	5,509 (2,064)	4,772 (2,549)	47,067 (9,321)
2021	26,276 (1)	3,131 (1,357)	2,217 (1,125)	2,596 (2,029)	1,345 (493)	5,401 (1,930)	4,359 (2,415)	45,325 (9,350)
2022	24,914 (1)	4,329 (1,276)	3,444 (1,156)	4,500 (1,920)	1,740 (473)	6,121 (1,812)	7,272 (2,386)	52,320 (9,024)

(注) (カッコ内は国際出願の受理件数(内数)を示す。)

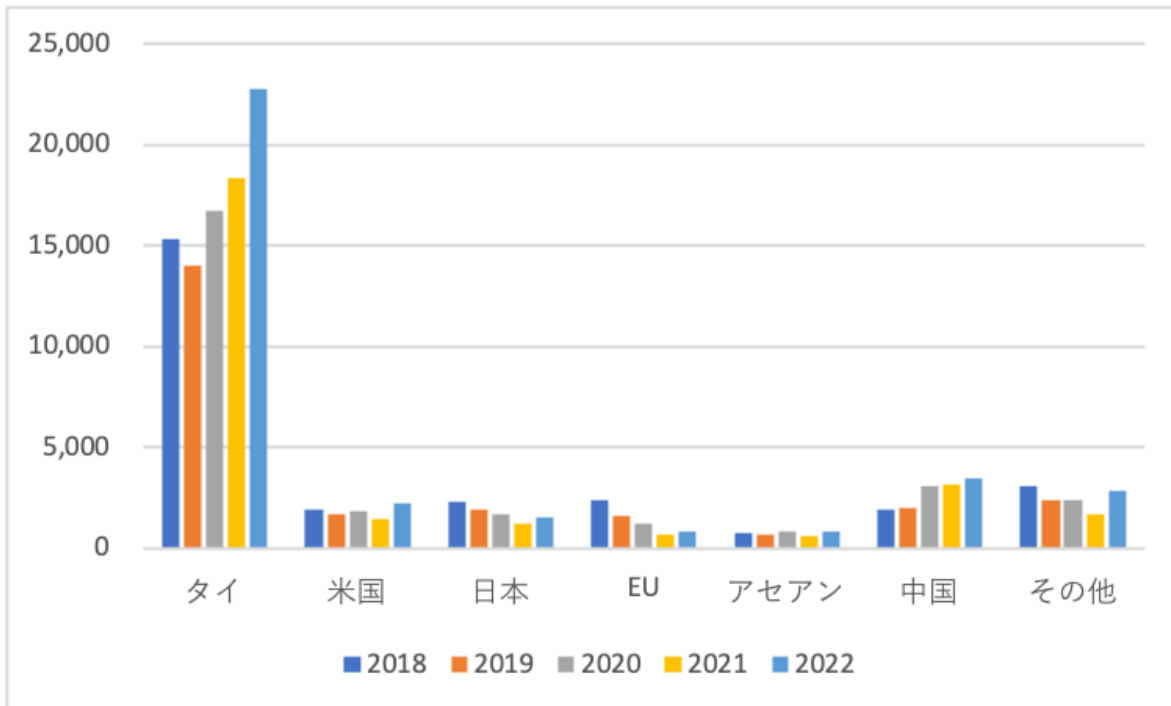
【登録件数】

年	タイ	米国	日本	EU	アセア ン	中国	その他	合計
2018	15,358	1,910	2,312	2,394	801	1,969	3,078	27,822
2019	14,014	1,733	1,969	1,639	680	2,021	2,404	24,460
2020	16,767	1,883	1,737	1,272	811	3,132	2,416	28,018
2021	18,351	1,439	1,207	666	580	3,136	1,687	27,066
2022	22,797	2,221	1,581	879	884	3,478	2,871	34,711

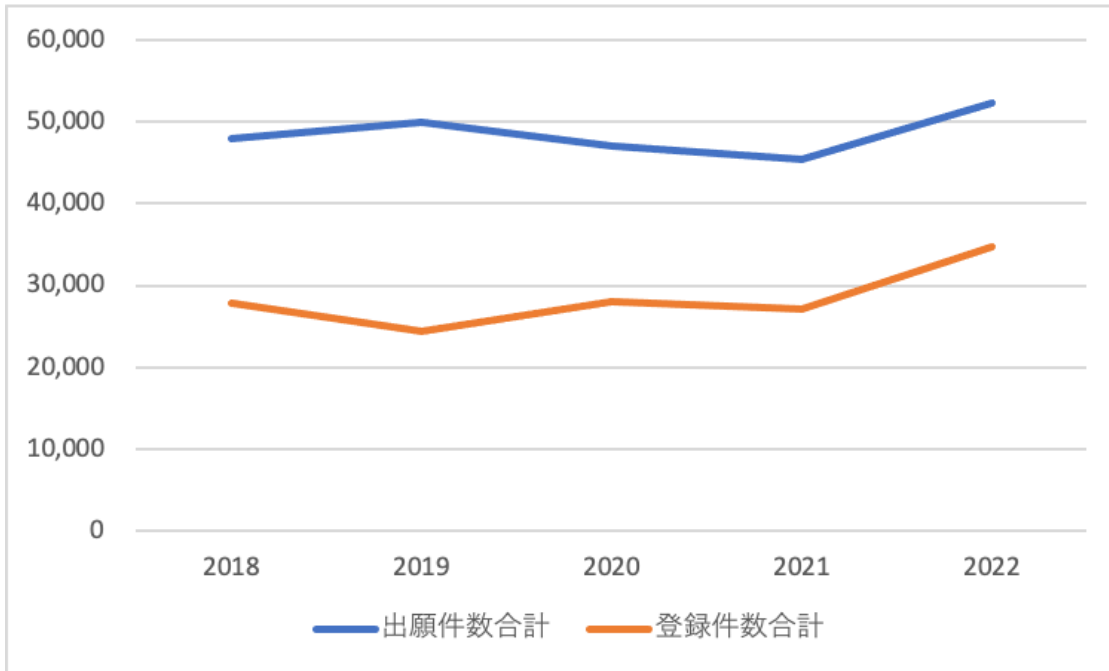
商標出願件数



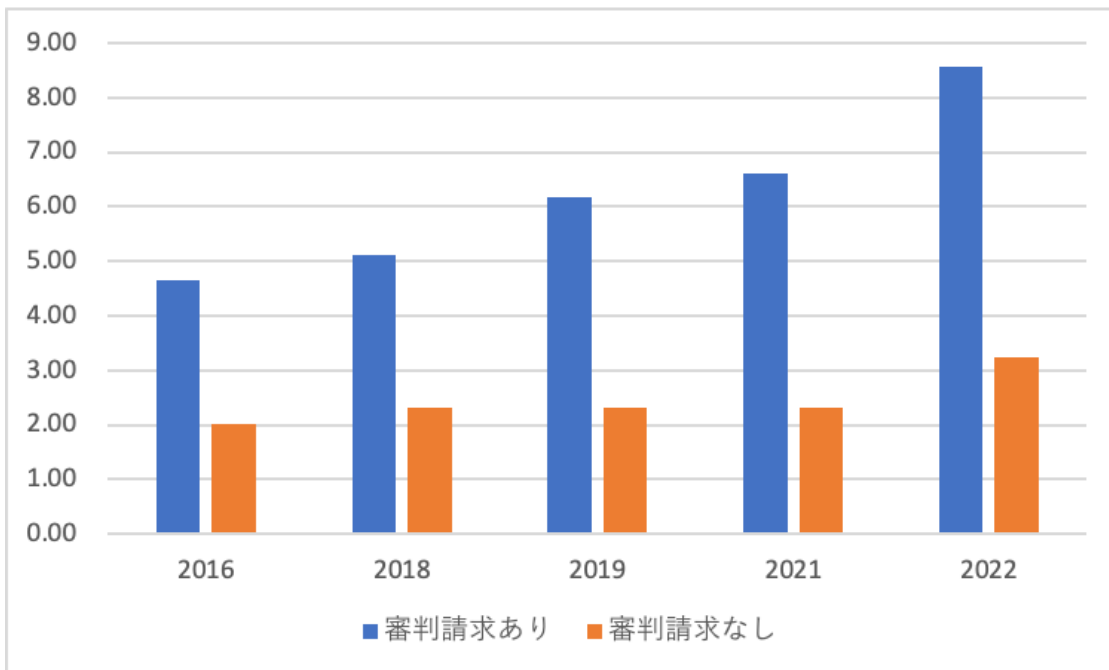
商標登録件数



商標出願および登録件数



出願から登録までの期間（商標）（単位：年）



年	審判請求あり	審判請求なし
2016	4.65	2.02
2018	5.10	2.30
2019	6.18	2.32
2021	6.60	2.30
2022	8.56	3.24

⑤ 地理的表示(GI)

出願件数はおおよそ毎年 30 件前後を上下しており、登録件数も毎年 20 件程度で、大きな変動は見られない。知的財産局(DIP)がタイ国内での地理的表示(GI)登録を振興していることもあり、ほとんどの出願はタイ国内からである。

GI 出願件数

年	タイ	タイ以外	合計
2018	21	0	21
2019	30	4	34
2020	26	4	30
2021	24	1	25
2022	26	1	27

GI 登録件数

年	タイ	タイ以外	合計
2018	19	0	19
2019	17	1	18
2020	18	0	18
2021	18	1	19
2022	19	0	19

(2) 直近 5 年間の知的財産局 (DIP) への審判件数

年	商標	特許および意匠	小特許	地理的表示
2018	3,368	78	0	0
2019	2,705	53	0	0
2020	2,898	71		0
2021	3,147	34	4	0
2022	2,154	42	0	0

(注) (2020 年の審判件数については、特許及び意匠と小特許が区別されていない。)

(3) 直近 5 年間の知的財産および国際取引中央裁判所(CIPITC)への提訴件数

年	知的財産		国際取引	合計
	刑事事件	民事事件		
2018	3,487	444	510	4,441
2019	2,981	439	499	3,919
2020	2,104	433	486	3,023
2021	1,760	589	(未集計)	(2,349)
2022	1,307	254	(未集計)	(1,561)

(4) CIPITC から専門事案の控訴裁判所（2016年10月1日設立）への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2018	81	53	14
2019	81	92	35
2020	64	34	72
2021	99	176	
2022	96	144	N/A

（注）（2021年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。2022年の国際取引関連の民事事件件数は不明。）

(5) 最高裁判所への提訴件数

年	事件種別		
	刑事事件	民事事件	
		知的財産関連	国際取引関連
2018	10	23	14
2019	7	53	14
2020	14	19	62
2021	8	29	
2022	17	66	N/A

（注）（2021年の民事事件件数について、知的財産関連と国際取引関連の区別はなされていない。2022年の国際取引関連の民事事件件数は不明。）

（注）（2016年10月1日に、専門事案の控訴裁判所が新たに設立され、CIPITCからの上訴案件は、まず控訴裁判所へ出訴されることとなった。）

7. 最近の注目判決

(注) 便宜上、当事者の呼び方を下級審からの原告、被告に統一している。

(1) 発明特許

①控訴裁判決 No.11/2565 (2022)

判決日:2022年1月10日

原告(控訴人)	C.H.SWITCH TECH CO.,LTD.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局
共同被告(被控訴人)	パナソニック株式会社 (Panasonic Corporation)

【事件の要約】

原告(控訴人)は、タイ知的財産局(DIP)が2009年10月22日にパナソニック株式会社に付与した発明特許「電気コンセント」(発明特許第26863号)について、タイ国発明特許第33934号、日本特許出願番号H9-249184(公開番号H11-86947)と比較し、仏暦2522年(1979年)特許法第5条(1)、(2)に基づき新規性、進歩性がなく、また当該発明特許の明細書の内容が同法第17条に基づき明確かつ簡潔でないとして、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対して当該特許の取り消しを求め、DIPを提訴した。審理中、利害関係人であるパナソニック株式会社は共同被告(被控訴人)となることを請求し、CIPITCはそれを認めた。一審のCIPITCが当該発明特許の有効性を認めて原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 当該発明特許第26863号「電気コンセント」に新規性はあるか。

・ 2000年6月27日以降に公開された発明特許第33934号は、特許法第6条(5)“第6条新規性がある発明とは、従来技術ではない発明をいう。従来技術とは次の発明をいう。(一部省略)(5)国内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日より前に公開された発明”で定める従来技術ではない。従って、裁判所は当該発明特許と日本特許出願番号H9-249184との比較のみで新規性の問題を検討する。

- ・ 従属請求項 1 の構成 1 および 2 について、日本特許第 3671618 号と類似する当該発明特許に基づく発明の構成および機能ならびに設置は、電気コンセントの基本的な特徴の技術である。しかし、当該発明特許の請求項に記載された特徴的な機能は、日本特許には開示されていないため、原告(控訴人)主張するように特許法第 6 条に基づく新規性がないと結論づけることはできない。

<争点②> 当該発明特許「電気コンセント」に進歩性はあるか。

- ・ 第一審(CIPITC)が裁判所自ら言及した発明特許第 52172 号の検討について、仏暦 2539 年(1996 年)知的財産及び国際取引裁判所設置法第 39 条および民事訴訟法第 142 条に基づき、原告(控訴人)は第一審においてその特許について言及していないことから、これを従来技術の一つとして認めず、当該発明特許と日本特許第 3671618 号とを比較する。

- ・ 原告(控訴人)側の証人である Rujira Boonnag 氏と Noopon Leepreechanont 准教授は設計工学を専門としておらず、当該発明特許の工業材料が日本特許と同じ機能であることを証明することができないため、原告(控訴人)の証拠は認められない。一方、共同被告(被控訴人)の証人である Kusama Kimio 氏は、機械工学の修士号を取得し、23 年以上の設計工学の経験があり、当該発明特許の発明から得られる機能、結果または効用は従来技術とは異なることを証言した。従って、原告(控訴人)は当該発明特許には進歩性がないことを証明することはできていない。

<争点③> 当該発明特許は発明の詳細な説明が完全ではなく、漏れがあり明確ではなく、また保護期間の満了日の記載に誤りがあることにより、特許権の取消しとなるかどうか。

- ・ タイ特許法第 54 条では「第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、又は第 14 条に違反して付与された特許権は瑕疵があるとみなされる。」と定められているが、原告(控訴人)の主張は、特許の詳細な説明の記述に関連する第 17 条に関するものであった。従って、原告(控訴人)には第 54 条に基づき取り消しを要求する権限はない。

- ・ 控訴裁判所は、下級審の判断を支持する。

【S&I コメント】

本事件の興味深い点は、発明特許第 52172 号に対する判断である。同発明特許を法廷審理に持ち込むことは、証拠認容の問題である。原告(控訴人)は第一審(CIPITC)において、訴状に同発明特許を記載していなかったが、CIPITC は同発明特許を検討し、裁判所の判断が公的権利にも影響するため訴状に記載のない特許を検討することは不可欠であるとの理由で、訴状に記載された事実だけでなく、裁判の審理中に判明した他の事実もすべて考慮しなければならないとした。

しかし、控訴裁判所はこの点について CIPITC に同意せず、知的財産権である特許を私権とみなし、さらに、特許の取り消しを裁判所に請求できる者は、利害関係者または検察官でなければならないと判断した。従って、公共の利益の保護は、本件で提起される十分な理由とはならない。さらに、タイの法律は、特許の登録審査と取り消しの手続を全て規定している。もし、原告(控訴人)が提起した理由が誤りや規定されていない手続と関係がないのであれば、本件の正義のために主張することは適切ではない。原告(控訴人)は、法廷審理の中で特発明特許第 52172 号について述べたが、それは、本事件を超えた事実となる。

②控訴裁判決 No.959/2565 (2022)

判決日:2022年7月6日

原告(控訴人)	C.H.SWITCH TECH CO.,LTD.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局
共同被告(被控訴人)	パナソニック株式会社 (Panasonic Corporation)

【事件の要約】

原告(控訴人)は、タイ知的財産局(DIP)が2018年6月1日にパナソニック株式会社に対して付与した発明特許「コンセント」(発明特許第 62775 号)について、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 5、6、7 条に基づき新規性、進歩性がないために無効だとして、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対して当該特許の取り消しを求め DIP を提訴した。原告(控訴人)は主張の中で、従来技術として発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937(Y)号、ドイツ発明特許 DE10216208(C)号、

DE10216209(C1)号および中国発明特許 CN2503626(Y)号(最後の 2 件の特許については簡単に言及。)を引用した。審理中、利害関係人であるパナソニック株式会社は共同被告(被控訴人)となることを請求し、CIPITC はそれを認めた。一審の CIPITC が原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は、控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告(控訴人)には提訴権があるか。

・ 共同被告(被控訴人)が代理人を通じて原告(控訴人)には特許侵害に関して通知したという事は、原告(控訴人)には共同被告(被控訴人)の特許を侵害するとして製品を販売する権利に影響を受けていることを意味するため、原告(控訴人)は利害関係者に該当する。従って、利害関係人である原告(控訴人)は、特許法第 54 条第 2 段落により、被告(被控訴人)を提訴する権利を有する。

<争点②>当該発明特許「コンセント」(特許番号第 62775 号)は、特許法第 6 条および第 7 条に基づく新規性および進歩性があるか。

・ 原告(控訴人)は、当該発明特許は、発明特許第 35751 号、発明特許第 26863 号、ドイツ発明特許第 DE10216208(C1)号、中国発明特許第 CN200965937(Y)号において先に公開、保護されている電気コンセントの一般構造および電気コンセントの接触保護装置からなると主張している。しかし、原告(控訴人)は当初の訴状で発明特許第 26863 号について言及していないため、発明特許第 26863 号を証拠の一つとして引用することはできない。

・ 特許法第 6 条に基づく、当該発明特許を電気コンセントの一般構造と電気コンセントの接触保護装置に分けた新規性の点について、原告(控訴人)が言及する電気コンセントの一般構造は、回路基板と接続する目的で内部に各種装置を取り付けた支持体に組み立てられたコンセント用の穴を有するカバー部分から成る電気コンセントの一般的な技術的特徴であると判断する。従って、電気コンセントの一般的な技術的特徴は、当該発明特許の範囲を超えるものである。また、電気コンセントの接触保護装置に関しては、当該発明特許と 3 件の従来技術(発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937(Y)号、ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号)を比較し、下表の通り、請求項の範囲において発明を構成する個々の発明の要素を分けて検討すると、

当該発明特許は、他の従来技術と異なるものと認められる。従って、当該発明特許に新規性は無いとする主張は認められない。

当該発明特許第 62775 号	発明特許第 35751 号	中国発明特許 CN200965937 (Y) 号	ドイツ発明特許 DE10216208 (C1) 号
1. 本体 (1) のカバー仕切り (11) は、コンセントの平棒を挿入するための 2 つのホールドを有する。 2. 本体 (1) はカバーを有するコンセントである。 3. カバー (3) 4. 2 つのパネ (5) は、一方の端面を有し、カバー (3) および本体 (1) のカバー仕切り (11) の内側に取り付けられている。	1. 配線ボックスには、標準サイズの配線工具 (1) を 3 本収納することができる。 2. 本体を開けた状態で組み立てるためのカバー (11)。 3. 本体 (10) はカバー (11) とあり継ぎし、ロックで固定する。 4. プラグ穴 (4) を閉じるための二組の扉 5. パネ (5)	1. トップカバー (1) 2. トップカバーと固定するプラグ (2) 3. トップカバーとプラグ穴に接したプラグの間にある保護扉 (5) 4. パネ (7)	1. パネ解放板 (3) 2. パネが取り付けられた長手方向スライダ (13) 3. パネ (23)

・ 特許法第 7 条に基づく進歩性の点について、当該発明特許の請求項の範囲で限定する構成が、従来技術に記載されたコンセントカバーの不都合な動きという重要な問題を解決することを目的としたものであり、従来技術のコンセントカバーは傾斜した状態を通常の状態としたものとして構成されていない。この点について、共同被告 (被控訴人) は、製品設計開発部長の Baba Katsuya 氏および DIP の前特許部長である Veerasak Maiwattana 氏を証人として出廷させた。この二人の信頼できる証人は、発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937 (Y) 号、ドイツ発明特許 DE10216208 (C1) 号は、感電防止に対するカバーの抑制作用に関する特性および構成を有するが、非反転カバーを使用するという問題解決法は、いずれの従来技術にも記載がないと証言した。また、当該発明特許と異なる点は、抑制方法の機能がカバーの下部にある。一方、原告 (控訴人) の代理人で証人の Rujira Boonnag 氏は工学分野を専門としておらず、本発明に関する技術的知識を有していないため、その証言は認められない。また、原告 (控訴人) のもう一人の証人であるタマサート大学工学部准教授の Noopon Leepreechanont 氏は、接触保護装置を構成するカバーまたはカバー扉 (covering door) の抑制方法の機能を電気ショックと比較しただけで、カバーが動いて正常な状態に戻らないという不都合な問題について何も説明していない。Noopon 氏は電気工学分野を卒業しており、機械工学の専門的な知識を持っていないと判断する。

以上から、原告 (控訴人) は当該発明特許には進歩性がないことを証明することはできていない。

- ・ 控訴裁判所は、下級審の判断を支持する。

【S&Iコメント】

本判決は、当該発明特許第 62775 号に係る発明が、請求項の意味や範囲を理解するために発明の目的およびその明細書を検討することによって進歩性を有することを認められたものである。この方法は「請求項の解釈」と呼ばれ、特許法第 36 条の 2 「特許を取得した発明について、第 36 条に基づく特許権者の権利は請求の範囲を限界とする。請求の範囲に基づく発明の限界を確定するとき発明の詳細及び図面に記載された発明の態様を考慮しなければならない。」に従って、出願人がどの請求項の保護を希望しているかを知ることができるものである。特許発明の保護範囲は、請求項に具体的に記載されていないとしても、関連技術の通常の知識を有する者の見解において、請求項に記載されたものと実質的に同一の性質、機能および効果を有する発明の特徴に及ぶものとされる。

③最高裁判決 No.1599/2565 (2022)

判決日:2022 年 4 月 26 日

原告(上訴人)	ラヨーン県検察官
共同原告(上訴人)	Elide Fire Ball Pro Co.,Ltd.
被告 1(被上訴人)	S.Safe Oil Co.,Ltd.
被告 2(被上訴人)	Mr. Nattawat Sanampon

【事件の要約】

・ 原告(上訴人)は、Elide Fire Ball Pro Co.,Ltd. (旧社名 Siam Safety Premier Co.,Ltd.)の発明特許第 18966 号「消火用ボール」を無断で製造、使用、販売、販売提供、販売目的で所持していたとして、被告(被上訴人)らを提訴した。また、原告(上訴人)は、被告(被上訴人)らは自身の発明が原告(上訴人)の発明特許を侵害すると認識していたとし、被告(被上訴人)らの行為は法律上対象外となる研究利用を目的とするものではないと主張した。2017 年 2 月 8 日、警察官は、被告(被上訴人)らから自動燃料販売機「SINGER」ブランドで販売されていた「AFO」ブランドの

消火用ボールを押収した。被告(被上訴人)らはずべての申し立てを否定した。裁判中、利害関係者である Elide Fire Ball Pro Co., Ltd.は共同原告(上訴人)になることを請求し、第一審である知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)はそれを認めた。一審で CIPITC は原告(上訴人)の請求を棄却した。

- ・ 原告、共同原告(上訴人)は、控訴裁判所に控訴した。審議の結果、控訴裁判所は、タイ特許法第 85 条および第 36 条(1) に基づき被告 1(被上訴人)の有罪を認め、2000 バーツの罰金を命じた。その他は CIPITC の判決を支持した。

- ・ 原告、共同原告(上訴人)は最高裁判所に上訴した。

【最高裁の判断】

<争点> 法人代表者としての被告 2(被上訴人)は有罪かどうか。

- ・ 原告(上訴人)側証人(共同原告代表 Wirach Piponpong 氏、SINGER Thailand 社従業員 Aekarath Teerapapong 氏、本件調査官 Chaiyos Anupaphan 中佐)の信頼できる証言によると、被告 1(被上訴人)は SINGER Thailand 社と「AFO」ブランドの消火ボールを販売する自動燃料販売機の販売契約を締結した。同契約書には、被告 1(被上訴人)である S.Safe Oil Co.Ltd の代理で署名する権限を有するマネージングパートナーとして被告 2(被上訴人)の名前が記載されていた。さらに、同契約書の末尾に被告 2(被上訴人)の署名がされている。従って、被告 1(被上訴人)の行為は、被告 1(被上訴人)の代表者である被告 2(被上訴人)によって無断で共同原告(上訴人)の特許発明である消火用ボールを販売した罪に当たると認める。

- ・ 被告 2(被上訴人)は有罪であり、2,000 バーツの罰金を支払うものとする。被告 2(被上訴人)が罰金を支払わない場合、刑法第 29 条、第 30 条に基づいて処理される。

【S&I コメント】

最高裁は、2017 年 2 月 11 日施行の法人代表者の刑事責任法改正法第 3 条および別表第 12 節について言及した。同法第 3 条「以下のように法律および勅令 76 部の規定を取り消す。さらに、取り消された規定は、それぞれ別表に記載されている条項で置き換えられるものとする。(一

部省略) (12) 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 88 条」により、仏暦 2522 年(1979 年)タイ特許法第 88 条の廃止が規定され、この第 3 条は別表第 12 節と大きく関連している。同法第 12 節では特許法第 88 条を、「違反者が法人である場合において、その法人の違反行為が、取締役、経営者若しくは当該法人の運営に責任を有する者の命令又は行為によって生じた場合、またはこれらの者が命令または行為をする義務を有するが、当該法人に違反行為をさせるまで命令または行為をしなかった場合、これらの者は、その違反行為について定めるところにより処罰する。」と規定し直されている。法人代表者の刑事責任法の改正により、本事件の被告 2(被上訴人)の有罪が認められた。

(2) 意匠特許

① 控訴裁判決 No.392/2565 (2022)

判決日: 2022 年 4 月 25 日

原告	ナコーンサワン県検察官
共同原告(控訴人)	SB Industrial Supply, Inc.
被告 1(控訴人)	Idea Furniture Mall (1990) Co.,Ltd.
被告 2(控訴人)	Mr. Kampee Tanchoot

【事件の要約】

- 共同原告(控訴人)が 2012 年 12 月 24 日にタイ知的財産局に出願した 5 件の意匠特許、すなわちベッド(意匠特許第 49681 号)、机(意匠特許第 50189 号)、キャビネットおよび収納(意匠特許第 50962 号)、陳列棚(意匠特許第 51000 号)および洋服だんす(意匠特許第 51001 号)について、被告(控訴人)らが 2017 年 3 月 7 日、ベッド 7 台、机 7 台、キャビネットおよび収納 7 台、陳列棚 7 台、洋服だんす 7 台を販売し、販売目的で所持することによって当該意匠特許権を侵害したと原告(控訴人)らは主張した。

- これらの侵害品 35 点は、ナコーンサワン県にある Idea Furniture Mall(1990) Co.,Ltd.(被告 1(控訴人))で発見され、警察はこれらすべてを押収した。原告(控訴人)らは、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 3 条、第 63 条、第 77 の 4 条、第 85 条、第 88 条および刑法第 83 条により

被告(控訴人)らを処罰し、すべての侵害品を没収するよう知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に請求した。また被告(控訴人)らに対し、7442,409 パーツの賠償金と年 7.5%の利息を支払うよう請求した。

- ・ 当初被告(控訴人)らは容疑を否定したが、その後認める供述に変更し、さらに別の民事事件(訳注:判決文に詳細の記載無し)において、共同原告(控訴人)の請求項は侵害品とは異なると証言した。また、被告(控訴人)らは誠実に事業を行っており、ターゲットとする顧客も共同原告(控訴人)のターゲットとする顧客とは異なるとして、原告(控訴人)らの行為は不公正取引に該当し(訳注:適用法について言及はない)、原告(控訴人)らには損害はなかったと主張した。さらに、賠償金は証拠もなく算出されたものであるとして、賠償請求を棄却するよう求めた。

- ・ 2021年2月23日、CIPITCは、仏暦2522年(1979年)第63条および刑法第83条に基づき被告(控訴人)らの有罪を認め、被告(控訴人)それぞれに対し10万パーツの罰金を支払うよう命じたが、被告(控訴人)らが不正を認めたことは訴訟手続きに有利であったとして刑法第78条に基づき刑罰の半額を減刑し、被告(控訴人)らに対して賠償金100万パーツ、また被告(控訴人)それぞれに対し罰金5万パーツの支払いを命じた。

- ・ 2022年2月17日、共同原告(控訴人)および被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

2022年4月25日、控訴裁判所は共同原告(控訴人)が意匠特許権者であることを認めた。警察は被告(控訴人)らに対して強制捜査をおこない、侵害品35点を押収した。

<争点①>CIPITCが命じた罰金は適切であったかどうか。

- ・ 被告(控訴人)らは共に長年家具業を営んでおり、共同原告(控訴人)の意匠特許の侵害が業務上の損害につながることを認識していたはずである。被告(控訴人)製品の品質が共同原告(控訴人)製品の水準に達しない場合、顧客は品質に対する信頼を失い、将来的にもその信頼が失われる可能性がある。CIPITCが被告(控訴人)それぞれに対して命じた罰金5万パーツという刑罰は低すぎ、将来同様の不正行為が行われることへの恐怖や恐れを生じさせない可能性がある

る。

- ・ 被告 2(控訴人)が不正行為を受け入れ、罪悪感を抱き、キャリアを積んでいることから、被告 2(控訴人)に対する禁固刑は合理的ではなく、利益も得られない。従って、罰金を増額することは適切であり、合理的である。被告(控訴人)らが刑罰を軽くするよう求める訴えは認められない。

- ・ CIPITC の判決を退け、被告(控訴人)らに一人当たり 200,000 パーツの罰金を支払うよう命じる。最終的に罰金を減額し、被告(控訴人)らに一人当たり 10 万パーツの罰金とその利息を支払うよう命じる。

<争点②>CIPITC が被告(控訴人)らに命じた共同原告(控訴人)への賠償金額は妥当かどうか。

- ・ 共同原告(控訴人)は、当該意匠特許のデザイン料が当該意匠特許に対するものであること、当該意匠特許のデザイン料の支払先、侵害行為が当該意匠特許権の価値をどのように下げたのかという詳細を述べず、また販売価値が低下した理由とそれが被告(控訴人)らの行為とどのように関連しているかについての証拠を提示しなかった。従って、CIPITC が被告(控訴人)らに命じた共同原告(控訴人)への賠償金額は妥当である。

【S&I コメント】

CIPITC および控訴裁判所が設定する共同原告(控訴人)への賠償金額は、他の法域と比較して極めて低額である。例えば米国では、「懲罰的損害賠償」制度を採用しており、賠償金額には、以下のような逸失利益やその他の関連損失が含まれるとされる。

- 売上高の損失…逸失利益の賠償として最も一般的なもので、侵害によって原告にそれほど儲けがなかったことを示すもの。
- 将来の逸失利益…予測損失とも呼ばれ、原告が侵害によって生じると考える損失。
- 価格の低下…被告製品と競争するために、原告が値引きや低価格を提供しなければならない場合に発生。

- 評判の低下…被告製品の品質が低いために原告製品に損害を与えていることを原告が証明できる場合、損害賠償を求めることができる。

もう一つの例として、ノルウェーでは、侵害が故意でない場合、損害賠償は通常、利益または公正なライセンス料に基づく。反対に故意の侵害である場合、原告はライセンス料の2倍相当額と被告が得た利益に相当する損害賠償を請求することができる。

本事件で共同原告(控訴人)は調査費用、名誉棄損、価格低下について請求しようとしたが、裁判所は、共同原告(控訴人)の予見または推定に過ぎないと判断した。また、侵害行為に関連し得る売上高の損失に関する証拠も示されていなかった。現実には、損害を示す証拠の立証は非常に困難であるため、このような補償金の決め方では、故意に意匠特許権を侵害しようとする侵害者を適切に罰することができない可能性がある。また、意匠特許権者は正当な回復を得ることができない。補償金が低いため、知的財産権の侵害者は特許法違反を恐れず、タイの法律では知的財産侵害を止められない可能性がある。

②控訴裁判決 No.93/2565 (2022)

判決日:2022年2月8日

原告	ピサヌローク県検察官
共同原告(控訴人)	SB Industrial Supply, Inc.
被告1(控訴人)	Major Furniture Mall (Pitsanulok) Co., Ltd
被告2(控訴人)	Mr. Kampee Tanchoot

【事件の要約】

・ 共同原告(控訴人)がタイ知的財産局に出願したベッド(意匠特許第49681号および意匠特許第52080号)、机(意匠特許第50189号)、キャビネット及び収納(特許第50962号)、陳列棚(特許第51000号)および洋服ダンス(特許第51001号)について、被告(控訴人)らが2017年3月7日、当該意匠特許と同じ特徴を有する侵害品家具計30点を販売し、販売目的で所持したと、原告(控訴人)らは主張した。また原告(控訴人)らは、被告(控訴人)らは共同原告(控訴人)

から許可を得ておらず、被告(控訴人)らの家具が当該意匠特許と同じ特徴を有することを認識していたと主張した。

- ・ 2017年3月7日、警察は被告(控訴人)らに対する強制捜査によって、証拠として前述の被告(控訴人)らの家具とチラシ2枚を押収した。

- ・ 原告(控訴人)らは、仏暦2522年(1979年)特許法第3条、第63条、第77条の4、第85条、第88条および刑法第32条、第33条、第83条に基づき被告(控訴人)らを処罰し、侵害品を没収するよう知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に請求した。また被告(控訴人)らに対し、7,012,686パーツの賠償金と年7.5%の利息を支払うよう請求した。

- ・ 被告(控訴人)らは、誠実に取引しており、ターゲットの顧客も共同原告(控訴人)の顧客とは異なると証言し、原告(控訴人)らの行為は不公正取引に該当し(訳注:適用法について言及はない)、共同原告(控訴人)には損害が発生していないと主張した。さらに、賠償金額は証拠もなく算出されたものであるとして、賠償請求の棄却を求めた。

- ・ 2021年10月21日、CIPITCは、被告(控訴人)らが仏暦2522年(1979年)特許法第85条および第63条に基づき有罪で、被告2(控訴人)のみ刑法第83条および第88条により有罪とすると判断し、被告1(控訴人)に20万パーツの罰金、被告2(控訴人)に4ヶ月の禁固、執行猶予1年、20万パーツの罰金の支払いを命じた。さらに、被告(控訴人)らに対し60万パーツとその利息を含めた賠償金を支払うよう命じた。

- ・ 2022年9月16日(訳注:原文ママ)、共同原告(控訴人)および被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

2022年2月8日、控訴裁判所は共同原告(控訴人)が当該意匠特許の意匠特許権者であることを認めた。警察は被告(控訴人)らに対して強制捜査をおこない、侵害品30点を押収した。

<争点①> 侵害品の主要な特徴が共同原告(控訴人)の当該意匠特許と異なるか否か。また当該意匠特許には新規性があるかどうか。

- ・ 類似性について、侵害品と当該意匠特許には、わずかな差異しかなく、その相違点は細部にとどまり、形状および主要な特徴は同一または類似していると認める。従って、侵害品は、当該意匠特許を侵害すると認める。

- ・ 新規性について、被告(控訴人)は、当該意匠特許出願日前にタイで当該意匠特許が利用可能であるか、または広く使用されているという時期の事実を提示しなかった。従って、被告(控訴人)側の証拠によって当該意匠特許の新規性を否定することはできない。また、当該意匠特許の取り消しを主張、申請した者もいなかった。従って新規性欠如に関する被告(控訴人)らの主張は認められない。

<争点②> 被告(控訴人)らに故意があったかどうか。

- ・ 被告 1(控訴人)は長年にわたり事業を行ってきたことから、意匠特許の使用には意匠特許権者の許諾が必要であることを認識していたはずである。被告 1(控訴人)は、販売する前に合法かどうかを確認しなかったため、故意に侵害品を販売し、販売のために所持し、または販売のために提供したと認める。

<争点③> 被告 2(控訴人)の行為は違法かどうか。

- ・ 共同原告(控訴人)は、被告 2(控訴人)が侵害品の販売、販売目的での所持、販売提供の義務を直接負うことを示す証拠を示さなかった。従って、被告 2(控訴人)は、共同原告(控訴人)に対し賠償金を支払ってはならない。下級審判決を覆し、被告 1(控訴人)にのみ共同原告(控訴人)への賠償を命じる。

<争点④> 下級審が判断した罰則は妥当かどうか。

- ・ 侵害品の金額が大きいため、下級審が設定した罰金 20 万バーツは妥当である。この罰金を変更する理由はない。

<争点⑤> 下級審が判断した賠償額は妥当かどうか。

・ 共同原告(控訴人)側の証人は、被告 1(控訴人)の行為によって生じた実際の損害について詳細な証拠を提示しなかった。また、共同原告(控訴人)は、不法行為中に発生した実際の損害と一致しない将来の販売数を算出して賠償金に含めていた。共同原告(控訴人)が算定した将来の販売数は、被告 1(控訴人)の不正行為中に発生した補償とは認められない。従って、共同原告(控訴人)の証人および証拠は、現実の損害とは認められない。

・ 共同原告(控訴人)の証拠は、実際の損害を示すことができないが、被告 1(控訴人)が、顧客に被告 1(控訴人)からの購入を動機付けるために製品をより安く販売したため、被告 1(控訴人)の行為は共同原告(控訴人)の販売数に影響を与えたと認める。従って、下級審が判断した共同原告(控訴人)に対する 60 万パーツの賠償は妥当である。

【S&I コメント】

この判例では、意匠特許権侵害の賠償を裁判所がどのように認定したかが説明されている。タイの民事訴訟法に基づき、被告 1(控訴人)の行為がどのように実際の損害を引き起こしたかについて詳細な証拠を提出する義務は、共同原告(控訴人)側にある。本事件の共同原告(控訴人)は、デザイン費用、研修費用、展示費用、広告費用、将来のビジネス機会の喪失費用などを示す証拠を有している。しかし裁判所は、将来の損害は現実の損害とはみなされないとし、賠償額は、被告 1(控訴人)の不法行為期間中のみ算定され、将来の損害は算定されないと判断した。賠償額については、強制捜査の際に発見された侵害品の数を考慮することとしている。実務上、相当数の侵害品を調査、摘発し、裁判所に提出する証拠とすることは非常に困難である。そのため、タイにおける知的財産権侵害の賠償額は、他の法域と比較して低いのが通常である。

③控訴裁判決 No.2011/2564 (2021)

判決日:2021年12月27日

原告(控訴人)	PP Wheel Intertrade Co.,Ltd.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局

【事件の要約】

- ・ 原告(控訴人)は意匠特許第 55061 号(金属製ホイール)の所有者である。当該意匠特許は、2013 年 10 月 10 日にタイで出願され(出願番号 1302002840)、被告(被控訴人)は 2017 年 5 月 18 日に当該意匠の登録を認めた。当該意匠特許の保護期間は 2023 年 10 月 9 日に満了する。原告(控訴人)には 5 年目以降の年金を支払う必要がある。
- ・ 原告(控訴人)は、通常、タイ知的財産局(DIP)から年金支払通知が送られてくるが、6 年目の通知が送られてきていないと主張した。原告(控訴人)が 6 年目の年金を支払わなかったため、被告(被控訴人)は当該意匠特許を取り消した。原告(控訴人)は特許委員会に審判請求したが、特許委員会は 6 年目の年金支払の期間延長を認めなかった。
- ・ 被告(被控訴人)は法律に基づき既に義務を完了し、原告(控訴人)には年金支払期限を延長する正当な理由はないと主張した。
- ・ 2021 年 5 月 6 日、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)が原告(控訴人)の主張を棄却したため、2021 年 10 月 1 日、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点>意匠特許番号第 55061 号を取り消し、年金支払い期限の延長を認めなかった特許委員会の決定を取り消す理由があるかどうか。

- ・ 原告(控訴人)は法律に従い毎年年金を支払う義務があるが、被告(被控訴人)が原告(控訴人)に対して年金支払の督促をしなければならないとする法律は存在しない。過去に被告(被控訴人)が行った年金支払通知は、原告(控訴人)の便宜を図るためのものに過ぎない。
- ・ 担当者が退職したという原告(控訴人)の主張について、このような誤りを回避するために、新たな担当者を配置するというのは原告(控訴人)の会社の内部管理体制の問題であり、年金支払期限の延長に正当な理由はないと認める。
- ・ 特許委員会の決定は、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 65 条および第 43 条に基づき合法と認める。下級審判決を支持し原告(控訴人)の控訴を棄却する。

【S&I コメント】

本事件は、出願人が年金支払を行わなかった場合に意匠特許出願を回復する際の、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 43 条に基づく「やむを得ない理由」にあたらぬ理由を例示している。

年金支払期限を延長できるかどうかの判断は、特許委員会の裁量による。本事件で、裁判所は特許委員会の判断を支持し、出願人には未納を防ぐための担当者を配置する責任と義務があるとして、年金の未納に「やむを得ない理由」はないと判断した。また、タイ知的財産局には意匠特許権者に督促する法的義務がないため、年金支払通知を送付する義務はないと認めた。過去にタイ知的財産局はサービスで出願人側に年金支払通知を送付していたことがあったが、同局の義務として毎回おこなわれてはいない。

年金未納による意匠特許権の取消を避けるため、督促と納付サービスは、特許代理人(Patent Agent)、弁理士、現地の知的財産法律事務所、年金管理会社など、専門的で信頼できる企業が提供することができる。また、出願人は、タイにおける意匠特許権保護の継続を確保するために、年金の一括払い、すなわち、5 年目から 10 年目の年金を一度に支払う選択をすることも可能である。

<特許法第 43 条>

“特許権者は省令の定めた規則に従い特許権存続期間の第 5 年目から特許料を納付しなければならない。又第 5 年目及び以降各年の最初の日から 60 日以内に納付しなければならない。

特許権が特許権存続期間の第 5 年目の最初の日以後に付与されたとき、第 5 年目から特許権が付与された年までの特許料の納付は特許権が付与された日から 60 日以内に納付されなければならない。特許権者が第 1 項又は第 2 項で規定する期間内に特許料を支払わなかった納付しなかった場合、特許権者は特許料の 30%の追加料金を支払わなければならない。特許料は追加料金とともに第 1 項又は第 2 項で定められた支払い期限日から 120 日以内に納付しなければならない。

第 3 項に規定された期限が切れ、さらに特許権者が特許料及び追加料金を支払わない場合、

局長は特許委員会に対して、その特許の取り消しを命ずるために報告を行なうものとする。

特許取り消し命令を知った日から 60 日以内に特許権者が第 3 項に規定された期限に特許料及び追加料金を支払うことができないやむを得ない理由を記した嘆願を委員会にした場合、委員会は適宜期限の延長を認めること又は特許取り消し命令の取り消しをすることが出来る。”

(3) 商標

①控訴裁判決 No.1983/2564 (2021)

判決日:2022 年 3 月 18 日

原告(被控訴人)	STRIPE INTERNATIONAL INC.	商標 ” Te chichi.”
被告 1(控訴人)	タイ知的財産局	-
被告 2(控訴人)	商標委員会委員長	-

【事件の要約】

原告(被控訴人)は、商標「Te chichi」について、第 14 類、第 18 類、第 25 類における 3 件の商標出願を行った。登録官および商標委員会は、第 18 類の出願番号 864219 および第 25 類の出願番号 864220 の商標出願について、商標法第 7 条第 2 項(2)に基づき識別力がないことを理由に拒絶したため、原告(被控訴人)は知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴した。

CIPITC は、(i) 登録官の命令と商標委員会の審決を取り消し、(ii) 登録官に対し、原告(被控訴人)の前記商標出願 2 件の登録に向け、さらなる手続きを進めるよう命じる判決を下した。その他の請求は棄却された。被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 当該商標(出願番号 86421 および出願番号 864220)は識別力を備えるかどうか。

・ タイ商標法第 7 条第 2 項(2)に基づく商標の識別力の検討において、(外国語に由来する)語句が商品の特徴または性質を直接表示するかどうか、つまり識別力がないかどうか検討する際、

(i) その語句のタイ語訳、(ii) タイにおいてその語句がどのような意味、態様で使用されているか、(iii) その語句により、タイにおける公衆または大部分の利用者が即座に商標を付した商品の特徴または性質を認識し理解する、または僅かな思考で理解するほどに商品の特徴または性質と密接に関連しているかどうか、という点から判断しなければならない。

・ 一般の利用者が考え、想像し、適度な思考でその語句が商品の特徴または性質を表示するか伝わる可能性がある語句であれば、その語句は商品の特徴または性質を直接表示しないものと判断される。従ってそのような商標は識別力を備える。

・ 当該商標「**Te chichi**」は、外国語の語句からなる。被告(控訴人)の主張によれば、「Te」は翻訳できず、「chichi」は「モダン、シック、エレガント、気取った」という意味であるというが、翻訳できない語句と翻訳できる語句を「Te chichi」として組み合わせた場合、タイの公衆または大部分の利用者が「Te chichi」の組み合わせに慣れており、即座にまたは僅かな思考で当該商標を付した商品の特徴または性質を認識、理解するとは認められない。

・ 語句「Te chichi」が第 18 類(出願番号 864219)および第 25 類(出願番号 864220)の指定商品とともに使用される場合、商品の特徴または性質について直接表示しない。従って、原告(被控訴人)の商標「**Te chichi**」は、タイ商標法第 7 条第 2 項(2)に基づき識別力を備え、登録は可能である。下級審の判決は合法である。

【S&I コメント】

最高裁は、外国語に由来する語句からなる商標の識別力について、その語句がタイ商標法第 7 条第 2 項(2)により、指定商品／役務の特徴または性質を直接表示するかどうかを、以下の 3 点から検討するよう判決を下した。

(1) 外国語のタイ語訳

(2) タイにおいてその外国語がどのような意味、態様で使用されているか。

(3) その外国語は、タイ国内の公衆または大部分の利用者が当該商標を目にしたとき、即座に、または僅かな思考で商品／役務の特徴または性質を理解できるほど、指定商品／役務の特徴

または性質に直接または密接に関連しているかどうか。

一般の利用者が考え、想像し、適度な思考でその語句が商品の特徴または性質を表示するか伝わる可能性がある語句であれば、その語句は商品の特徴または性質を直接表示しないものと判断され、識別力を備えると判断される。

上記の最高裁の判断から、タイにおける商標登録では商標の要部となる語句の選択が重要となる。その語句が辞書に記載されている意味、特に指定商品／役務に関連する分野の人々を知る意味を持つ場合、出願人は商標出願前にその語句の辞書に基づくすべての意味を検討すべきである。その語句の意味のうち1つの意味だけでも出願人の指定商品／役務の特徴または性質を直接表示する場合、その商標は識別力の欠如を指摘される可能性がある。

②控訴裁判決 No.1337/2565 (2022)

判決日:2022年8月11日

原告(被控訴人)	ピラス株式会社(Pias Corporation)	商標”nature”
被告(控訴人)	タイ知的財産局	-
共同被告(控訴人)	Tai Sin Industrial Co., Ltd.	商標” <i>Naturie</i> ”

【事件の要約】

原告(被控訴人)は、商標「nature」を第3類の商品について出願した(出願番号1002746)。登録官は、当該商標が共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」(第3類、出願番号727704／登録番号TM314251)と混同するほどに類似しているとして当該商標出願を拒絶した。原告(被控訴人)は商標委員会に共同被告(控訴人)の登録商標に対する取消請求をしたが、取り消しは認められなかった。

原告(被控訴人)は商標委員会の審決を不服として知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴し、共同被告(控訴人)の登録商標と商標委員会の審決の取消しを請求した。CIPITCは請求通り共同被告(控訴人)の商

標登録と、商標委員会の審決を取り消すよう決定したため、被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、CIPITC の判決を支持した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告(被控訴人)は共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」の取消し請求を行うことができる利害関係者であり、裁判所に本件を提訴できる立場にいるかどうか。

- ・原告(被控訴人)は、共同被告(控訴人)の登録商標と同一の語でからなう商標「*naturie*」を使って商品の製造販売事業を営んできた。従って、原告(被控訴人)の当該商標の使用および登録の権利は、共同被告(控訴人)による商標登録により悪影響を受ける可能性がある。従って、第 63 条に基づき、原告(被控訴人)は利害関係者として商標委員会に取消請求を行う権利を有する。

- ・原告(被控訴人)が登録官の命令に対して審判請求しなかった行為は原告(被控訴人)の商標出願のみに影響するもので、本事件における原告(被控訴人)の利害関係人としての立場とは関係なく、影響もないと認める。

- ・原告(被控訴人)は、第 63 条に基づく利害関係人である点を示すために「*naturie*」におけるよりふさわしい権利(better right)について言及しており、それを根拠に共同被告(控訴人)の登録商標の取消しを裁判所に請求していない。従って、被告(控訴人)が控訴する「原告(被控訴人)が第 63 条に基づき手続をしたかどうか」という点について検討する必要はない。前述の通り、原告(被控訴人)が本事件の利害関係人である以上、原告(被控訴人)は本事件を裁判所に提訴できる立場にいるものと認める。

<争点②>原告(被控訴人)は第 65 条で規定された期間内に裁判所に提訴したかどうか。

- ・第 65 条は、取消の請求人は、通知の受領日から 90 日以内に商標委員会の審決について裁判所に提訴することができるとし、所定の期間内に提訴を行わない場合、商標委員会の審決は確定したものとみなされると定めている。

・ 商標委員会は、2019年11月8日付けの審決および2020年4月17日付けの通知書を発行して原告(被控訴人)に通知した。従って原告(被控訴人)が商標委員会の審決を受領することができる最短の日は2020年4月17日である。原告(被控訴人)が本事件を提訴したのは2020年7月15日であり、通知の受領日から90日以内である。

<争点③> 商標委員会の審決を取り消し、共同被告(控訴人)の登録商標を取り消すべき理由があるかどうか。

・ 原告(被控訴人)が提示した共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」の使用調査結果から共同被告(控訴人)が登録商標「*Naturie*」を使った液体石鹼を製造販売したことはないと認める。共同被告(控訴人)は、登録商標「*Naturie*」を使った商品を製造販売したことを示す証拠として、実物ではなく写真のみを提出した。このような証拠(写真)を作成することは容易である。さらに、共同被告(控訴人)は、登録商標「*Naturie*」を使った液体石鹼を販売する場所、期間、方法、宣伝する経路について何も示さなかった。原告(被控訴人)が取消請求を行う前に、登録商標「*Naturie*」を使用していたことは明らかではない。

・ 従って、①原告(被控訴人)が取消請求をした2018年2月21日時点、および②登録官が共同被告(控訴人)の商標の登録を命じた2009年4月24日から原告(被控訴人)による取消請求日まで、共同被告(控訴人)は登録商標「*Naturie*」を使用しなかったものと認める。共同被告(控訴人)が善意で登録商標「*Naturie*」を使用するのであれば、共同被告(控訴人)が販売する商品に登録商標を使用するか、少なくとも登録商標を使用した商品の広告を行うべきだが、共同被告(控訴人)は何もおこなっていない。原告(被控訴人)の証人および証拠は、被告(控訴人)らより信頼性が高いものと認める。

・ 共同被告(控訴人)は商標「*Naturie*」の登録時、登録された商品に善意で商標「*Naturie*」を使用する意思はなく、商標の善意の使用が全くなかったこと、また取消申請前の3年間、登録された商品に登録商標「*Naturie*」を善意で使用しなかったものと認める。従って、商標委員会の審決を取り消し、共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」について登録を取り消すべき理由があるものと認め、CIPITCの判決を支持する。

被告(控訴人)らが主張する他の争点は些細な争点であり、それによって本事件の結果が変わることはないため、検討する必要はない。

【S&I コメント】

本事件は、不使用による商標登録の取消請求が認められた稀少な事例である。


また、本事件で原告(被控訴人)は商標におけるよりふさわしい権利(better right)について言及したが、控訴裁は、原告(被控訴人)にはよりふさわしい権利(better right)を主張する意図はなく、あくまでも利害関係者であることを示すための言及であると判断した。そのため、第 63 条に基づくよりふさわしい権利(better right)に関する証明または手続をおこなう必要はなかった。また、登録商標を使った商品の写真のみでは、その使用実績を示す証拠として不十分であると判断している。

③最高裁判決 No.203/2565 (2022)

判決日:2022 年 4 月 1 日

原告(被上訴人)	Western Digital Technologies, Inc.	商標” MY CLOUD ”
被告(上訴人)	タイ知的財産局	-

【事件の要約】

原告(被上訴人)が第 42 類において商標「」を出願したところ、登録官および商標委員会は、商標法第 7 条第 2 項(2)に基づき当該商標には識別力がないとして出願を拒絶したため、原告(被上訴人)知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴した。

CIPITC は、(i)登録官の命令および商標委員会の審決を取り消し、(ii)登録官に対し、原告(被上訴人)の商標出願の登録に向けさらなる手続きを進めるよう命令する判決を下した。これに不服とした被告(上訴人)は控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は登録官の命令を取り消すよう命じ、その他の請求は CIPITC の判断を支持したため、被告(上訴人)は最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、被告(上訴人)の主張を認め、原告(被上訴人)の請求を棄却する判決を下した。

【最高裁の判断】

<争点①> 当該商標「MY CLOUD」(出願番号 892112)は識別力を備え、登録が認められるべきかどうか。

- ・ 商品／役務の特徴または性質を直接表示する語句は、公衆が即座に、または僅かな思考で商品／役務の特徴または性質を理解できるほど直接もしくは密接に関連するものでなければならない。

様々な意味を持つ英単語の意味を検討するには、その語句の意味を指定役務と共に検討する必要がある。

- ・ 当該商標「MY CLOUD」を目にした公衆は、当該商標に基づく役務が、自身の通信ネットワークに関する役務、私のソフトウェア情報バックアップシステムおよび自身のコンピュータに関する役務であることを直ちに理解することができる。これは役務を直接表示しており、公衆は僅かな思考で理解することができる。当該商標「MY CLOUD」にはコンピュータに関連する意味と関連しない意味があるが、語句「CLOUD」はコンピュータに関連する意味では、「コンピュータとエアコンピュータのバックアップシステムのサポート接続」を意味する。コンピュータを使う人なら、この語句の意味をすぐに理解することができる。従って、当該商標「MY CLOUD」は原告(被上訴人)の役務の特徴または性質を直接表示しており、識別力を備えていない。

- ・ この争点について最高裁は控訴審の判決を覆し、被告(上訴人)の主張を認める。

<争点②> 原告(被上訴人)は、使用により識別力を獲得したとみなすことができるほどに当該商標をタイで広く使用、販売、公表、広告しているかどうか。

- ・ 原告(被上訴人)の証言や証拠は、会社の歴史、広告、流通または役務の提供の経路に関する書類であり、当該商標の最初の使用、広告、商品の流通または役務の提供は示されていない。
- ・ 原告(被上訴人)がネットメディア、雑誌、パンフレット、新聞、フェアへの参加、役務の提供などの広告が存在すると主張する証拠は、原告(被上訴人)が知的財産局に当該商標を出願した後の2013年末頃のものである。従って、これらの証拠をもって当該商標が使用により識別力を獲得していることは認められない。
- ・ 一部の広告書類は、当該商標に語句「WD」を組み合わせたものであり、当該商標とは異なる。従って、原告(被上訴人)の証拠から当該商標が使用により識別力を獲得したと考えるには不十分である。
- ・ 当該商標(出願番号 892112)は識別力を備えていないため、登録官の命令および商標委員会の審決は合法である。

【S&I コメント】

最高裁は、第7条第3項に基づく商標の識別力の証明において、以下の2点を考慮するよう判断した。

(1) 使用による識別力を証明するためには、商標出願日前に当該商標を付した指定商品／役務が他人の商品／役務と識別できていることを証明する証拠が必要であり、出願日前の相当な期間、出願商品／役務を継続して販売、流通、広告していることを証明する証拠が必要である。

(2) 使用証拠には、出願商標と同じ商標が付されていなければならない。

上記の最高裁の判断によれば、識別力を証明するための使用証拠は、タイにおける商標出願日前の使用でなければならず、また出願商標と同一の商標が付されていなければならないと厳しく考えられている。今後、タイ知的財産局が登録官の商標審査ガイドラインにこの点を追加し、使用による識別力の証明が現在より困難になることが懸念される。

(4) 営業秘密

①最高裁判決 No.4140/2563 (2020)

判決日:2020年9月18日

原告(上訴人)	Fuso Truck (Thailand) Co., Ltd.
被告 1(被上訴人)	Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corporation
被告 2(被上訴人)	Daimler AG
被告 3(被上訴人)	Mercedes-Benz (Thailand) Co., Ltd.

【事件の要約】

原告(上訴人)は被告(被上訴人)らをパートナー兼販売代理店として、トラックの販売事業を営んでいたが、契約期間満了後、被告 1(被上訴人)は契約更新を拒否し、両者は合意に至る再契約を締結した。新しい契約が有効である間に、原告(上訴人)はデューディリジェンス(Due Diligence)により内部情報を渡すよう要求された。その情報を受け取った後、被告 1(被上訴人)は原告(上訴人)のパートナーになることを拒否した。原告(上訴人)は営業秘密侵害で提訴したが、新しい契約書には、紛争は日本での仲裁で解決しなければならないとの条項があったため、最高裁判所も原告(上訴人)は日本での判断を待たなければならないと判断した。

【最高裁の判断】

<争点①>原告(上訴人)の控訴裁判所への控訴は適法かどうか。

・本事件は、主契約である販売店契約から生じたものである。同契約では、第 32 条において、紛争の解決については日本での仲裁に委ねるという規定があった。この場合、特定の法律、すなわち仏暦 2545 年仲裁法第 45 条第 2 段落が手続きに適用されなければならない。同条文に基づき、原告(上訴人)は、下級審判決を不服として最高裁判所に上訴しなければならない。従って、原告(上訴人)による控訴裁判所への控訴は違法である。しかし、最高裁は事件を差し戻す必要はないと判断したため、原告(上訴人)の上訴においてさらなる争点を審理することとする。

<争点②>被告 1(被上訴人)に対する請求を棄却した下級審判決は適法かどうか。

・争点となる主張や申立ては、販売店契約に基づく原告(上訴人)と被告 2(被上訴人)との間の法的関係に起因している。原告(上訴人)の営業秘密侵害の部分の訴状を読むと、原告(上訴人)

は、被告 1(被上訴人)が代理店契約の要件であるコンプライアンス・デューデリジェンス (Compliance Due Diligence)を要求した際に発生したことが原因だと主張している。さらに、同契約には、秘密保持と非開示の条項が 19 あった。被告 1(被上訴人)は本事件の訴訟前に、営業秘密侵害の問題に触れた販売店契約に基づいて、既に日本での仲裁による和解を求めている。

- ・ 従って本事件は営業秘密に関するものであり、もともと販売店契約の下で発生したものであると認める。また、同契約で和解は仲裁によって処理されなければならないと規定しているのであれば、その合意のとおりであるべきである。原告(上訴人)は被告 1(被上訴人)に対して本事件について訴訟提起することはできない。

- ・ 下級審が仏暦 2545 年仲裁法第 14 条に基づき原告(上訴人)の請求を棄却した判決について、最高裁判所は支持し、下級審判決に従い執行されるべきであると認める。

【S&I コメント】

本事件は、営業秘密侵害だけでなく、契約書に記載されている他の法律、すなわち仲裁法も扱っている。紛争が裁判ではなく、仲裁機関によって解決されることも多い。従って、本事件は、契約書に書かれていることは、両当事者がそれに拘束され、それに従って履行しなければならないことの証明にもなっている。裁判所や関連する法律の力は、契約書に示された当事者の意思を覆すことはできない。

②控訴裁判決 No.3081/2563 (2020)

判決日:2020年12月30日

原告(控訴人)	Plus Property Co., Ltd.
被告(被控訴人)	Ms. Thananthorn Chinwongwisan

【事件の要約】

原告(控訴人)は、不動産全般の代理店として事業を行っていた。被告(被控訴人)は、不動産コンサルタントおよび営業として原告(控訴人)に勤務しており、原告(控訴人)のコンピュータシステムに保存されている不動産、マンション、戸建に関するデータにアクセスすることができた。その後、原告(控訴人)は、被告(被控訴人)が同システムから異常に大量のデータをコピーしていることを発見した。そのデータ量は、原告(控訴人)の顧客のデータ量と一致しないように思われた。被告(被控訴人)は、データをコピーするのは仕事上で当たり前の行為だとし、そのデータが第三者に送信されたという証拠もないため、原告(控訴人)には損害がないと主張した。

知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、被告(被控訴人)の行為は原告(控訴人)の営業秘密権を侵害しないと判断し、原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は下級審判決を覆し、被告(被控訴人)に対して原告(控訴人)への賠償金 8 万バーツの支払いを命じた。

【控訴裁の判断】

<争点①> 被告(被控訴人)の行為は原告(控訴人)の営業秘密権を侵害したかどうか。

- ・ 裁判所は、被告(被控訴人)の行為が仏暦 2545 年(2002 年)営業秘密法第 6 条で定める行為にあたるかどうかを検討する必要がある。

- ・ 審理において原告(控訴人)は、通常、販売担当者は"Listing Online" システム内のデータにアクセスすることができ、同システム内の機能を使用し、関連するキーワードを入力することによって、顧客のニーズと要件に最も合致する検索結果を取得することができたと証言した。また販売担当者がその結果を出力して顧客に提示すると、同システムから原告(控訴人)に通知され、監視される仕組みになっていた。この監視システムは、従業員には知られていなかった。

- ・ 原告(控訴人)によると、通常顧客に出力される検索結果は 5 個程度であり、46 個でも 591 個でも出力はできるとのことだった。しかしながら被告(被控訴人)は、1 億バーツから 10 億バーツの土地のデータも含め 5,730 個の検索結果を出力した。被告(被控訴人)が担当した 2018 年 1 月から 7 月の新規顧客 44 件、7 月の新規顧客 5 件と比較しても異常に大量なデータであった。また、被告(被控訴人)は、出力したデータを顧客には一切提示していないようであった。

- ・ 被告(被控訴人)は審理中、原告(控訴人)に在職期間中で当該データを複製する 1 日前に他の不動産会社と雇用契約を締結していたことを認めた。

- ・ 以上のことから、被告(被控訴人)の行動の一つ一つが、被告(被控訴人)が原告(控訴人)の業務に使用するために当該データを複製し出力したものではないと確信させる。被告(被控訴人)は、営業秘密の所有者である原告(控訴人)の承諾を得ることなく、営業秘密を取得した。この行為は、誠実な商慣習に反するものである。被告(被控訴人)はこのような行為が誠実な商慣習に反することを知っていたか、知るべき合理的な理由があったはずであると認める。

- ・ 第三者へのデータ転送はなかったが、仏暦 2545 年(2002 年)営業秘密法第 6 条に基づき営業秘密権の侵害であると認める。原告(控訴人)の主張を認め、原告(控訴人)の請求を退けた下級審判決を覆す。

<争点②>原告(控訴人)の損害はどの程度か。

- ・ "Listing Online" システム上の不動産データを被告(被控訴人)が原告(控訴人)の承諾なく入手し、その後、同データが被告(被控訴人)の個人メールアドレスから削除されていたとしても、当該データを被告(被控訴人)が他人に渡したか否かについては結論が出ていない。従って、被告(被控訴人)が当該データを使用し、原告(控訴人)に顧客損失および市場価値の低下の損害を与えたと原告(控訴人)が主張しても、その主張は認めることができない。

- ・ 本事件に係る状況に対処するための私立探偵費用の請求については、原告(控訴人)が不正を見抜き、翌日には原告(控訴人)と被告(被控訴人)との雇用契約を解除していることから、そのような費用は発生していないものと認める。従ってこれに対する損害賠償は認めない。

- ・ 当該データの返却、破棄、使用禁止の請求、および損害賠償については、被告(被控訴人)が既にノートパソコンを原告(控訴人)に返却しており、Gmail アカウントから当該データが削除されているため、被告(被控訴人)に対し原告(控訴人)の請求通りに履行するよう命じる必要はない。

- ・ 被告(被控訴人)は、原告(控訴人)に在職期間中、原告(控訴人)がビジネスのために保管し

ていることを十分認識していた NPA の不動産、マンション、戸建に関するデータを入手し、原告（控訴人）の営業秘密を他のことに使用しないとす契約に違反したとして、被告（被控訴人）に対し、8 万バーツおよび提訴日から 7.5%の利子を支払うよう命じる（訳注：罰則の算出根拠は判決文に記載されていない）。

【S&I コメント】

本事件は営業秘密の管理という点で、日常業務に役立つ事例である。本事件の原告（控訴人）は、従業員が扱うデータの流れや量を毎日監視するシステムを用意しており、異常なデータの流れや量が発生した場合には、直ちに担当者に報告されることになっていた。従って原告（控訴人）は、当該データが営業秘密であるかどうかの立証に時間を費やさず、また営業秘密の秘密保持のための措置を講じていたことでもない。本事件では、被告（被控訴人）がいかに疑わしく、不正にデータにアクセスし使用していたかが大きく指摘されている。ただ、損害賠償の認容は裁判所に対する立証が困難な問題であり、流出した営業秘密やデータの価値に見合うものではないように思われる。また裁判所による罰則の算出根拠も不透明である。

③控訴裁判決 No.1651/2564 (2021)

判決日：2021 年 9 月 13 日

原告 1(控訴人)	Chow Steel Industries Public Co., Ltd.
原告 2(控訴人)	Chow Energy Co., Ltd.
原告 3(控訴人)	Premier Solution Co., Ltd.
被告 1(被控訴人)	Eastern Printing Public Co., Ltd.
被告 2(被控訴人)	Mr. Yuth Shinsupakul
被告 3(被控訴人)	Mr. Sung Ko
被告 4(被控訴人)	Mr. Pak Leong Chiu
被告 5(被控訴人)	Ms. Ratanapon Choklarb
被告 6(被控訴人)	Ms. Pimtawan Panyatham

被告 7(被控訴人)	Mr. Shun Cheung Wong
被告 8(被控訴人)	Mr. Lap Shing So

【事件の要約】

原告 2(控訴人)は日本でのエネルギープラント設立の可能性を模索するために被告 3(被控訴人)を代替エネルギー事業のコンサルタントとして雇用していた。その後原告(控訴人)らは、被告 3(被控訴人)が不審な行動をとり、原告 3(控訴人)と同じ事業を行う新会社を設立していることを知った。また、原告(控訴人)らがプロジェクトで使用するために入手したデータが、被告 3(被控訴人)およびその従業員によって部外者に送信されていたことが判明した。控訴裁判所は、被告(被控訴人)らが原告(控訴人)らの営業秘密を侵害したと認め、損害賠償として 2,000 万バーツの支払いを命じた。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告 1(控訴人)に提訴権があるかどうか。

原告 1(控訴人)は原告 2、3(控訴人)の株主であった。原告(控訴人)らは同じグループ会社で、原告 1(控訴人)は原告 3(控訴人)の方針およびビジョンを決定する権限を有していたが、それぞれ別会社である。民商法第 1169 条第 1 段落では、取締役が会社に損害を与え、会社が提訴を拒否した場合に限り、株主に会社を代表して提訴する権利を与えている。従って本事件において原告 1(控訴人)は提訴権を有しないものと認める。

<争点②>岩手・京丹波プロジェクトに関する情報は原告 3(控訴人)の営業秘密であるかどうか。

・ 裁判所は審理の過程で提示された当事者間で交わされた 26 通の電子メールを検討した。その中には、プロジェクトに関する情報を含まない単なる通信文や、日本語で書かれた電子メールもあったため、裁判所は、岩手・京丹波プロジェクトに関連する電子メールを分類する必要があった。

・ 岩手プロジェクト(通称「一関プロジェクト」)および京丹波プロジェクト(通称「京都 みずほプロジェクト」)に関する情報については、京丹波プロジェクトの電カインバータに係る見積および土木工事に関する電子メール、岩手プロジェクトに関する Eiwa Mega Electric Power Co., Inc と原告

3(控訴人)の意向書、岩手・福井プロジェクトの系統連系システムおよびプロジェクトマップを検討することとした。これらの内容を検討した結果、当該内容は、特定の企業や地域に関する情報で、専門家による調査、分析、編集によって作成されたものであり、また、投資判断のための重要な情報で、投資家だけでなく一般市民が容易にアクセスできる一般に公開されており企業情報ではないと認める。これらのことから、原告 3(控訴人)は岩手プロジェクトの様々な情報を、原告 3(控訴人)の商業的利益のために詳細に収集したことが示される。

- ・ 原告 3(控訴人)は京丹波プロジェクトの情報を商業的利益のために収集したことを認める。太陽光発電所プロジェクトにアクセスできるのは、関係するスタッフだけであった。データ送信の方法は、アカウント所有者のスタッフが割り当てた、個人的な秘密として管理される電子メールを使用していて、管理者ですら見るができなかった。また従業員と原告 3(控訴人)との間で交わされた雇用契約書には、秘密保持条項が記載されていた。そのため、原告 3(控訴人)は、当該情報の秘密を保持するために合理的な措置を講じていたと認める。

よって、岩手・京丹波プロジェクトに関する情報は、原告 3(控訴人)の営業秘密であると認める。

<争点③> 被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を侵害したかどうか。

- ・ 雇用契約に基づき被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を開示しないことを含め、原告 3(控訴人)の利益を保護するために誠実に義務を履行する責任があった。

- ・ 審理において、被告 3(被控訴人)と被告 1(被控訴人)の常務取締役であった Mrs.Sumalee との間で、岩手プロジェクトのコストについて議論する書簡が証拠として提出された。これは、被告 3(被控訴人)がまだ原告 3(控訴人)の常務取締役として働いていたときに行われたものであるため、営業秘密の開示であり、被告 3(被控訴人)の義務に違反する。従って、被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を侵害したと認める。

<争点④> 被告 4~8(被控訴人)は被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を侵害したかどうか。

- ・ 被告 4, 6, 7(被控訴人)から複数の第三者(Mr. Suthisak, Mrs.Sumalee, Mrs.Sasithorn)に岩手・京丹波プロジェクトに関する営業秘密を送信する電子メールが複数存在した事実が認めら

れた。

- ・ 被告 5(被控訴人)が被告 7(被控訴人)と 被告 4(被控訴人)に送った情報は、営業秘密に関するものではなく、「プロジェクト開発、不動産売買、FIT 譲渡契約」という第三者との契約だった。従って原告 3(控訴人)の営業秘密ではない。

- ・ 被告 8(被控訴人)については、被告 2、3(被控訴人)に対して R&L 株式会社が発行したインバータに関する情報および京丹波プロジェクトの土木工事の見積書に関する電子メールを送信したようである。この情報及び見積書は、直接被告 1(被控訴人)に対して発行されたものである。もう一つの電子メールは、岩手プロジェクトの土地について被告 8(被控訴人)が意見を述べたというもので、いずれも営業秘密には当たらないと認める。

- ・ 従って、被告 4、6、7(被控訴人)が被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を侵害したと認める。被告 5、8(被控訴人)には、原告 3(控訴人)の同意なく被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を開示したことを示す十分な証拠がない。

<争点⑤>原告 2、3(控訴人)は損害を被ったかどうか。

- ・ 被告 3、4、6、7(被控訴人)が共謀して原告 3(控訴人)を侵害したとき、原告 3(控訴人)は直接損害を受け、原告 3(控訴人)の雇用主である原告 2(控訴人)も結果として損害を被ったと認める。

- ・ 審理の結果、原告(控訴人)らが本件プロジェクトに投資できなかった損害、および原告 3(控訴人)が当該営業秘密を失ったときの深刻さ、本件プロジェクトからの投資の回収、事件後の日本での太陽光発電所操業の影響など、原告(控訴人)らの信頼に付け込んだ被告(被控訴人)らの状況から、原告(控訴人)らに 1,970 万パーツを補償すべきと認める。また、被告(被控訴人)らに対し、京丹波プロジェクトに関する法的助言の対価として 30 万パーツの支払いを命ずる。

- ・ 従って、原告(控訴人)らに対する損害賠償総額は 2,000 万パーツとなり、原告 2、3(控訴人)に対して被告 3(被控訴人)は 2,000 万パーツを賠償、被告 4(被控訴人)はそのうち 660 万パーツを共同で、被告 6(被控訴人)はそのうち 82 万 5,000 パーツを共同で、被告 7(被控訴人)はそ

のうち 330 万パーツ共同で賠償するものとする。

<争点⑥> CIPITC が手数料を全額免除し、原告(控訴人)らに弁護士費用の請求を認めないと命じた判断は適法かどうか。

- ・ CIPITC は既に合理的かつ誠実にその裁量権を行使した。原告(控訴人)らは、本事件は請求額が大きく、裁判に 4 年かかったと主張するが、実際の審理は 1 年 2 カ月であったと考える。法律上、裁判所は各当事者に費用負担を命じることができるため、この争点に関する CIPITC の判断は合法的であると認める。

- ・ 最後に、CIPITC が被告 3(被控訴人)に対し、原告 2、3(控訴人)へ 1,000 万パーツを支払うよう命じ、また原告 2、3(控訴人)の被告 4、6、7(被控訴人)に対する請求を棄却した判決については、これを不服として同判決を無効とする。

- ・ 被告 3(被控訴人)に対し、原告 2、3(控訴人)へ 2,000 万パーツおよび訴状送達日の翌日から 7.5%の利息を、被告 4(被控訴人)に対し、被告 3(被控訴人)と共同で 660 万パーツに利息を、被告 6(被控訴人)に対し被告 3(被控訴人)と共同で 82 万 5,000 パーツに利息を、被告 7(被控訴人)に対し、被告 3(被控訴人)と共同で 330 万パーツに利息をつけて賠償するよう命ずる。これ以外は CIPITC の判断によるものとする。

【S&I コメント】

本事件は、コンサルタントとそのチームが持っている情報が他のクライアントに転送された事件である。このようなことは今日のビジネスでは日常的に起こりうることである。そのため、営業秘密かどうかをどのように判断し、どのように管理するかが重要である。また、この判決は、詳細が非常によく書かれており、営業秘密事件において提訴権、営業秘密とは何か、被告(被控訴人)は営業秘密を侵害しているかどうか、どのように侵害しているかなど、必要な争点が審理され、判断されている。

(別紙) 引用判例の詳細

(注) 便宜上、当事者の呼び方を下級審からの原告、被告に統一している。

(1) 発明特許

①控訴裁判決 No.11/2565 (2022)

判決日:2022年1月10日

原告(控訴人)	C.H.SWITCH TECH CO.,LTD.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局
共同被告(被控訴人)	パナソニック株式会社 (Panasonic Corporation)

【事件の要約】

原告(控訴人)は、タイ知的財産局(DIP)が2009年10月22日にパナソニック株式会社に付与した発明特許「電気コンセント」(発明特許第26863号)について、タイ国発明特許第33934号、日本特許出願番号H9-249184(公開番号H11-86947)と比較し、仏暦2522年(1979年)特許法第5条(1)、(2)に基づき新規性、進歩性がなく、また当該発明特許の明細書の内容が同法第17条に基づき明確かつ簡潔でないとして、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対して当該特許の取り消しを求め、DIPを提訴した。審理中、利害関係人であるパナソニック株式会社は共同被告(被控訴人)となることを請求し、CIPITCはそれを認めた。一審のCIPITCが当該発明特許の有効性を認めて原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦2522年(1979年)特許法第5条(1)、第5条(2)、第6条、第7条、第36の2条、第54条
- ・ 仏暦2539年(1996年)知的財産及び国際取引裁判所設置法
- ・ 民事訴訟法第142条

【原告(控訴人)の主張】

- ・ 特許法第5条(1)に基づく当該発明特許第26863号の新規性について、本体10およびカバー18に形成される当該発明特許は、日本特許第33934号「コンセント」および日本特許出願番号H9-249184(公開番号H11-86947)「プラグ」に開示されている。

- ・ また、特許法 5 条(2) に基づく当該発明特許の進歩性について、その構成部 50 は、単に本体をカバーであり継ぎして閉じるもので、日本特許第 33934 号「コンセント」及び特許出願番号 H9-249184 と同様である。

- ・ 当該発明特許に係る発明は、タイ国発明特許第 33934 号、日本特許出願番号 H9-249184 (公開番号 H11-86947) または日本特許第 3671618 号の従来技術と重複する構造特性、機能および設置性を有している。当該発明特許の請求項 1 の構成 1 から 5 が、日本特許第 3671618 号の請求項 1 から 8 および 14 から 20 と、タイ特許第 33934 号の請求項 1 の構成部 1 から 4 および 6 と同一である。さらに、当該発明特許に係る発明は、接着方法を変更することにより、新しい発明の外観を設計することができるが、この接着方法は、何らの技術的課題解決にもならない。また、本体とカバーの間の部品を枠で閉じることは、通常の当業者にとって自明な一般理論である。

【被告、共同被告(被控訴人)の主張】

- ・ 2001 年 4 月 30 日、松下電工株式会社は、タイ国において「電気コンセント」(出願番号 065280) を出願し、日本特許出願番号 2000-193505 の出願日(2000 年 6 月 27 日)をタイ国における出願日として主張することを請求した。その後、前述の日本特許出願は、日本特許第 3633448 号として登録された。当該発明特許は、出願の過程で、出願人がパナソニック株式会社(共同被告(被控訴人))に変更されている。

- ・ 日本特許第 3633448 号と一致させる補正をおこなった当該発明特許に係る発明は、信頼性の高い日本特許を比較した結果、日本特許の請求項が当該発明特許と一致していることから、産業上の利用可能性を含む新規性および進歩性を有する。また、原告(控訴人)は、公開期間または審査期間中に異議を提起しなかったため、被告(被控訴人)が付与した当該発明特許第 26863 号は有効である。控訴裁判所に対し原告(控訴人)の主張を棄却するよう求める。

【控訴裁の判断】

<争点①> 当該発明特許第 26863 号「電気コンセント」に新規性はあるか。

- ・ 2000 年 6 月 27 日以降に公開された発明特許第 33934 号は、特許法第 6 条(5) “第6条新規性がある発明とは、従来技術ではない発明をいう。従来技術とは次の発明をいう。(一部省略) (5) 国

内外で特許又は小特許出願がなされ、かつその出願がタイ国内の特許出願日より前に公開された発明”で定める従来技術ではない。従って、裁判所は当該発明特許と日本特許出願番号 H9-249184 との比較のみで新規性の問題を検討する。

- ・ 従属請求項 1 の構成 1 および 2 について、日本特許第 3671618 号と類似する当該発明特許に基づく発明の構成および機能ならびに設置は、電気コンセントの基本的な特徴の技術である。しかし、当該発明特許の請求項に記載された特徴的な機能は、日本特許には開示されていないため、原告(控訴人)主張するように特許法第 6 条に基づく新規性がないと結論づけることはできない。

<争点②> 当該発明特許「電気コンセント」に進歩性はあるか。

- ・ 第一審(CIPITC)が裁判所自ら言及した発明特許第 52172 号の検討について、仏暦 2539 年(1996 年)知的財産及び国際取引裁判所設置法第 39 条および民事訴訟法第 142 条に基づき、原告(控訴人)は第一審においてその特許について言及していないことから、これを従来技術の一つとして認めず、当該発明特許と日本特許第 3671618 号とを比較する。
- ・ 原告(控訴人)側の証人である Rujira Boonnag 氏と Noopon Leepreechanont 准教授は設計工学を専門としておらず、当該発明特許の工業材料が日本特許と同じ機能であることを証明することができないため、原告(控訴人)の証拠は認められない。一方、共同被告(被控訴人)の証人である Kusama Kimio 氏は、機械工学の修士号を取得し、23 年以上の設計工学の経験があり、当該発明特許の発明から得られる機能、結果または効用は従来技術とは異なることを証言した。従って、原告(控訴人)は当該発明特許には進歩性がないことを証明することはできていない。

<争点③> 当該発明特許は発明の詳細な説明が完全ではなく、漏れがあり明確ではなく、また保護期間の満了日の記載に誤りがあることにより、特許権の取消しとなるかどうか。

- ・ タイ特許法第 54 条では「第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、又は第 14 条に違反して付与された特許権は瑕疵があるとみなされる。」と定められているが、原告(控訴人)の主張は、特許の詳細な説明の記述に関連する第 17 条に関するものであった。従って、原告(控訴人)には第 54 条に基づき取り消しを要求する権限はない。

- ・ 控訴裁判所は、下級審の判断を支持する。

【S&I コメント】

本事件の興味深い点は、発明特許第 52172 号に対する判断である。同発明特許を法廷審理に持ち込むことは、証拠認容の問題である。原告(控訴人)は第一審(CIPITC)において、訴状に同発明特許を記載していなかったが、CIPITC は同発明特許を検討し、裁判所の判断が公的権利にも影響するため訴状に記載のない特許を検討することは不可欠であるとの理由で、訴状に記載された事実だけでなく、裁判の審理中に判明した他の事実もすべて考慮しなければならないとした。

しかし、控訴裁判所はこの点について CIPITC に同意せず、知的財産権である特許を私権とみなし、さらに、特許の取り消しを裁判所に請求できる者は、利害関係者または検察官でなければならないと判断した。従って、公共の利益の保護は、本件で提起される十分な理由とはならない。さらに、タイの法律は、特許の登録審査と取り消しの手続を全て規定している。もし、原告(控訴人)が提起した理由が誤りや規定されていない手続と関係がないのであれば、本件の正義のために主張することは適切ではない。原告(控訴人)は、法廷審理の中で特許第 52172 号について述べたが、それは、本事件を超えた事実となる。

②控訴裁判決 No.959/2565 (2022)

判決日:2022年7月6日

原告(控訴人)	C.H.SWITCH TECH CO.,LTD.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局
共同被告(被控訴人)	パナソニック株式会社 (Panasonic Corporation)

【事件の要約】

原告(控訴人)は、タイ知的財産局(DIP)が2018年6月1日にパナソニック株式会社に対して付与した発明特許「コンセント」(発明特許第 62775 号)について、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 5、6、7 条に基づき新規性、進歩性がないために無効だとして、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対して当該特許の取り消しを求め DIP を提訴した。原告(控訴人)は主張の中で、従来技術として発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937(Y)号、ドイツ発明特許 DE10216208(C)号、DE10216209(C1)号および中国発明特許 CN2503626(Y)号(最後の 2 件の特許については簡単に言及。)を引用した。審理中、利害関係人であるパナソニック株式会社は共同被告(被控訴人)となることを請求し、CIPITC はそれ

を認めた。一審の CIPITC が原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は、控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 36 の 2、第 54 条

【原告(控訴人)の主張】

- ・ 発明特許「コンセント」(特許番号第 62775 号)は、当該特許の請求項 1 が、発明特許第 35751 号(1 ページ目の図面 1 (A) および 2 ページ目の図面 2 のカバー(3)、図面 1 のスプリング挿入用内枠(5))、中国発明特許 CN200965937(Y)号(図面 1 から図面 6)、およびドイツ発明特許 DE10216208(C)号(4 つの図面に基づく、プラグピンの開放側を覆うスプリング(13)が取り付けられた長手方向のスライダーを有する装置(3))、ドイツ発明特許 DE10216209(C1)号および中国発明特許 CN2503626(Y)号において開示されているため、被告(被控訴人)から不法に取得した発明特許である。

- ・ 当該発明特許を発明特許第 35751 号および中国発明特許 CN200965937(Y)号と比較すると、当該発明特許の発明プロセスは重要ではなく(insignificant)、通常の当業者にとって自明である発明の詳細および図面を有している。従って、当該発明特許は新規性を欠き、進歩性がない。

- ・ 2018 年 10 月 9 日、共同被告(被控訴人)の代理人が原告(控訴人)に対し侵害の停止を求める通知を送付したため、原告(控訴人)は本件の利害関係人である。当該発明特許の取消しを請求する。

【被告、共同被告(被控訴人)の主張】

- ・ 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 5、6、7、8、18 条に基づき当該発明特許を再度確認し、当該発明特許と信頼できる日本の審査結果との整合性に基づいて、当該発明特許には新規性があり、かつ産業上の利用可能性を含む進歩性を有する。原告(控訴人)は公開・審査中に異議を提起しなかった。また、原告(控訴人)の主張は、発明の詳細な説明と図面が重要でない(insignificant)内容であると理解するには、あまりにも曖昧である。当該発明特許の付与は適法であり、裁判所に対し、原告

(控訴人)の主張を棄却するよう求める。

- ・ 共同被告(被控訴人)はパナソニック IP マネジメント株式会社から当該発明特許を譲渡された。当該発明特許に係る発明は、カバーを有する電気コンセントで、カバーを傾けた状態から正常な状態に戻す手段を有し、カバーの両端に作用する不均衡な圧力によってカバーが傾く。この手段は、従来技術の問題点をより良く解決するもので、当該発明特許は発明特許第 35751 号より進歩性がある。

- ・ 中国発明特許 CN200965937(Y)号は、アダプターに関する発明であり、当該発明特許関連するコンセントではないため、前記中国発明特許を考慮することはできない。

- ・ ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号、DE10216209(C1)号、中国発明特許 CN2503626(Y)号等については、原告(控訴人)は当初訴状では言及していなかったが、訴状の訂正期間中に当該内容を追加して完全とすることで被告(被控訴人)より優位に立とうとした。ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号の要約の翻訳文は原告(控訴人)が作成したものであり、その正確性を明らかにすることはできない。また、前記ドイツ発明特許の図面を検討すると、当該発明特許と相違点がある。さらに、ドイツ発明特許 DE10216209(C1)号と中国発明特許 CN2503626(Y)号については、原告(控訴人)が表面的に触れているだけで、法廷審理の場で問題提起することはできない。当該発明特許には新規性であり、産業上の利用可能性および進歩性を有する。

- ・ 共同被告(被控訴人)は、日本、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピンなどの多くの国で、当該発明特許と類似する特許を出願している。

- ・ 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 5 条により、当該発明特許は合法であり、原告(控訴人)には提訴権がない。裁判所に対し、原告(控訴人)の請求を棄却するよう求める。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告(控訴人)には提訴権があるか。

- ・ 共同被告(被控訴人)が代理人を通じて原告(控訴人)にはに特許侵害に関して通知したということは、原告(控訴人)にはが共同被告(被控訴人)の特許を侵害するとした製品を販売する権利に影響を受けていることを意味するため、原告(控訴人)は利害関係者に該当する。従って、利害関係人で

ある原告(控訴人)は、特許法第 54 条第 2 段落により、被告(被控訴人)を提訴する権利を有する。

<争点②> 当該発明特許「コンセント」(特許番号第 62775 号)は、特許法第 6 条および第 7 条に基づく新規性および進歩性があるか。

・ 原告(控訴人)は、当該発明特許は、発明特許第 35751 号、発明特許第 26863 号、ドイツ発明特許第 DE10216208(C1)号、中国発明特許第 CN200965937(Y)号において先に公開、保護されている電気コンセントの一般構造および電気コンセントの接触保護装置からなると主張している。しかし、原告(控訴人)は当初の訴状で発明特許第 26863 号について言及していないため、発明特許第 26863 号を証拠の一つとして引用することはできない。

・ 特許法第 6 条に基づく、当該発明特許を電気コンセントの一般構造と電気コンセントの接触保護装置に分けた新規性の点について、原告(控訴人)が言及する電気コンセントの一般構造は、回路基板と接続する目的で内部に各種装置を取り付けた支持体に組み立てられたコンセント用の穴を有するカバー部分から成る電気コンセントの一般的な技術的特徴であると判断する。従って、電気コンセントの一般的な技術的特徴は、当該発明特許の範囲を超えるものである。また、電気コンセントの接触保護装置に関しては、当該発明特許と 3 件の従来技術(発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937(Y)号、ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号)を比較し、下表の通り、請求項の範囲において発明を構成する個々の発明の要素を分けて検討すると、当該発明特許は、他の従来技術と異なるものと認められる。従って、当該発明特許に新規性はないとする主張は認められない。

当該発明特許第 62775 号	発明特許第 35751 号	中国発明特許 CN200965937(Y)号	ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号
1. 本体(1)のカバー仕切り(11)は、コンセントの平棒を挿入するための 2 つのホールを有する。 2. 本体(1)はカバーを有するコンセントである。 3. カバー(3)	1. 配線ボックスには、標準サイズの配線工具(1)を 3 本収納することができる。 2. 本体を開けた状態で組み立てるためのカバー(11)。 3. 本体(10)はカバー(11)とあり継ぎし、ロックで固定する。	1. トップカバー(1) 2. トップカバーと固定するプラグ(2) 3. トップカバーとプラグ穴に接したプラグの間にある保護扉(5) 4. バネ(7)	1. バネ解放板(3) 2. バネが取り付けられた長手方向スライダー(13) 3. バネ(23)

<p>4. 2つのバネ(5)は、一方の端面を有し、カバー(3)および本体(1)のカバー仕切り(11)の内側に取り付けられている。</p>	<p>4. プラグ穴(4)を閉じるための二組の扉 5. バネ(5)</p>		
--	---	--	--

- ・ 特許法第7条に基づく進歩性の点について、当該発明特許の請求項の範囲で限定する構成が、従来技術に記載されたコンセントカバーの不都合な動きという重要な問題を解決することを目的としたものであり、従来技術のコンセントカバーは傾斜した状態を通常の状態としたものとして構成されていない。この点について、共同被告(被控訴人)は、製品設計開発部長の Baba Katsuya 氏および DIP の前特許部長である Veerasak Maiwattana 氏を証人として出廷させた。この二人の信頼できる証人は、発明特許第 35751 号、中国発明特許 CN200965937(Y)号、ドイツ発明特許 DE10216208(C1)号は、感電防止に対するカバーの抑制作用に関する特性および構成を有するが、非反転カバーを使用するという問題解決法は、いずれの従来技術にも記載がないと証言した。また、当該発明特許と異なる点は、抑制方法の機能がカバーの下部にある。一方、原告(控訴人)の代理人で証人の Rujira Boonnag 氏は工学分野を専門としておらず、本発明に関する技術的知識を有していないため、その証言は認められない。また、原告(控訴人)のもう一人の証人であるタマサート大学工学部准教授の Noopon Leepreechanont 氏は、接触保護装置を構成するカバーまたはカバー扉(covering door)の抑制方法の機能を電気ショックと比較しただけで、カバーが動いて正常な状態に戻らないという不都合な問題について何も説明していない。Noopon 氏は電気工学分野を卒業しており、機械工学の専門的な知識を持っていないと判断する。

以上から、原告(控訴人)は当該発明特許には進歩性がないことを証明することはできていない。

- ・ 控訴裁判所は、下級審の判断を支持する。

【S&I コメント】

本判決は、当該発明特許第 62775 号に係る発明が、請求項の意味や範囲を理解するために発明の目的およびその明細書を検討することによって進歩性を有することを認めたものである。この方法は「請求項の解釈」と呼ばれ、特許法第 36 条の 2「特許を取得した発明について、第 36 条に基づく

特許権者の権利は請求の範囲を限界とする。請求の範囲に基づく発明の限界を確定するとき発明の詳細及び図面に記載された発明の態様を考慮しなければならない。」に従って、出願人がどの請求項の保護を希望しているかを知ることができるものである。特許発明の保護範囲は、請求項に具体的に記載されていないとしても、関連技術の通常知識を有する者の見解において、請求項に記載されたものと実質的に同一の性質、機能および効果を有する発明の特徴に及ぶものとされる。

③最高裁判決 No.1599/2565 (2022)

判決日:2022年4月26日

原告(上訴人)	ラヨーン県検察官
共同原告(上訴人)	Elide Fire Ball Pro Co.,Ltd.
被告1(被上訴人)	S.Safe Oil Co.,Ltd.
被告2(被上訴人)	Mr. Nattawat Sanampon

【事件の要約】

- 原告(上訴人)は、Elide Fire Ball Pro Co.,Ltd. (旧社名 Siam Safety Premier Co.,Ltd.)の発明特許第 18966 号「消火用ボール」を無断で製造、使用、販売、販売提供、販売目的で所持していたとして、被告(被上訴人)らを提訴した。また、原告(上訴人)は、被告(被上訴人)らは自身の発明が原告(上訴人)の発明特許を侵害すると認識していたとし、被告(被上訴人)らの行為は法律上対象外となる研究利用を目的とするものではないと主張した。2017年2月8日、警察官は、被告(被上訴人)らから自動燃料販売機「SINGER」ブランドで販売されていた「AFO」ブランドの消火用ボールを押収した。被告(被上訴人)らはすべての申し立てを否定した。裁判中、利害関係者である Elide Fire Ball Pro Co., Ltd.は共同原告(上訴人)になることを請求し、第一審である知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)はそれを認めた。一審で CIPITC は原告(上訴人)の請求を棄却した。
- 原告、共同原告(上訴人)は、控訴裁判所に控訴した。審議の結果、控訴裁判所は、タイ特許法第 85 条および第 36 条(1)に基づき被告 1(被上訴人)の有罪を認め、2000 バーツの罰金を命じた。その他は CIPITC の判決を支持した。

- ・ 原告、共同原告(上訴人)は最高裁判所に上訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 85 条、第 36 条(1)
- ・ 仏暦 2560 年(2017 年)法人代表者の刑事責任法改正法第 3 条および別表第 12 節

【原告、共同原告(上訴人)の主張】

- ・ 共同原告(上訴人)の特許に係る消火用ボールは、展示ブースで宣伝し、発明コンテストに参加して国内外に宣伝されている。従って、2006 年以来、自動燃料販売機を販売している被告(被上訴人)らは、共同原告(上訴人)の特許を認識しているはずである。被告 2(被上訴人)は、「AFO」ブランドの消火ボールを製造、使用、販売、販売提供、販売目的で所持し、被告 1(被上訴人)の経営者に代わり販売者として書類に署名した。
- ・ 被告 2(被上訴人)は、特許法第 85 条および第 36 条(1)、法人代表者の刑事責任法改正法改正法に基づき、共同原告(上訴人)の特許を侵害した。

【被告(被上訴人)の主張】

- ・ 第一審で被告(被上訴人)らは、すべての容疑を否定した。

【最高裁の判断】

<争点> 法人代表者としての被告 2(被上訴人)は有罪かどうか。

- ・ 原告(上訴人)側証人(共同原告代表 Wirach Piponpong 氏、SINGER Thailand 社従業員 Aekarath Teerapapong 氏、本件調査官 Chaiyos Anupaphan 中佐)の信頼できる証言によると、被告 1(被上訴人)は SINGER Thailand 社と「AFO」ブランドの消火ボールを販売する自動燃料販売機の販売契約を締結した。同契約書には、被告 1(被上訴人)である S.Safe Oil Co.Ltd の代理で署名する権限を有するマネージングパートナーとして被告 2(被上訴人)の名前が記載されていた。さらに、同契約書の末尾に被告 2(被上訴人)の署名がされている。従って、被告 1(被上訴人)の行為は、被告 1(被上訴人)の代表者である被告 2(被上訴人)によって無断で共同原告(上訴人)の特許発明である消火用ボールを販売した罪に当たると認める。

- ・ 被告 2(被上訴人)は有罪であり、2,000 バーツの罰金を支払うものとする。被告 2(被上訴人)が罰金を支払わない場合、刑法第 29 条、第 30 条に基づいて処理される。

【S&I コメント】

最高裁は、2017 年 2 月 11 日施行の法人代表者の刑事責任法改正法第 3 条および別表第 12 節について言及した。同法第 3 条「以下のように法律および勅令 76 部の規定を取り消す。さらに、取り消された規定は、それぞれ別表に記載されている条項で置き換えられるものとする。(一部省略)

(12) 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 88 条」により、仏暦 2522 年(1979 年)タイ特許法第 88 条の廃止が規定され、この第 3 条は別表第 12 節と大きく関連している。同法第 12 節では特許法第 88 条を、「違反者が法人である場合において、その法人の違反行為が、取締役、経営者若しくは当該法人の運営に責任を有する者の命令又は行為によって生じた場合、またはこれらの者が命令または行為をする義務を有するが、当該法人に違反行為をさせるまで命令または行為をしなかった場合、これらの者は、その違反行為について定めるところにより処罰する。」と規定し直されている。法人代表者の刑事責任法の改正により、本事件の被告 2(被上訴人)の有罪が認められた。

【参考①: 共同原告(上訴人)製品】



(出所:

https://www.reddit.com/r/gpumining/comments/pwkdry/the_elide_fire_extinguisher_ball_an_inexpensive/

【参考②: 被告 1(被上訴人)製品】



(出所: <https://www.megaprecisioncorp.com/product/afo-fire-extinguisher-ball/>)

(2) 意匠特許

①控訴裁判決 No.392/2565 (2022)

判決日:2022年4月25日

原告	ナコーンサワン県検察官
共同原告(控訴人)	SB Industrial Supply, Inc.
被告 1(控訴人)	Idea Furniture Mall (1990) Co.,Ltd.
被告 2(控訴人)	Mr. Kampee Tanchoot

【事件の要約】

- ・ 共同原告(控訴人)が2012年12月24日にタイ知的財産局に出願した5件の意匠特許、すなわちベッド(意匠特許第49681号)、机(意匠特許第50189号)、キャビネットおよび収納(意匠特許第50962号)、陳列棚(意匠特許第51000号)および洋服だんす(意匠特許第51001号)について、被告(控訴人)らが2017年3月7日、ベッド7台、机7台、キャビネットおよび収納7台、陳列棚7台、洋服だんす7台を販売し、販売目的で所持することによって当該意匠特許権を侵害したと原告(控訴人)らは主張した。
- ・ これらの侵害品35点は、ナコーンサワン県にあるIdea Furniture Mall(1990)Co.,Ltd.(被告1(控訴人))で発見され、警察はこれらすべてを押収した。原告(控訴人)らは、仏暦2522年(1979

年)特許法第3条、第63条、第77の4条、第85条、第88条および刑法第83条により被告(控訴人)らを処罰し、すべての侵害品を没収するよう知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に請求した。また被告(控訴人)らに対し、7442,409 パーツの賠償金と年7.5%の利息を支払うよう請求した。

- ・ 当初被告(控訴人)らは容疑を否定したが、その後認める供述に変更し、さらに別の民事事件(訳注:判決文に詳細の記載無し)において、共同原告(控訴人)の請求項は侵害品とは異なると証言した。また、被告(控訴人)らは誠実に事業を行っており、ターゲットとする顧客も共同原告(控訴人)のターゲットとする顧客とは異なるとして、原告(控訴人)らの行為は不公正取引に該当し(訳注:適用法について言及はない)、原告(控訴人)らには損害はなかったと主張した。さらに、賠償金は証拠もなく算出されたものであるとして、賠償請求を棄却するよう求めた。

- ・ 2021年2月23日、CIPITCは、仏暦2522年(1979年)第63条および刑法第83条に基づき被告(控訴人)らの有罪を認め、被告(控訴人)それぞれに対し10万パーツの罰金を支払うよう命じた。被告(控訴人)らが不正を認めたことは訴訟手続きに有利であったとして刑法第78条に基づき刑罰の半額を減刑し、被告(控訴人)らに対して賠償金100万パーツ、また被告(控訴人)それぞれに対し罰金5万パーツの支払いを命じた。

- ・ 2022年2月17日、共同原告(控訴人)および被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦2522年(1979年)特許法第3条、第63条、第77条の4、第85条、第88条
- ・ 刑法第83条

【共同原告(控訴人)の主張】

- ・ 賠償金は適切でない。証人の証言によると、共同原告(控訴人)は、デザイナーチームを466,360パーツで雇い、その他、広告費、調査費が発生し、評判、意匠特許の価値が喪失したため、その合計は500万パーツである。CIPITCが決定した損害額25万パーツは妥当でない。

- ・ 会計担当である共同原告(控訴人)側の証人によると、共同原告(控訴人)は合計1976,049個の

製品を販売できなかった。この数字は、システム・アプリケーション・プログラム(SAP)を使用して、生産額、販売額、意匠特許の利用および意匠特許のライセンス契約を含む総支払額から計算されたものである。しかしCIPITCは、賠償請求額の750,000パーツは妥当ではないと判断した。

【被告(控訴人)の主張】

- ・ CIPITCが命じた罰金は適切でない。被告(控訴人)らは、不正行為を認め、罪の意識を感じている。従って、罰金の減額を求める。
- ・ CIPITCが命じた共同原告(控訴人)に対する賠償金額は適切ではない。賠償金額を証明する証拠がなく、賠償請求額は共同原告(控訴人)による推定額に過ぎない。

【控訴裁の判断】

2022年4月25日、控訴裁判所は共同原告(控訴人)が意匠特許権者であることを認めた。警察は被告(控訴人)らに対して強制捜査をおこない、侵害品35点を押収した。

<争点①>CIPITCが命じた罰金は適切であったかどうか。

- ・ 被告(控訴人)らは共に長年家具業を営んでおり、共同原告(控訴人)の意匠特許の侵害が業務上の損害につながることを認識していたはずである。被告(控訴人)製品の品質が共同原告(控訴人)製品の水準に達しない場合、顧客は品質に対する信頼を失い、将来的にもその信頼が失われる可能性がある。CIPITCが被告(控訴人)それぞれに対して命じた罰金5万パーツという刑罰は低すぎ、将来同様の不正行為が行われることへの恐怖や恐れを生じさせない可能性がある。
- ・ 被告2(控訴人)が不正行為を受け入れ、罪悪感を抱き、キャリアを積んでいることから、被告2(控訴人)に対する禁固刑は合理的ではなく、利益も得られない。従って、罰金を増額することは適切であり、合理的である。被告(控訴人)らが刑罰を軽くするよう求める訴えは認められない。
- ・ CIPITCの判決を退け、被告(控訴人)らに一人当たり200,000パーツの罰金を支払うよう命じる。最終的に罰金を減額し、被告(控訴人)らに一人当たり10万パーツの罰金とその利息を支払うよう命じる。

<争点②>CIPITCが被告(控訴人)らに命じた共同原告(控訴人)への賠償金額は妥当かどうか。

・ 共同原告(控訴人)は、当該意匠特許のデザイン料が当該意匠特許に対するものであること、当該意匠特許のデザイン料の支払先、侵害行為が当該意匠特許権の価値をどのように下げたのかという詳細を述べず、また販売価値が低下した理由とそれが被告(控訴人)らの行為とどのように関連しているかについての証拠を提示しなかった。従って、CIPITC が被告(控訴人)らに命じた共同原告(控訴人)への賠償金額は妥当である。

【S&I コメント】

CIPITC および控訴裁判所が設定する共同原告(控訴人)への賠償金額は、他の法域と比較して極めて低額である。例えば米国では、「懲罰的損害賠償」制度を採用しており、賠償金額には、以下のような逸失利益やその他の関連損失が含まれるとされる。

- 売上高の損失…逸失利益の賠償として最も一般的なもので、侵害によって原告にそれほど儲けがなかったことを示すもの。

- 将来の逸失利益…予測損失とも呼ばれ、原告が侵害によって生じると考える損失。

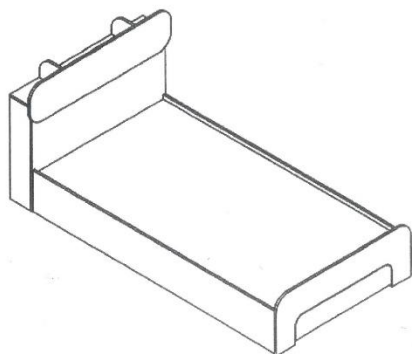
- 価格の低下…被告製品と競争するために、原告が値引きや低価格を提供しなければならない場合に発生。

- 評判の低下…被告製品の品質が低いために原告製品に損害を与えていることを原告が証明できる場合、損害賠償を求めることができる。

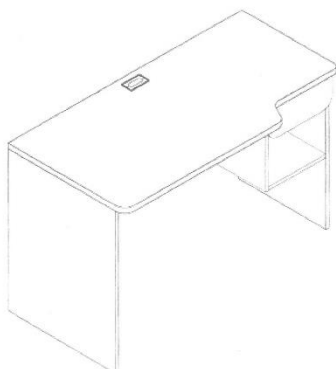
もう一つの例として、ノルウェーでは、侵害が故意でない場合、損害賠償は通常、利益または公正なライセンス料に基づく。反対に故意の侵害である場合、原告はライセンス料の2倍相当額と被告が得た利益に相当する損害賠償を請求することができる。

本事件で共同原告(控訴人)は調査費用、名誉棄損、価格低下について請求しようとしたが、裁判所は、共同原告(控訴人)の予見または推定に過ぎないと判断した。また、侵害行為に関連し得る売上高の損失に関する証拠も示されていなかった。現実には、損害を示す証拠の立証は非常に困難であるため、このような補償金の決め方では、故意に意匠特許権を侵害しようとする侵害者を適切に罰することができない可能性がある。また、意匠特許権者は正当な回復を得ることができない。補償金が低いため、知的財産権の侵害者は特許法違反を恐れず、タイの法律では知的財産侵害を止められない可能性がある。

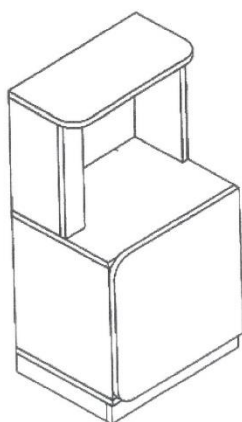
【参考①:共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 49681 号)】



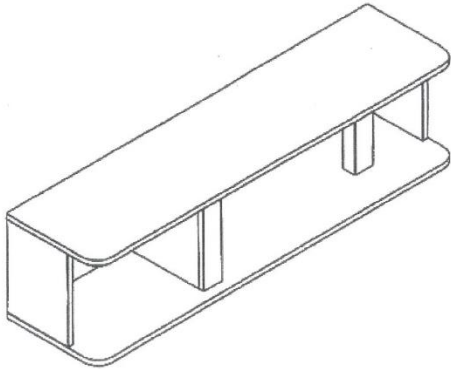
【参考②:共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 50189 号)】



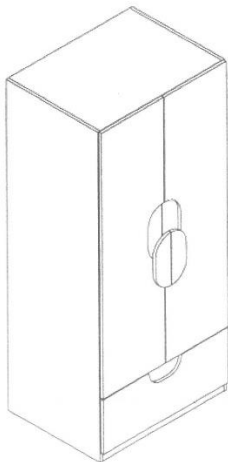
【参考③:共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 50962 号)】



【参考④: 共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 51000 号)】



【参考⑤: 共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 51001 号)】



②控訴裁判決 No.93/2565 (2022)

判決日: 2022 年 2 月 8 日

原告	ピサヌローク県検察官
共同原告(控訴人)	SB Industrial Supply, Inc.
被告 1(控訴人)	Major Furniture Mall (Pitsanulok) Co., Ltd
被告 2(控訴人)	Mr. Kampee Tanchoot

【事件の要約】

- ・ 共同原告(控訴人)がタイ知的財産局に出願したベッド(意匠特許第 49681 号および意匠特許第 52080 号)、机(意匠特許第 50189 号)、キャビネット及び収納(特許第 50962 号)、陳列棚(特許第 51000 号)および洋服だんす(特許第 51001 号)について、被告(控訴人)らが 2017 年 3 月 7 日、当該意匠特許と同じ特徴を有する侵害品家具計 30 点を販売し、販売目的で所持したと、原告(控訴人)らは主張した。また原告(控訴人)らは、被告(控訴人)らは共同原告(控訴人)から許可を得ておらず、被告(控訴人)らの家具が当該意匠特許と同じ特徴を有することを認識していたと主張した。
- ・ 2017 年 3 月 7 日、警察は被告(控訴人)らに対する強制捜査によって、証拠として前述の被告(控訴人)らの家具とチラシ 2 枚を押収した。
- ・ 原告(控訴人)らは、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 3 条、第 63 条、第 77 条の 4、第 85 条、第 88 条および刑法第 32 条、第 33 条、第 83 条に基づき被告(控訴人)らを処罰し、侵害品を没収するよう知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に請求した。また被告(控訴人)らに対し、7,012,686 バーツの賠償金と年 7.5%の利息を支払うよう請求した。
- ・ 被告(控訴人)らは、誠実に取引しており、ターゲットの顧客も共同原告(控訴人)の顧客とは異なると証言し、原告(控訴人)らの行為は不公正取引に該当し(訳注:適用法について言及はない)、共同原告(控訴人)には損害が発生していないと主張した。さらに、賠償金額は証拠もなく算出されたものであるとして、賠償請求の棄却を求めた。
- ・ 2021 年 10 月 21 日、CIPITC は、被告(控訴人)らが仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 85 条および第 63 条に基づき有罪で、被告 2(控訴人)のみ刑法第 83 条および第 88 条により有罪とすると判断し、被告 1(控訴人)に 20 万バーツの罰金、被告 2(控訴人)に 4 ヶ月の禁固、執行猶予 1 年、20 万バーツの罰金の支払いを命じた。さらに、被告(控訴人)らに対し 60 万バーツとその利息を含めた賠償金を支払うよう命じた。
- ・ 2022 年 9 月 16 日(訳注:原文ママ)、共同原告(控訴人)および被告(控訴人)らは控訴裁判所に

控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 3 条、第 63 条、第 77 条の 4、第 85 条、第 88 条
- ・ 刑法第 32 条、第 33 条、第 83 条

【共同原告(控訴人)の主張】

- ・ 控訴裁判所での審理において、共同原告(控訴人)は、タイ知的財産局の意匠特許審査官(Mr. Danai Laengcharoen)を証人として、意匠の類似性に関する意見を提出させた。同審査官は、侵害品のデザインと当該意匠特許の請求項は 90%の類似性を有し、相違点は細部だけで、主な特徴や機能は同一または類似していると証言した。
- ・ 新規性については、同審査官がデータベースで共同原告(控訴人)の意匠特許を審査したが、類似の意匠特許は見つからなかったため、当該意匠特許は新規なものであると証言した。

【被告(控訴人)の主張】

- ・ 共同原告(控訴人)の意匠特許は、タイでの出願日以前に広く公知であったため、新規性はない。従って当該意匠特許は無効である。

【控訴裁の判断】

2022 年 2 月 8 日、控訴裁判所は共同原告(控訴人)が当該意匠特許の意匠特許権者であることを認めた。警察は被告(控訴人)らに対して強制捜査をおこない、侵害品 30 点を押収した。

<争点①> 侵害品の主要な特徴が共同原告(控訴人)の当該意匠特許と異なるか否か。また当該意匠特許には新規性があるかどうか。

- ・ 類似性について、侵害品と当該意匠特許には、わずかな差異しかなく、その相違点は細部にとどまり、形状および主要な特徴は同一または類似していると認める。従って、侵害品は、当該意匠特許を侵害すると認める。
- ・ 新規性について、被告(控訴人)は、当該意匠特許出願日前にタイで当該意匠特許が利用可能で

あるか、または広く使用されているという時期の事実を提示しなかった。従って、被告(控訴人)側の証拠によって当該意匠特許の新規性を否定することはできない。また、当該意匠特許の取り消しを主張、申請した者もいなかった。従って新規性欠如に関する被告(控訴人)らの主張は認められない。

<争点②>被告(控訴人)らに故意があったかどうか。

・ 被告1(控訴人)は長年にわたり事業を行ってきたことから、意匠特許の使用には意匠特許権者の許諾が必要であることを認識していたはずである。被告1(控訴人)は、販売する前に合法かどうかを確認しなかったため、故意に侵害品を販売し、販売のために所持し、または販売のために提供したと認める。

<争点③>被告2(控訴人)の行為は違法かどうか。

・ 共同原告(控訴人)は、被告2(控訴人)が侵害品の販売、販売目的での所持、販売提供の義務を直接負うことを示す証拠を示さなかった。従って、被告2(控訴人)は、共同原告(控訴人)に対し賠償金を支払ってはならない。下級審判決を覆し、被告1(控訴人)にのみ共同原告(控訴人)への賠償を命じる。

<争点④>下級審が判断した罰則は妥当かどうか。

・ 侵害品の金額が大きいため、下級審が設定した罰金20万パーツは妥当である。この罰金を変更する理由はない。

<争点⑤>下級審が判断した賠償額は妥当かどうか。

・ 共同原告(控訴人)側の証人は、被告1(控訴人)の行為によって生じた実際の損害について詳細な証拠を提示しなかった。また、共同原告(控訴人)は、不法行為中に発生した実際の損害と一致しない将来の販売数を算出して賠償金に含めていた。共同原告(控訴人)が算定した将来の販売数は、被告1(控訴人)の不正行為中に発生した補償とは認められない。従って、共同原告(控訴人)の証人および証拠は、現実の損害とは認められない。

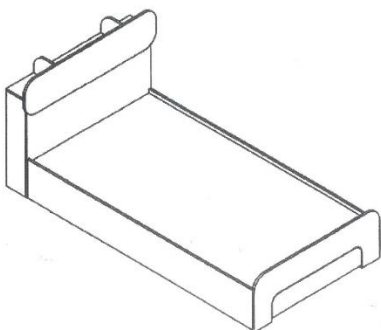
・ 共同原告(控訴人)の証拠は、実際の損害を示すことができないが、被告1(控訴人)が、顧客に被告1(控訴人)からの購入を動機付けるために製品をより安く販売したため、被告1(控訴人)の行為

は共同原告(控訴人)の販売数に影響を与えたと認める。従って、下級審が判断した共同原告(控訴人)に対する60万パーツの賠償は妥当である。

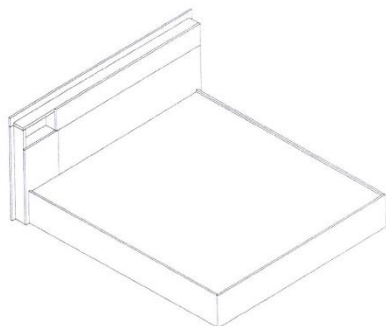
【S&I コメント】

この判例では、意匠特許権侵害の賠償を裁判所がどのように認定したかが説明されている。タイの民事訴訟法に基づき、被告1(控訴人)の行為がどのように実際の損害を引き起こしたかについて詳細な証拠を提出する義務は、共同原告(控訴人)側にある。本事件の共同原告(控訴人)は、デザイン費用、研修費用、展示費用、広告費用、将来のビジネス機会の喪失費用などを示す証拠を有している。しかし裁判所は、将来の損害は現実の損害とはみなされないとし、賠償額は、被告1(控訴人)の不法行為期間中のみ算定され、将来の損害は算定されないと判断した。賠償額については、強制捜査の際に発見された侵害品の数を考慮することとしている。実務上、相当数の侵害品を調査、摘発し、裁判所に提出する証拠とすることは非常に困難である。そのため、タイにおける知的財産権侵害の賠償額は、他の法域と比較して低いのが通常である。

【参考①: 共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第49681号)】



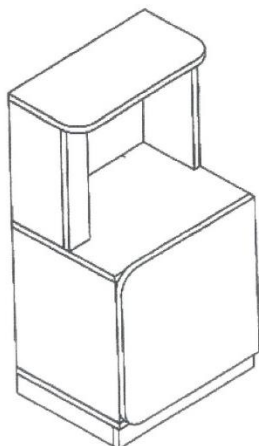
【参考②: 共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第52080号)】



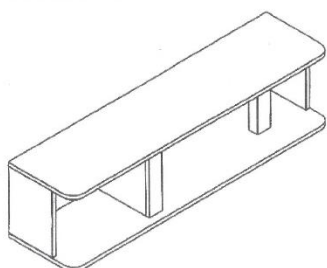
【参考③：共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 52189 号)】



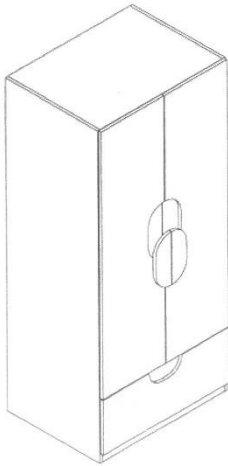
【参考④：共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 50964 号)】



【参考⑤：共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 51000 号)】



【参考⑥:共同原告(控訴人)の意匠特許代表図面(意匠特許第 51001 号)】



③控訴裁判決 No.2011/2564 (2021)

判決日:2021年12月27日

原告(控訴人)	PP Wheel Intertrade Co.,Ltd.
被告(被控訴人)	タイ知的財産局

【事件の要約】

- ・ 原告(控訴人)は意匠特許第 55061 号(金属製ホイール)の所有者である。当該意匠特許は、2013年10月10日にタイで出願され(出願番号 1302002840)、被告(被控訴人)は2017年5月18日に当該意匠の登録を認めた。当該意匠特許の保護期間は2023年10月9日に満了する。原告(控訴人)には5年目以降の年金を支払う必要がある。
- ・ 原告(控訴人)は、通常、タイ知的財産局(DIP)から年金支払通知が送られてくるが、6年目の通知が送られてきていないと主張した。原告(控訴人)が6年目の年金を支払わなかったため、被告(被控訴人)は当該意匠特許を取り消した。原告(控訴人)は特許委員会に審判請求したが、特許委員会は6年目の年金支払の期間延長を認めなかった。
- ・ 被告(被控訴人)は法律に基づき既に義務を完了し、原告(控訴人)には年金支払期限を延長する

正当な理由はないと主張した。

- ・ 2021年5月6日、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)が原告(控訴人)の主張を棄却したため、2021年10月1日、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦2522年(1979年)特許法第43条第1段落、第44条、第65条

【原告(控訴人)の主張】

- ・ 原告(控訴人)の会社の年金支払担当者が退職したため、原告(控訴人)は年金の支払期限を知らなかった。被告(被控訴人)からの6年目の年金支払通知を待っていたが、送付がなかった。
- ・ 特許委員会から特許取消命令を受けた後、同委員会に対して理由を添えて年金支払期限の延長を請求したが、同委員会は期限の延長を認めず、6年目の年金の未払いを理由に当該意匠特許の取消を命じた。

【被告(被控訴人)の主張】

- ・ 被告(被控訴人)の法務担当者は、タイ知的財産局の工業意匠部から原告(控訴人)に対し、年金の支払いと期限の数え方に関する情報を料金表とともに送付したことを証言した。原告(控訴人)はその情報を知らず、期限内に年金を支払うことができなかったという理由で特許委員会に対して期限延長を求めたが、同委員会は、その理由は妥当ではないと判断して期限の延長を認めず、当該意匠特許の取り消しを命じた。

【控訴裁の判断】

<争点>意匠特許番号第55061号を取り消し、年金支払い期限の延長を認めなかった特許委員会の決定を取り消す理由があるかどうか。

- ・ 原告(控訴人)は法律に従い毎年年金を支払う義務があるが、被告(被控訴人)が原告(控訴人)に対して年金支払の督促をしなければならぬとする法律は存在しない。過去に被告(被控訴人)が行った年金支払通知は、原告(控訴人)の便宜を図るためのものに過ぎない。

- ・ 担当者が退職したという原告(控訴人)の主張について、このような誤りを回避するために、新たな担当者を配置するというのは原告(控訴人)の会社の内部管理体制の問題であり、年金支払期限の延長に正当な理由はないと認める。
- ・ 特許委員会の決定は、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 65 条および第 43 条に基づき合法と認める。下級審判決を支持し原告(控訴人)の控訴を棄却する。

【S&I コメント】

本事件は、出願人が年金支払を行わなかった場合に意匠特許出願を回復する際の、仏暦 2522 年(1979 年)特許法第 43 条に基づく「やむを得ない理由」にあたらぬ理由を例示している。

年金支払期限を延長できるかどうかの判断は、特許委員会の裁量による。本事件で、裁判所は特許委員会の判断を支持し、出願人には未納を防ぐための担当者を配置する責任と義務があるとして、年金の未納に「やむを得ない理由」はないと判断した。また、タイ知的財産局には意匠特許権者に督促する法的義務がないため、年金支払通知を送付する義務はないと認めた。過去にタイ知的財産局はサービスで出願人側に年金支払通知を送付していたことがあったが、同局の義務として毎回おこなわれてはいない。

年金未納による意匠特許権の取消を避けるため、督促と納付サービスは、特許代理人(Patent Agent)、弁理士、現地の知的財産法律事務所、年金管理会社など、専門的で信頼できる企業が提供することができる。また、出願人は、タイにおける意匠特許権保護の継続を確保するために、年金の一括払い、すなわち、5 年目から 10 年目の年金を一度に支払う選択をすることも可能である。

<特許法第 43 条>

“特許権者は省令の定めた規則に従い特許権存続期間の第 5 年目から特許料を納付しなければならない。又第 5 年目及び以降各年の最初の日から 60 日以内に納付しなければならない。特許権が特許権存続期間の第 5 年目の最初の日以後に付与されたとき、第 5 年目から特許権が付与された年までの特許料の納付は特許権が付与された日から 60 日以内に納付されなければならない。特許権者が第 1 項又は第 2 項で規定する期間内に特許料を支払わなかった納付しなかった場合、特許権者は特許料の 30%の追加料金を支払わなければならない。特許料は追加料金とともに

第 1 項又は第 2 項で定められた支払い期限日から 120 日以内に納付しなければならない。

第 3 項に規定された期限が切れ、さらに特許権者が特許料及び追加料金を支払わない場合、局長は特許委員会に対して、その特許の取り消しを命ずるために報告を行なうものとする。

特許取り消し命令を知った日から 60 日以内に特許権者が第 3 項に規定された期限に特許料及び追加料金を支払うことができないやむを得ない理由を記した嘆願を委員会にした場合、委員会は適宜期限の延長を認めること又は特許取り消し命令の取り消しをすることが出来る。”

(3) 商標

①控訴裁判決 No.1983/2564 (2021)

判決日:2022 年 3 月 18 日

原告(被控訴人)	STRIPE INTERNATIONAL INC.	商標 ” Te chichi ”
被告 1(控訴人)	タイ知的財産局	-
被告 2(控訴人)	商標委員会委員長	-

【事件の要約】

原告(被控訴人)は、商標「**Te chichi**」について、第 14 類、第 18 類、第 25 類における 3 件の商標出願を行った。登録官および商標委員会は、第 18 類の出願番号 864219 および第 25 類の出願番号 864220 の商標出願について、商標法第 7 条第 2 項(2)に基づき識別力がないことを理由に拒絶したため、原告(被控訴人)は知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴した。

CIPITC は、(i)登録官の命令と商標委員会の審決を取り消し、(ii)登録官に対し、原告(被控訴人)の前記商標出願 2 件の登録に向け、さらなる手続きを進めるよう命じる判決を下した。その他の請求は棄却された。被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2534 年(1991 年)商標法第 7 条第 2 項(2)

【原告(被控訴人)の主張】

・ 原告(被控訴人)は日本法に基づいて設立された法人で、バッグ、衣類、アクセサリなどの製造販売事業を営んでおり、創作された商標「**Te chichi**」の所有者である。原告(被控訴人)は当該商標をタイ国内外の製品に使用し、多くの国で商標登録している。

・ 2012年9月27日、原告(被控訴人)はタイにおいて当該商標を出願番号864218(第14類)、出願番号864219(第18類)および出願番号864220(第25類)にて出願した。登録官は、出願番号864218および出願番号864219については識別力の欠如、出願番号864220については他人の登録商標と類似することを理由に、これら3件の商標出願を拒絶した。

・ 原告(被控訴人)は登録官の命令を不服として商標委員会に審判請求したが、商標委員会は以下の通り審決を下した。(出願番号864218について審決は出されなかった。)

- 出願番号864219(第18類)

語句「chichi」は「モダン、スタイリッシュ、エレガント」を意味し、これは商標の要部である。同語句を第18類の意図する指定商品に使用すると、その商品の特徴を直接表示するため、当該商標は第7条第2項(2)に基づき当該商標は識別力を備えていない。

- 出願番号864220(第25類)

当該商標は他人の登録商標と類似しているため登録は認められない。さらに、出願番号864219と同じ理由で当該商標は識別力を備えていない。

・ 原告(被控訴人)は商標委員会の審決に不服として以下の主張と共にCIPITCに提訴し、(i)登録官の命令と、商標委員会の審決を取り消し、(ii)自身の商標出願(出願番号864219および864220)について登録手続を進めるよう登録官に命じることを請求した。

- 登録官の命令および商標委員会の審決は違法である。

- 「Te」はフランス語で「あなた」を意味し、「chi」はベトナム語で「あなた」を意味することから、語句「Te chichi」はエレガントでおしゃれを楽しむ働く女性のコンセプトを伝えている。当該商標は識別力を

備えている。

【被告(控訴人)の主張】

- ・ 「Te」は翻訳できず、「chichi」は「モダン、シック、エレガント、気取った」を意味する。
- ・ 登録官の命令と商標委員会の審決は合法である。裁判所に対し原告(被控訴人)の請求を棄却するよう求める。

CIPTIC は原告(被控訴人)の請求通り登録官の命令および商標委員会の審決を取り消し、原告(被控訴人)の出願(出願番号 864219 および 864220)について登録手続を進めるよう登録官に命じた。その他の請求は棄却した。被告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 当該商標(出願番号 86421 および出願番号 864220)は識別力を備えるかどうか。

- ・ タイ商標法第 7 条第 2 項(2)に基づく商標の識別力の検討において、(外国語に由来する)語句が商品の特徴または性質を直接表示するかどうか、つまり識別力がないかどうか検討する際、(i)その語句のタイ語訳、(ii) タイにおいてその語句がどのような意味、態様で使用されているか、(iii)その語句により、タイにおける公衆または大部分の利用者が即座に商標を付した商品の特徴または性質を認識し理解する、または僅かな思考で理解するほどに商品の特徴または性質と密接に関連しているかどうか、という点から判断しなければならない。
- ・ 一般の利用者が考え、想像し、適度な思考でその語句が商品の特徴または性質を表示するか伝わる可能性がある語句であれば、その語句は商品の特徴または性質を直接表示しないものと判断される。従ってそのような商標は識別力を備える。
- ・ 当該商標「**Te chichi**」は、外国語の語句からなる。被告(控訴人)の主張によれば、「Te」は翻訳できず、「chichi」は「モダン、シック、エレガント、気取った」という意味であるというが、翻訳できない語句と翻訳できる語句を「Te chichi」として組み合わせた場合、タイの公衆または大部分の利用者が「Te chichi」の組み合わせに慣れており、即座にまたは僅かな思考で当該商標を付した商品の特

徴または性質を認識、理解するとは認められない。

・ 語句「Te chichi」が第 18 類(出願番号 864219)および第 25 類(出願番号 864220)の指定商品とともに使用される場合、商品の特徴または性質について直接表示しない。従って、原告(被控訴人)の商標「**Te chichi**」は、タイ商標法第 7 条第 2 項(2)に基づき識別力を備え、登録は可能である。下級審の判決は合法である。

【S&I コメント】

最高裁は、外国語に由来する語句からなる商標の識別力について、その語句がタイ商標法第 7 条第 2 項(2)により、指定商品／役務の特徴または性質を直接表示するかどうかを、以下の 3 点から検討するよう判決を下した。

(1) 外国語のタイ語訳

(2) タイにおいてその外国語がどのような意味、態様で使用されているか。

(3) その外国語は、タイ国内の公衆または大部分の利用者が当該商標を目にしたとき、即座に、または僅かな思考で商品／役務の特徴または性質を理解できるほど、指定商品／役務の特徴または性質に直接または密接に関連しているかどうか。

一般の利用者が考え、想像し、適度な思考でその語句が商品の特徴または性質を表示するか伝わる可能性がある語句であれば、その語句は商品の特徴または性質を直接表示しないものと判断され、識別力を備えると判断される。

上記の最高裁の判断から、タイにおける商標登録では商標の要部となる語句の選択が重要となる。その語句が辞書に記載されている意味、特に指定商品／役務に関連する分野の人々が知る意味を持つ場合、出願人は商標出願前にその語句の辞書に基づくすべての意味を検討すべきである。その語句の意味のうち 1 つの意味だけでも出願人の指定商品／役務の特徴または性質を直接表示する場合、その商標は識別力の欠如を指摘される可能性がある。

②控訴裁判決 No.1337/2565 (2022)

判決日:2022年8月11日

原告(被控訴人)	ピラス株式会社(Pias Corporation)	商標” <i>naturie</i> ”
被告(控訴人)	タイ知的財産局	-
共同被告(控訴人)	Tai Sin Industrial Co., Ltd.	商標” <i>Naturie</i> ”

【事件の要約】

原告(被控訴人)は、商標「*naturie*」を第3類の商品について出願した(出願番号 1002746)。登録官は、当該商標が共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」(第3類、出願番号 727704/登録番号 TM314251)と混同するほどに類似しているとして当該商標出願を拒絶した。原告(被控訴人)は商標委員会に共同被告(控訴人)の登録商標に対する取消請求をしたが、取り消しは認められなかった。

原告(被控訴人)は商標委員会の審決を不服として知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴し、共同被告(控訴人)の登録商標と商標委員会の審決の取消しを請求した。CIPITCは請求通り共同被告(控訴人)の商標登録と、商標委員会の審決を取り消すよう決定したため、被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、CIPITCの判決を支持した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2534 年(1991 年)商標法第 63 条、第 65 条、第 67 条

【原告(被控訴人)の主張】

- ・ 2015 年 9 月 3 日、原告(被控訴人)は商標「*naturie*」を第 3 類の商品について出願したが(出願番号 1002746)、共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」(出願番号 727704/登録番号 TM314251)と混同するほどに類似しているとして拒絶された。
- ・ 2018 年 2 月 21 日、原告(被控訴人)は商標委員会に共同被告(控訴人)の登録商標に対する取消請求を行ったが、商標委員会は取り消しを認めなかった。

- ・ 2020年7月15日、原告(被控訴人)は商標委員会の審決を不服として、以下の主張と共にCIPITCに提訴し、共同被告(控訴人)の登録商標と商標委員会の審決を取り消すよう請求した。

- 日本法人である原告(被控訴人)は当該商標「*naturie*」の所有者であり、「*naturie*」について共同被告(控訴人)より優れた権利(better right)を有する利害関係人である。原告(被控訴人)は、1992年に日本で当該商標を登録し、さらに多くの国で登録している。また当該商標を付した商品をタイ国内外において広く使用、販売している。

- 共同被告(控訴人)は登録商標「*Naturie*」を登録した商品に対して善意で使用したことがなく、原告(被控訴人)による取消請求前の3年間、登録商標を登録した商品に善意で全く使用しなかった。従って共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」は不使用を理由に取り消されるべきである。

- 登録商標「*Naturie*」を使った商品の使用調査を行ったところ、以下の事実が判明した。

- ・ 調査員は共同被告(控訴人)の住所(商標登録上の住所)を訪れ、その場のスタッフから、共同被告(控訴人)は様々な商品を様々なブランドで販売しているが、「*Naturie*」ブランドの液体石鹼はないとの説明を受けた。また、原告(被控訴人)は共同被告(控訴人)のウェブサイトを確認したが、登録商標「*Naturie*」に関する情報は見つからなかった。

- ・ 共同被告(控訴人)は日本から製品や化学物質を輸入し、多くの種類の化粧品や電化製品を製造していた。共同被告(控訴人)は、これらの商品に「TIGER」、「NIKKO」、石鹼には「Bionat」の商標を使用していた。また、原告(被控訴人)は、タイの多くのデパートで市場調査を行ったが、登録商標「*Naturie*」を使った共同被告(控訴人)の商品は確認できなかった。

- ・ タイ医薬品局(FDA)の公開データベースによると、共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」を使用した液体石鹼の申請または登録は見当たらなかった。

- ・ 調査員は共同被告(控訴人)の会社周辺および社内を調査したが、登録商標「*Naturie*」

が使用されている様子は確認できなかった。また調査員は、同社の従業員から「*Naturie*」を使った商品はなく、同商標を使った液体石鹸を製造しているのを見たことがないと言われた。共同被告(控訴人)は「Bionat」ブランドでのみ液体石鹸を販売していた。

【被告、共同被告(控訴人)の主張】

裁判中、被告(控訴人)は Tai Sin Industrial Co., Ltd.を商標法第 57 条 3 項に基づく利害関係人として共同被告(控訴人)となることを裁判所に請求し、請求が認められた。

- ・ 原告(被控訴人)は類似を理由に当該商標の登録を拒絶した登録官の命令に対して審判請求しなかった。これにより原告(被控訴人)は当該商標出願を放棄したものとみなされ、商標法第 63 条に基づく利害関係者に該当しない。
- ・ 原告(被控訴人)は「*naturie*」に対するよりふさわしい権利(better right)を主張するが、第 67 条に基づき登録官が商標登録を命じた日から 5 年以内に裁判所に商標登録の取消しを請求しなければならない。この取消し請求は、商標委員会の業務範囲には含まれていない。また、原告(被控訴人)は登録官が商標登録を命じた日から 5 年の期間を経過して裁判所に提訴しており、本件に対する提訴権はない。
- ・ 商標委員会が原告(被控訴人)による取消請求を認めない審決を発出したのは 2019 年 11 月 8 日である。原告(被控訴人)はその審決を認識していたが、90 日以内に裁判所に提訴していないため、商標委員会の審決は確定している。
- ・ 日本における原告(被控訴人)の商標「*naturie*」の登録はタイにおいて法的効力を持たず、行使することはできない。
- ・ 原告(被控訴人)は、共同被告(控訴人)が自身の商標の登録時に商品に善意で使用する意図がなく、実際、善意の使用が全くなかったこと、または取消請求前の 3 年間に商品に自身の登録商標を善意で使用しなかったことを証明することはできない。また、共同被告(控訴人)は、登録商標「*Naturie*」を使った液体石鹸の写真を証拠として提出した。また、共同被告(控訴人)は、2019 年 4

月 2 日に登録商標を更新している。

- ・ 善意で自身の登録商標を液体石鹼に使用する意思はあるが、液体石鹼の製造工程を含め、液体石鹼の処方や成分は複雑で、さらに試験や研究を行う必要がある。また、製造準備や市場可能性の検討を行っている段階であり、まだ FDA への製造承認申請や届出は行っていないため、原告(被控訴人)は FDA において共同被告(控訴人)の液体石鹼の情報を見つけることができなかった。

- ・ 原告(被控訴人)の取消申請を認めなかった商標委員会の審決は合法である。

CIPITC は商標委員会の審決を取り消し、共同被告(控訴人)の登録商標を取り消す決定をしたため、2022 年 1 月 24 日、被告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告(被控訴人)は共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」の取消し請求を行うことができる利害関係者であり、裁判所に本件を提訴できる立場にいるかどうか。

- ・ 原告(被控訴人)は、共同被告(控訴人)の登録商標と同一の語でからなう商標「*naturie*」を使って商品の製造販売事業を営んできた。従って、原告(被控訴人)の当該商標の使用および登録の権利は、共同被告(控訴人)による商標登録により悪影響を受ける可能性がある。従って、第 63 条に基づき、原告(被控訴人)は利害関係者として商標委員会に取消請求を行う権利を有する。

- ・ 原告(被控訴人)が登録官の命令に対して審判請求しなかった行為は原告(被控訴人)の商標出願のみに影響するもので、本事件における原告(被控訴人)の利害関係人としての立場とは関係なく、影響もないと認める。

- ・ 原告(被控訴人)は、第 63 条に基づく利害関係人である点を示すために「*naturie*」におけるよりふさわしい権利(better right)について言及しており、それを根拠に共同被告(控訴人)の登録商標の取消しを裁判所に請求していない。従って、被告(控訴人)が控訴する「原告(被控訴人)が第 63 条に基づき手続をしたかどうか」という点について検討する必要はない。前述の通り、原告(被控訴人)が本事件の利害関係人である以上、原告(被控訴人)は本事件を裁判所に提訴できる立場にいるもの

と認める。

<争点②>原告(被控訴人)は第 65 条で規定された期間内に裁判所に提訴したかどうか。

・ 第 65 条は、取消の請求人は、通知の受領日から 90 日以内に商標委員会の審決について裁判所に提訴することができるとし、所定の期間内に提訴を行わない場合、商標委員会の審決は確定したものとみなされると定めている。

・ 商標委員会は、2019 年 11 月 8 日付けの審決および 2020 年 4 月 17 日付けの通知書を発行して原告(被控訴人)に通知した。従って原告(被控訴人)が商標委員会の審決を受領することができる最短の日は 2020 年 4 月 17 日である。原告(被控訴人)が本事件を提訴したのは 2020 年 7 月 15 日であり、通知の受領日から 90 日以内である。

<争点③>商標委員会の審決を取り消し、共同被告(控訴人)の登録商標を取り消すべき理由があるかどうか。

・ 原告(被控訴人)が提示した共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」の使用調査結果から共同被告(控訴人)が登録商標「*Naturie*」を使った液体石鹼を製造販売したことはないと認める。共同被告(控訴人)は、登録商標「*Naturie*」を使った商品を製造販売したことを示す証拠として、実物ではなく写真のみを提出した。このような証拠(写真)を作成することは容易である。さらに、共同被告(控訴人)は、登録商標「*Naturie*」を使った液体石鹼を販売する場所、期間、方法、宣伝する経路について何も示さなかった。原告(被控訴人)が取消請求を行う前に、登録商標「*Naturie*」を使用していたことは明らかではない。

・ 従って、①原告(被控訴人)が取消請求をした 2018 年 2 月 21 日時点、および②登録官が共同被告(控訴人)の商標の登録を命じた 2009 年 4 月 24 日から原告(被控訴人)による取消請求日まで、共同被告(控訴人)は登録商標「*Naturie*」を使用したことがないものと認める。共同被告(控訴人)が善意で登録商標「*Naturie*」を使用するのであれば、共同被告(控訴人)が販売する商品に登録商標を使用するか、少なくとも登録商標を使用した商品の広告を行うべきだが、共同被告(控訴人)は何もおこなっていない。原告(被控訴人)の証人および証拠は、被告(控訴人)らより信頼性が高いものと認める。

・ 共同被告(控訴人)は商標「*Naturie*」の登録時、登録された商品に善意で商標「*Naturie*」を使用する意思はなく、商標の善意の使用が全くなかったこと、また取消申請前の3年間、登録された商品に登録商標「*Naturie*」を善意で使用しなかったものと認める。従って、商標委員会の審決を取り消し、共同被告(控訴人)の登録商標「*Naturie*」について登録を取り消すべき理由があるものと認め、CIPITCの判決を支持する。

被告(控訴人)らが主張する他の争点は些細な争点であり、それによって本事件の結果が変わることはないため、検討する必要はない。

【S&I コメント】

本事件は、不使用による商標登録の取消請求が認められた稀少な事例である。

また、本事件で原告(被控訴人)は商標におけるよりふさわしい権利(better right)について言及したが、控訴裁は、原告(被控訴人)にはよりふさわしい権利(better right)を主張する意図はなく、あくまでも利害関係者であることを示すための言及であると判断した。そのため、第63条に基づくよりふさわしい権利(better right)に関する証明または手続をおこなう必要はなかった。また、登録商標を使った商品の写真のみでは、その使用実績を示す証拠として不十分であると判断している。

【参考: 仏暦 2534 年(1991 年)商標法】

第 63 条

利害関係人又は登録官は、商標権者が登録を求めるときに登録された商品においてその商標を善意に使用とする意図がなく、かつ実際に前述の商品においてその商標を善意で使用したことがないこと、又は取消請求する前の3年間に、登録された商品においてその商標を善意で使用しなかったことが証明できる場合、委員会に対して商標の取消請求ができる。このとき、商標権者がその商標を使用しなかったことが営業上の特別な事情によるものであり、かつ登録された商品におけるその商標の未使用若しくは放棄の意図からくるものではないことを証明できる場合を除く。

第 65 条

委員会が、第 61 条、第 62 条又は第 63 条に基づき商標登録を取り消すか、又は取り消さないこと

を決定したとき、委員会は、取消請求人、商標権者、及びいる場合にはライセンシーに対し、前述の決定をその理由とともに書面で速やかに知らせるものとする。取消請求人、商標権者又はライセンシーは、第1項に基づく委員会の決定に対して、委員会の決定を受理後90日以内に裁判所に提訴する権利を有する。前述の期間内に提訴しなかった場合、委員会の決定を最終とする。

③最高裁判決 No.203/2565 (2022)

判決日:2022年4月1日

原告(被上訴人)	Western Digital Technologies, Inc.	商標” MY CLOUD ”
被告(上訴人)	タイ知的財産局	-

【事件の要約】

原告(被上訴人)が第42類において商標「**MY CLOUD**」を出願したところ、登録官および商標委員会は、商標法第7条第2項(2)に基づき当該商標には識別力がないとして出願を拒絶したため、原告(被上訴人)知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に提訴した。

CIPITCは、(i)登録官の命令および商標委員会の審決を取り消し、(ii)登録官に対し、原告(被上訴人)の商標出願の登録に向けさらなる手続きを進めるよう命令する判決を下した。これに不服とした被告(上訴人)は控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は登録官の命令を取り消すよう命じ、その他の請求はCIPITCの判断を支持したため、被告(上訴人)は最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、被告(上訴人)の主張を認め、原告(被上訴人)の請求を棄却する判決を下した。

【引用条文】

- ・ 仏暦2534年(1991年)商標法第7条第2項(2)、第7条第3項

【原告(被上訴人)の主張】

- ・ 原告(被上訴人)は当該商標「**MY CLOUD**」の所有者である。2011年5月14日、タイにおいて、当該商標を第42類の指定役務「コンピュータ電子情報保存役務；ソフトウェアの提供、使用、設計；データ保存装置の設計；メモリドライブ装置の開発」について出願した(出願番号892112)。
 - ・ 登録官は、当該商標は、指定役務の特徴または性質を直接表示するために識別力を備えていないと判断し、仏暦2534年(1991年)商標法第7条第2項(2)に基づき登録を拒絶した。原告(被上訴人)は商標委員会に審判請求したが、商標委員会は登録官の判断を支持した。
 - ・ 原告(被上訴人)は商標委員会の審決に不服として、CIPITCに対し、以下の主張と共に、(i) 登録官の命令および商標委員会の審決を取り消すこと、(ii) 登録官に対し、当該商標の出願に関する登録手続を進めることを命じるよう請求した。
- 語句「CLOUD」は、コンピュータと関連する意味、関連しない意味など様々な意味を持つ。またコンピュータに関する意味も様々である。従って語句「CLOUD」が意味するものを明らかに表示することはできない。
 - 辞書や一般人の理解する語句「CLOUD」の意味は「雲」であり、原告(被上訴人)の商標出願の指定役務の特徴を表示するとは言えない。従って当該商標は識別力を備える。
 - 語句「MY」は、「コンピュータ」としての意味だけではない「CLOUD」と組み合わせた所有格の形容詞であり、恣意的な語句である。
 - 原告(被上訴人)は当該商標による役務を公衆が知り記憶されるまで、当該商標を継続的に流通させ、宣伝してきたため、当該商標はその使用により識別力を獲得している。

【被告(上訴人)の主張】

- ・ 語句「CLOUD」が様々な意味を持つとしても、様々な意味を持つ英単語を検討する際は、指定役務と共にその意味を検討する必要がある。当該商標を目にした公衆は、原告(被上訴人)の役務が、自身の通信ネットワークまたは自身の情報バックアップシステム、およびコンピュータソフトウェアに関するサービスであることを即座に理解することができる。

- ・ 語句「MY CLOUD」は、自身のコンピュータとバックアップシステムを表示する。同語句を指定役務に使用すると、自身の情報バックアップシステムおよびコンピュータソフトウェアに関する役務であることが理解できる。同語句は指定役務の特徴または性質を直接表示するため、当該商標は、仏暦2534年(1991年)商標法第7条第2項(2)に従い識別力を備えていない。

- ・ 原告(被上訴人)が提出した証拠は、商標「MY CLOUD」に語句「WD」の文字が付された広告書類であって当該商標とは異なり、継続的に広告した期間を示すものではない。従って、タイの公衆または関連分野の公衆に原告(被上訴人)の役務が他人の役務と異なることを知り理解させるまで、当該商標が長期間にわたり継続して販売、流通または広告されたことを示すには、それらの証拠では不十分である。従って当該商標は商標法第7条第3項に基づく識別力を備えていない。

- ・ 登録官の命令および商標委員会の審決は合法である。

CIPITCが(i)登録官の命令および商標委員会の審決を取り消し、(ii)登録官に原告(被上訴人)の商標出願番号892112の登録のため更なる手続きを進めるよう命じたため、被告(上訴人)はそれに不服として控訴裁判所に控訴した。

控訴裁判所は登録官の命令を取り消し、その他の請求はCIPITCの判断を支持したため、被告(上訴人)は最高裁判所へ上訴した。

【最高裁の判断】

<争点①>当該商標「MY CLOUD」(出願番号892112)は識別力を備え、登録が認められるべきかどうか。

- ・ 商品／役務の特徴または性質を直接表示する語句は、公衆が即座に、または僅かな思考で商品／役務の特徴または性質を理解できるほど直接もしくは密接に関連するものでなければならない。様々な意味を持つ英単語の意味を検討するには、その語句の意味を指定役務と共に検討する必要がある。

- ・ 当該商標「MY CLOUD」を目にした公衆は、当該商標に基づく役務が、自身の通信ネットワークに関する役務、私のソフトウェア情報バックアップシステムおよび自身のコンピュータに関する役務であることを直ちに理解することができる。これは役務を直接表示しており、公衆は僅かな思考で理解することができる。当該商標「MY CLOUD」にはコンピュータに関連する意味と関連しない意味があるが、語句「CLOUD」はコンピュータに関連する意味では、「コンピュータとエアコンピュータのバックアップシステムのサポート接続」を意味する。コンピュータを使う人なら、この語句の意味をすぐに理解することができる。従って、当該商標「MY CLOUD」は原告(被上訴人)の役務の特徴または性質を直接表示しており、識別力を備えていない。

- ・ この争点について最高裁は控訴審の判決を覆し、被告(上訴人)の主張を認める。

<争点②>原告(被上訴人)は、使用により識別力を獲得したとみなすことができるほどに当該商標をタイで広く使用、販売、公表、広告しているかどうか。

- ・ 原告(被上訴人)の証言や証拠は、会社の歴史、広告、流通または役務の提供の経路に関する書類であり、当該商標の最初の使用、広告、商品の流通または役務の提供は示されていない。

- ・ 原告(被上訴人)がネットメディア、雑誌、パンフレット、新聞、フェアへの参加、役務の提供などの広告が存在すると主張する証拠は、原告(被上訴人)が知的財産局に当該商標を出願した後の2013年末頃のものである。従って、これらの証拠をもって当該商標が使用により識別力を獲得していることは認められない。

- ・ 一部の広告書類は、当該商標に語句「WD」を組み合わせたものであり、当該商標とは異なる。従って、原告(被上訴人)の証拠から当該商標が使用により識別力を獲得したと考えるには不十分である。

- ・ 当該商標(出願番号 892112)は識別力を備えていないため、登録官の命令および商標委員会の審決は合法である。

【S&Iコメント】

最高裁は、第7条第3項に基づく商標の識別力の証明において、以下の2点を考慮するよう判断した。

(1) 使用による識別力を証明するためには、商標出願日前に当該商標を付した指定商品／役務が他人の商品／役務と識別できていることを証明する証拠が必要であり、出願日前の相当な期間、出願商品／役務を継続して販売、流通、広告していることを証明する証拠が必要である。

(2) 使用証拠には、出願商標と同じ商標が付されていなければならない。

上記の最高裁の判断によれば、識別力を証明するための使用証拠は、タイにおける商標出願日前の使用でなければならず、また出願商標と同一の商標が付されていなければならないと厳しく考えられている。今後、タイ知的財産局が登録官の商標審査ガイドラインにこの点を追加し、使用による識別力の証明が現在より困難になることが懸念される。

【参考：仏暦 2534 年（1991 年）商標法】

第7条

識別性を持った商標とは、その商標を使用する商品が他の商品と異なるということを公衆又は商品の使用者に知らせ理解させる特徴を持った商標のことをいう。要部として以下いずれかの特徴を持つ、又は構成する商標は、識別性を持つと見なす。

- (1) 特別な態様で表し商品の特徴又は品質を直接言及しない名前、通常理解される意味に基づく姓名ではない自然人の姓名、法律に基づく法人のフルネーム、又は商号
- (2) 商品の特徴若しくは品質を直接言及していない語句又は文で、かつ大臣が公示した地理的名称でないもの
- (3) 創作された語句
- (4) 創作された文字又は数字
- (5) 特別な態様で表わされた色の集合
- (6) 出願人若しくは出願人の前任者のサイン、又は本人の許可を受けた他人のサイン
- (7) 出願人若しくは本人からの許可を受けた他人の肖像、又は故人の場合にはその親、子孫、さら

に、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許可を受けた他人の肖像

(8) 創作された図

(9) 商品の特徴又は品質を直接言及していない図で、かつ大臣が公示した地図の図、又は地理的な場所を表示する図でないもの

(10) その商品自体の一般的な形態ではない外形若しくは形状、又はその商品の技術的な操作に必要な外形若しくは形状でないもの、又はその商品の価値を高める外形若しくは形状でないもの

(11) その商品の特徴若しくは品質を直接言及していない音、又はその商品の一般的でない音、又はその商品の操作から生じない音

第2項(1)～(11)に基づく特徴を持たない商標で、大臣が告示した規則に基づき普及するまでその商標を使用する商品を販売、普及、若しくは宣伝し、その規則に基づいて行われていると証明することができる場合、識別性があると見なす。

(4) 営業秘密

①最高裁判決 No.4140/2563 (2020)

判決日:2020年9月18日

原告(上訴人)	Fuso Truck (Thailand) Co., Ltd.
被告1(被上訴人)	Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corporation
被告2(被上訴人)	Daimler AG
被告3(被上訴人)	Mercedes-Benz (Thailand) Co., Ltd.

【事件の要約】

原告(上訴人)は被告(被上訴人)らをパートナー兼販売代理店として、トラックの販売事業を営んでいたが、契約期間満了後、被告1(被上訴人)は契約更新を拒否し、両者は合意に至る再契約を締結した。新しい契約が有効である間に、原告(上訴人)はデューディリジェンス(Due Diligence)により内部情報を渡すよう要求された。その情報を受け取った後、被告1(被上訴人)は原告(上訴人)のパートナーになることを拒否した。原告(上訴人)は営業秘密侵害で提訴したが、新しい契約書には、紛争は日本での仲裁で解決しなければならないとの条項があったため、最高裁判所も原告(上訴人)は

日本での判断を待たなければならぬと判断した。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2545 年(2002 年)営業秘密第 6 条
- ・ 仏暦 2545 年(2002 年)仲裁法第 14 条、第 45 条

【原告(上訴人)の主張】

- ・ 被告(被上訴人)らが共謀して原告(上訴人)の営業秘密を無断で取得したことは、誠実な商慣習に反する。
- ・ 2009 年 12 月 7 日、被告 2(被上訴人)の関連会社である被告 1(被上訴人)は、原告(上訴人)と部品供給契約および販売契約を締結した。両者は同契約の期限前に新たな契約について交渉を開始したが、結論に至らなかったため、最初の契約を 3 か月間延長することに合意した。
- ・ 2015 年 4 月 1 日、最終的に両者はさらに 1 年間の新たな契約として「販売代理店契約」を締結した。契約期間中、被告 1(被上訴人)は、原告(上訴人)の社内でコンプライアンス・デューデリジェンス(Compliance Due Diligence)を実施するために原告(上訴人)に連絡した。このデューデリジェンスは、EY Corporate Services Co., Ltd.によって行われ、原告(上訴人)は、請求書、代理店リストおよび連絡先リスト、取引先評価、取引先実績報告書等を不正に開示するよう要求された。これらの情報は原告(上訴人)の営業秘密であり、これまで誰も知らなかったものである。そこで、原告(上訴人)は、EY Corporate Services Co., Ltd.と秘密保持契約(NDA)を締結し、EY Corporate Services Co., Ltd.は被告 1、2(被上訴人)にのみ、これらの情報を開示することができるようにした。
- ・ 2015 年 9 月、原告(上訴人)は、被告 1(被上訴人)に対し、販売代理店契約終了の 6 か月前に契約の継続を希望する旨を通知した。しかし被告 1(被上訴人)は、2015 年 9 月 30 日、タイにおけるふそうトラック事業を自ら行いたいとの理由で、契約の継続を拒否する書面を原告(上訴人)に送付した。
- ・ 被告 1(被上訴人)の行為は、被告 3(被上訴人)のサポート(訳注:原文ママ)で被告 2(被上訴人)によって知られ、認識されていた。従って、被告(被上訴人)らはいずれも悪意を持って権利を行

使し、原告(上訴人)の信用および名声を利用して情報を得て、原告(上訴人)の営業秘密権を侵害した。最終的に原告(上訴人)との販売店契約は更新しないこととなり、原告(上訴人)は事業で損害を受けたため、2016年9月28日、知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対し、42億8,257万785.83バーツおよび2016年4月1日から7.5%の利息の支払いを被告(被上訴人)らに命じるよう請求した。

【被告(被上訴人)の主張】

(被告1、2(被上訴人))

- ・ 原告(上訴人)と被告1(被上訴人)の間では、日本国内において部品供給契約および販売契約に基づく仲裁手続が進行中であるため、原告(上訴人)には提訴権がない。本事件の訴訟を提起することは、前記契約の規定に違反する。本事件の争点も仲裁と同じである。

- ・ 被告2(被上訴人)は原告(上訴人)と被告1(被上訴人)との間の取引に関与していない。被告1、2(被上訴人)および2は、原告(上訴人)の営業秘密を侵害していない。原告(上訴人)には賠償請求権はない。

(被告3(被上訴人))

- ・ 原告(上訴人)が主張する情報は営業秘密ではない。被告(被上訴人)らは原告(上訴人)の営業秘密を侵害しておらず、侵害行為に関与していない。原告(上訴人)には賠償請求権がなく、提訴権もない。裁判所に対し、原告(上訴人)の請求を棄却するよう求める。

裁判中、被告1(被上訴人)は、契約上の紛争は仲裁によって解決されるものと規定した原告(上訴人)と被告1(被上訴人)の販売契約に基づき本事件を棄却し、仲裁手続を行うよう求める動議を裁判所に提出した。被告2、3(被上訴人)もまた、原告(上訴人)と被告1(被上訴人)との間の仲裁の裁定を待つため、本事件を一時的に棄却するよう求める動議を裁判所に提出した。

2017年10月17日、CIPITCは被告1(被上訴人)に対する訴訟を棄却し、被告2、3(被上訴人)に対する訴訟については一時的に棄却した。また、原告(上訴人)と被告1(被上訴人)との間の仲裁の裁定が出されたとき、原告(上訴人)は裁定の受領日から30日以内にそれを裁判所に通知しなけ

ればならず、その後被告 2、3(被上訴人)に対する訴訟を継続することができるものとした。

2017 年 11 月 22 日、原告(上訴人)は控訴裁判所に控訴した。2018 年 6 月 13 日、控訴裁判所は下級審の判決を支持したため、原告(上訴人)は 2020 年 1 月 29 日、最高裁判所に上訴した。

【最高裁の判断】

<争点①>原告(上訴人)の控訴裁判所への控訴は適法かどうか。

・本事件は、主契約である販売店契約から生じたものである。同契約では、第 32 条において、紛争の解決については日本での仲裁に委ねるという規定があった。この場合、特定の法律、すなわち仏暦 2545 年仲裁法第 45 条第 2 段落が手続きに適用されなければならない。同条文に基づき、原告(上訴人)は、下級審判決を不服として最高裁判所に上訴しなければならない。従って、原告(上訴人)による控訴裁判所への控訴は違法である。しかし、最高裁は事件を差し戻す必要はないと判断したため、原告(上訴人)の上訴においてさらなる争点を審理することとする。

<争点②>被告 1(被上訴人)に対する請求を棄却した下級審判決は適法かどうか。

・争点となる主張や申立ては、販売店契約に基づく原告(上訴人)と被告 2(被上訴人)との間の法的関係に起因している。原告(上訴人)の営業秘密侵害の部分の訴状を読むと、原告(上訴人)は、被告 1(被上訴人)が代理店契約の要件であるコンプライアンス・デューデリジェンス(Compliance Due Diligence)を要求した際に発生したことが原因だと主張している。さらに、同契約には、秘密保持と非開示の条項が 19 あった。被告 1(被上訴人)は本事件の訴訟前に、営業秘密侵害の問題に触れた販売店契約に基づいて、既に日本での仲裁による和解を求めている。

・従って本事件は営業秘密に関するものであり、もともと販売店契約の下で発生したものであると認める。また、同契約で和解は仲裁によって処理されなければならないと規定しているのであれば、その合意のとおりであるべきである。原告(上訴人)は被告 1(被上訴人)に対して本事件について訴訟提起することはできない。

・下級審が仏暦 2545 年仲裁法第 14 条に基づき原告(上訴人)の請求を棄却した判決について、最高裁判所は支持し、下級審判決に従い執行されるべきであると認める。

【S&Iコメント】

本事件は、営業秘密侵害だけでなく、契約書に記載されている他の法律、すなわち仲裁法も扱っている。紛争が裁判ではなく、仲裁機関によって解決されることも多い。従って、本事件は、契約書に書かれていることは、両当事者がそれに拘束され、それに従って履行しなければならないことの証明にもなっている。裁判所や関連する法律の力は、契約書に示された当事者の意思を覆すことはできない。

【参考：仏暦 2545 年(2002 年)仲裁法】

第 14 条

仲裁合意の当事者の一方が、他方当事者に対し、仲裁合意の対象となる紛争に関して裁判所において法的手続を開始した場合、法的手続を開始された当事者は、仲裁手続を進められるよう、抗弁の陳述書の提出日までに、または法に基づく抗弁の陳述書の提出期間内に、管轄の裁判所に訴訟の棄却を求める動議を提出することができる。裁判所が審理を完了し、仲裁合意を無効または履行不能とする事由がないことが判断した場合、裁判所は訴訟を棄却する命令を発しなければならない。

第 1 段落に従って提出された動議が裁判所に係属する間、当事者の一方が仲裁手続を開始する、または仲裁廷が手続を継続し当該紛争について裁定をすることができる。

第 45 条

次の場合を除き、本法に基づく裁判所の命令または判決に対して不服を申し立てることができない。

- (1) 裁定の承認または執行が公序良俗に反する場合
- (2) 命令または判決が公序良俗に関する法律の規定に反する場合
- (3) 命令または判決が仲裁の裁定に従わない場合
- (4) 当該事件の裁判官が反対意見を述べた場合
- (5) 命令が第 16 条に基づく保護のための暫定命令の措置に関する命令である場合

本法に基づく裁判所の命令または判決に対する申立ては、最高裁判所または最高行政裁判所に対して行うものとする。

②控訴裁判決 No.3081/2563 (2020)

判決日:2020年12月30日

原告(控訴人)	Plus Property Co., Ltd.
被告(被控訴人)	Ms. Thananthorn Chinwongwisan

【事件の要約】

原告(控訴人)は、不動産全般の代理店として事業を行っていた。被告(被控訴人)は、不動産コンサルタントおよび営業として原告(控訴人)に勤務しており、原告(控訴人)のコンピュータシステムに保存されている不動産、マンション、戸建に関するデータにアクセスすることができた。その後、原告(控訴人)は、被告(被控訴人)が同システムから異常に大量のデータをコピーしていることを発見した。そのデータ量は、原告(控訴人)の顧客のデータ量と一致しないように思われた。被告(被控訴人)は、データをコピーするのは仕事上で当たり前の行為だとし、そのデータが第三者に送信されたという証拠もないため、原告(控訴人)には損害がないと主張した。

知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)は、被告(被控訴人)の行為は原告(控訴人)の営業秘密権を侵害しないと判断し、原告(控訴人)の請求を棄却したため、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は下級審判決を覆し、被告(被控訴人)に対して原告(控訴人)への賠償金8万バーツの支払いを命じた。

【引用条文】

- ・ 仏暦2545年(2002年)営業秘密法第3条、第6条

【原告(控訴人)の主張】

・ 被告(被控訴人)は原告(控訴人)の営業管理部門の従業員であり、特に不良資産(NPA)のカテゴリーに属する不動産、マンション、戸建の販売を担当していた。このカテゴリーのデータは、NPAの不動産、マンション、戸建のデータおよび販売・賃貸事業のパンフレットに関する情報で、"Listing Online"と呼ばれる原告(控訴人)のコンピュータシステムに電子形式で保存されていた。被告(被控訴人)は、販売促進目的に限り、同システム内のデータにアクセスすることが許されていた。

- ・ 2018年7月24日、被告(被控訴人)は2つの方法によって故意に原告(控訴人)の営業秘密権

を侵害した。まず、被告(被控訴人)は "Listing Online" システムにアクセスし、同システム内のデータをコピーして、原告(控訴人)から譲り受けた被告(被控訴人)のノートパソコンに保存した。そして、同データを会社の電子メールアドレス(thanunthorn@plus.co.th)を経由して、個人の電子メールアドレス(thanunthorn@gmail.com)に送信した。

- ・ 次に被告(被控訴人)は、IT 管理者に依頼して、"Listing Online" システムにも記録されている 1 億パーツから 10 億パーツの不良資産(NPA)の土地に関するデータを会社の電子メールアドレス(thanunthorn@plus.co.th)に送信させた。

- ・ 被告(被控訴人)の行為により、顧客の喪失、営業秘密権の喪失、被告(被控訴人)を探すための私立探偵の費用など、原告(控訴人)に損害が生じた。

- ・ 2018 年 12 月 7 日、原告(控訴人)は知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対し、510 万パーツに 7.5%の利息を加えた額の損害賠償、侵害が停止されるまで補償金毎月 50 万パーツの支払い、原告(控訴人)の当該データの返却、当該データの破棄と共に、当該データをこれ以上使用しないことを被告(被控訴人)に命じるよう請求した。

【被告(被控訴人)の主張】

- ・ 被告(被控訴人)は原告(控訴人)の販売コンサルタントという立場で仕事をしていた。原告(控訴人)のデータにアクセスすることは通常の行為であり、販売情報を確認するためその立場の権限に従ったものである。被告(被控訴人)は以前、原告(控訴人)の従業員に対し、原告(控訴人)の利益のため営業業務用にデータを確認し、データを取り出すために、実際に被告(被控訴人)個人の Gmail アドレス(thanunthorn@gmail.com)にデータを送信したと説明した。さらにその誠意を示すために、原告(控訴人)の従業員に被告(被控訴人)の個人メールアドレスのパスワードを教え、被告(被控訴人)のメールアカウントからすべてのデータを削除できるようにしていた。

- ・ 原告(控訴人)の従業員が被告(被控訴人)の個人メールアドレスを確認したところ、被告(被控訴人)が当該データを他者に転送していたことは確認できなかった。被告(被控訴人)は原告(控訴人)の権利を侵害しておらず、原告(控訴人)には損害がなかった。原告(控訴人)が被告(被控訴人)に

対し、実際には発生していない損害について損害賠償請求として訴えたことは、悪意のある権利行使である。裁判所に対し、原告(控訴人)の請求を棄却するよう求める。

2020年2月13日、CIPITCは原告(控訴人)の請求を棄却する判決を下し、原告(控訴人)に対し、被告(被控訴人)へ弁護士費用5万バーツを賠償するよう命じた。2020年8月10日、原告(控訴人)は控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①> 被告(被控訴人)の行為は原告(控訴人)の営業秘密権を侵害したかどうか。

- ・ 裁判所は、被告(被控訴人)の行為が仏暦2545年(2002年)営業秘密法第6条で定める行為にあたるかどうかを検討する必要がある。

- ・ 審理において原告(控訴人)は、通常、販売担当者は"Listing Online"システム内のデータにアクセスすることができ、同システム内の機能を使用し、関連するキーワードを入力することによって、顧客のニーズと要件に最も合致する検索結果を取得することができたと証言した。また販売担当者がその結果を出力して顧客に提示すると、同システムから原告(控訴人)に通知され、監視される仕組みになっていた。この監視システムは、従業員には知られていなかった。

- ・ 原告(控訴人)によると、通常顧客に出力される検索結果は5個程度であり、46個でも591個でも出力はできるとのことだった。しかしながら被告(被控訴人)は、1億バーツから10億バーツの土地のデータも含め5,730個の検索結果を出力した。被告(被控訴人)が担当した2018年1月から7月の新規顧客44件、7月の新規顧客5件と比較しても異常に大量なデータであった。また、被告(被控訴人)は、出力したデータを顧客には一切提示していないようであった。

- ・ 被告(被控訴人)は審理中、原告(控訴人)に在職期間中で当該データを複製する1日前に他の不動産会社と雇用契約を締結していたことを認めた。

- ・ 以上のことから、被告(被控訴人)の行動の一つ一つが、被告(被控訴人)が原告(控訴人)の業務に使用するために当該データを複製し出力したものではないと確信させる。被告(被控訴人)は、営

業秘密の所有者である原告(控訴人)の承諾を得ることなく、営業秘密を取得した。この行為は、誠実な商慣習に反するものである。被告(被控訴人)はこのような行為が誠実な商慣習に反することを知っていたか、知るべき合理的な理由があったはずであると認める。

- ・ 第三者へのデータ転送はなかったが、仏暦 2545 年(2002 年)営業秘密法第 6 条に基づき営業秘密権の侵害であると認める。原告(控訴人)の主張を認め、原告(控訴人)の請求を退けた下級審判決を覆す。

<争点②>原告(控訴人)の損害はどの程度か。

- ・ "Listing Online" システム上の不動産データを被告(被控訴人)が原告(控訴人)の承諾なく入手し、その後、同データが被告(被控訴人)の個人メールアカウントから削除されていたとしても、当該データを被告(被控訴人)が他人に渡したか否かについては結論が出ていない。従って、被告(被控訴人)が当該データを使用し、原告(控訴人)に顧客損失および市場価値の低下の損害を与えたと原告(控訴人)が主張しても、その主張は認めることができない。

- ・ 本事件に係る状況に対処するための私立探偵費用の請求については、原告(控訴人)が不正を見抜き、翌日には原告(控訴人)と被告(被控訴人)との雇用契約を解除していることから、そのような費用は発生していないものと認める。従ってこれに対する損害賠償は認めない。

- ・ 当該データの返却、破棄、使用禁止の請求、および損害賠償については、被告(被控訴人)が既にノートパソコンを原告(控訴人)に返却しており、Gmail アカウントから当該データが削除されているため、被告(被控訴人)に対し原告(控訴人)の請求通りに履行するよう命じる必要はない。

- ・ 被告(被控訴人)は、原告(控訴人)に在職期間中、原告(控訴人)がビジネスのために保管していることを十分認識していた NPA の不動産、マンション、戸建に関するデータを入手し、原告(控訴人)の営業秘密を他のことに使用しないとする契約に違反したとして、被告(被控訴人)に対し、8 万パーセントおよび提訴日から 7.5%の利子を支払うよう命じる(訳注:罰則の算出根拠は判決文に記載されていない)。

【S&I コメント】

本事件は営業秘密の管理という点で、日常業務に役立つ事例である。本事件の原告(控訴人)は、従業員が扱うデータの流れや量を毎日監視するシステムを用意しており、異常なデータの流れや量が発生した場合には、直ちに担当者に報告されることになっていた。従って原告(控訴人)は、当該データが営業秘密であるかどうかの立証に時間を費やさず、また営業秘密の秘密保持のための措置を講じていたことでもない。本事件では、被告(被控訴人)がいかに疑わしく、不正にデータにアクセスし使用していたかが大きく指摘されている。ただ、損害賠償の認容は裁判所に対する立証が困難な問題であり、流出した営業秘密やデータの価値に見合うものではないように思われる。また裁判所による罰則の算出根拠も不透明である。

【参考: 仏暦 2545 年(2002 年) 営業秘密法】

第 6 条

この法律における営業秘密権の侵害とは、即ち当該営業秘密保有者の許可を受けることなく営業秘密を開示、持ち出し又は使用することであり、正当な商業手法に違反するものをいう。この点について、侵害者は前述の行為が正当な商業手法に違反すると認識していたか、又は認識していたと思われる根拠がなければならない。3 第1項における正当な商業手法に違反する行為とは、当事者双方の信頼に基づく営業秘密契約の不履行、侵害若しくは侵害するよう勧誘すること、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、又は電子若しくはその他の方法を使った諜報活動を意味する。

③控訴裁判決 No.1651/2564 (2021)

判決日: 2021 年 9 月 13 日

原告 1(控訴人)	Chow Steel Industries Public Co., Ltd.
原告 2(控訴人)	Chow Energy Co., Ltd.
原告 3(控訴人)	Premier Solution Co., Ltd.
被告 1(被控訴人)	Eastern Printing Public Co., Ltd.
被告 2(被控訴人)	Mr. Yuth Shinsupakul
被告 3(被控訴人)	Mr. Sung Ko
被告 4(被控訴人)	Mr. Pak Leong Chiu

被告 5(被控訴人)	Ms. Ratanapon Choklarb
被告 6(被控訴人)	Ms. Pimtawan Panyatham
被告 7(被控訴人)	Mr. Shun Cheung Wong
被告 8(被控訴人)	Mr. Lap Shing So

【事件の要約】

原告 2(控訴人)は日本でのエネルギープラント設立の可能性を模索するために被告 3(被控訴人)を代替エネルギー事業のコンサルタントとして雇用していた。その後原告(控訴人)らは、被告 3(被控訴人)が不審な行動をとり、原告 3(控訴人)と同じ事業を行う新会社を設立していることを知った。また、原告(控訴人)らがプロジェクトで使用するために入手したデータが、被告 3(被控訴人)およびその従業員によって部外者に送信されていたことが判明した。控訴裁判所は、被告(被控訴人)らが原告(控訴人)らの営業秘密を侵害したと認め、損害賠償として 2,000 万バーツの支払いを命じた。

【引用条文】

- ・ 仏暦 2545 年(2002 年)営業秘密法第 3 条、第 6 条
- ・ 民商法第 1169 条

【原告(控訴人)の主張】

- ・ 原告 1(控訴人)はタイおよび外国における鉄鋼の取引を目的とする有限会社であ、電気の製造販売を目的とする原告 2(控訴人)の株主である。原告 2(控訴人)は、国際投資および電気の製造販売を目的とする原告 3(控訴人)の株主である。
- ・ 被告 1(被控訴人)は、被告 2(被控訴人)を常務取締役とした出版を目的とする株式会社である。被告 3(被控訴人)は 2013 年 9 月 5 日から 2015 年 8 月 5 日まで原告 3(控訴人)の役員であり、2015 年 5 月 4 日に原告 2(控訴人)にコンサルタントとして雇われた。
- ・ 被告 4~8(被控訴人)は原告 3(控訴人)の従業員であり、被告 3(被控訴人)のもとで働いていた。
- ・ 被告 3~8(被控訴人)は、原告 3(控訴人)の営業秘密を他に漏らす、または原告 3(控訴人)に損

害を与えるような相談をしてはならない旨の契約を締結していた。

- ・ 2012年、原告1(控訴人)は代替エネルギーに興味を持ち、エネルギープロジェクトを探してライセンスを取得し、プロジェクトが完了するまで建設を管理する Chow International Co., Ltd.および原告3(控訴人)を設立した。

- ・ その後、原告1(控訴人)は、原告3(控訴人)が日本で同事業の投資を行うための会社として原告2(控訴人)を設立した。この点に関し、原告3(控訴人)は法律事務所を雇い、日本でのビジネスの可能性を調査および検討する必要がある。最終的に原告3(控訴人)は、京都丹後プロジェクトと大分プロジェクトという、すでに日本に投資している2つのプロジェクトを持った。さらに、福井(白方)1、福井(白方)2、福井(白方)3、京丹波、岩手の5つのプロジェクトが検討中で、取締役会に資料を提出し、承認を得ようとしているところであった。

- ・ 2015年頃、被告3(被控訴人)は何度も欠勤し、多額の出費をしていたことが判明した。また、同年、原告2、3(控訴人)は、被告3~8(被控訴人)が原告3(控訴人)と同業の会社を設立したことを知った。2014年3月12日から2015年11月16日の間、被告(被控訴人)らは、原告(控訴人)らの承諾を得ることなく、被告(被控訴人)間、および第三者への電子メールにより、原告(控訴人)らの営業秘密を複数回侵害した。

- ・ 開示された情報は以下の通りである。

京丹波、茨木および大阪に関する予備調査報告書；京丹波、茨木および大阪に関する土地および固定価格買取制度(FIT)に関する法的調査報告書；ソーラーエナジージャパンからの情報；京丹波プロジェクト、茨木プロジェクトおよび栗原プロジェクトの投資計画に関する説明書；大分、栃木、京都丹後プロジェクト売買契約書；大分 那須栃木 京都丹後の可能性報告書；Shioya, Kanozaki プロジェクトの法務デューデリジエンス報告書；岩手プロジェクト事業提案書；岩手プロジェクト可能性報告書；Shioya, Kanozaki プロジェクトで使用する電気装置に関する情報；京丹波プロジェクトに関する委託契約書案；京丹波プロジェクトに関する売買契約書；京丹波プロジェクトに関する業務計画と担当者；茨木プロジェクトに関する情報および投資収益；京丹波プロジェクトにおけるFIT 購入契約；東京スター銀行の京都丹後プロジェクトと大分プロジェクトに関する融資情報および条件；宮城プロジェクトに

関する土地情報； R&L 株式会社のインバーターに関する見積書； 渥美坂井法律事務所による花巻プロジェクトの太陽光発電事業に関する法務デューデリジェンスの予備報告書； Eastern Printing Public Company Ltd.の資産取得に関する独立系ファイナンシャルアドバイザーの意見； Aqua Corporation の情報

・ 被告(被控訴人)らの行為は、原告(控訴人)らの営業秘密を無断で取得したものであり、誠実な商慣習に反するもので、原告(控訴人)の営業秘密の権利を侵害するものであり、原告(控訴人)に損害を与えた。原告(控訴人)らは投資家からの評価と信頼を失い、福井(白方)1プロジェクト、福井(白方)2プロジェクト、福井(白方)3プロジェクト、京丹波プロジェクトおよび岩手プロジェクトの5つのプロジェクトへの投資ができなくなった。原告(控訴人)らは、法律相談料や私費を負担していた。2018年9月28日、原告(控訴人)らは知的財産及び国際取引裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)に対し、7億5,396万7,853.26バーツに訴状送達の日から7.5%の利息を加えた額の損害の支払いと、原告(控訴人)らの営業秘密の利用停止を被告(被控訴人)らに命じるよう請求した。

審理中、原告(控訴人)らは、被告1、2(被控訴人)に対する訴訟を棄却するよう裁判所に請求し、CIPITCはこれに応じて、被告1、2(被控訴人)については請求を棄却した。

【被告(被控訴人)の主張】

(被告3(被控訴人))

本事件はCIPITCの管轄外である。原告(控訴人)らには提訴権がない。訴状は不明確であり、容認できない。被告3(被控訴人)は、事業計画や投資に関するコンサルティングのために雇われた。被告3(被控訴人)はコンサルタントとして原告(控訴人)らのみのために独占的に仕事をしていただけではない。情報を受け取った人は原告3(控訴人)のビジネスパートナーであり、第三者ではない。原告(控訴人)らは日本でのプロジェクトに投資できなかったと主張し、裁判所に対して法律相談料や私費を含む損害を請求したが、原告(控訴人)ら自らの経営上のミスにより日本でのプロジェクトに投資することができなかったのであり、被告3(被控訴人)に責任はない。

(被告 4～6(被控訴人))

被告 4～6(被控訴人)は、原告 1、2(控訴人)とは法的関係がない。原告(控訴人)らには提訴権がない。訴状は不明確であり、容認できない。本事件は CIPITC の管轄外である。被告 4～6(被控訴人)は被告 3(被控訴人)の指示の下で働く従業員にすぎなかった。日本の発電所プロジェクトに関する情報は一般に公開されていて、一般市民も容易にアクセスすることができた。原告(控訴人)らのミスで発生したものであり、原告(控訴人)らは損害賠償を請求することができない。原告(控訴人)らの営業秘密を開示していない。

(被告 7～8(被控訴人))

被告 7～8(被控訴人)は原告 1、2(控訴人)とは法的関係がない。原告(控訴人)らには提訴権がない。訴状は不明確であり、容認できない。本事件は CIPITC の管轄外である。被告 7(被控訴人)は Premiere Solution Japan Co., Ltd. の従業員であり、被告 3(被控訴人)は上司だったため、被告 3(被控訴人)に情報を報告しなければならず、被告 3(被控訴人)の指示に従わなければならなかった。また、被告 8(被控訴人)は被告 3(被控訴人)の従業員であった。被告 8(被控訴人)が送信した情報は、顧客がプロジェクトの購入を決定する前に入手する権利のある基本的な情報だった。原告(控訴人)らは日本でのプロジェクトに投資できなかったと主張し、裁判所に対して法律相談料や私費を含む損害を請求したが、原告(控訴人)ら自らのミスにより日本でのプロジェクトに投資することができなかったのであり、被告 7～8(被控訴人)に責任はない。原告(控訴人)らは損害賠償を請求することができない。原告(控訴人)らの営業秘密を開示していない。

2020 年 9 月 8 日、CIPITC は原告 1(控訴人)の請求を棄却し、被告 3(被控訴人)に対し、原告 2、3(控訴人)への 1,000 万パーツの損害賠償の支払いを命じ、また、原告 2、3(控訴人)の被告 4～8(被控訴人)に対する請求を棄却する決定を下した。2021 年 6 月 11 日、原告(控訴人)らは控訴裁判所に控訴した。

【控訴裁の判断】

<争点①>原告 1(控訴人)に提訴権があるかどうか。

原告 1(控訴人)は原告 2、3(控訴人)の株主であった。原告(控訴人)らは同じグループ会社で、原

告 1(控訴人)は原告 3(控訴人)の方針およびビジョンを決定する権限を有していたが、それぞれ別会社である。民商法第 1169 条第 1 段落では、取締役が会社に損害を与え、会社が提訴を拒否した場合に限り、株主に会社を代表して提訴する権利を与えている。従って本事件において原告 1(控訴人)は提訴権を有しないものと認める。

<争点②>岩手・京丹波プロジェクトに関する情報は原告 3(控訴人)の営業秘密であるかどうか。

・ 裁判所は審理の過程で提示された当事者間で交わされた 26 通の電子メールを検討した。その中には、プロジェクトに関する情報を含まない単なる通信文や、日本語で書かれた電子メールもあったため、裁判所は、岩手・京丹波プロジェクトに関連する電子メールを分類する必要があった。

・ 岩手プロジェクト(通称「一関プロジェクト」)および京丹波プロジェクト(通称「京都 みずほプロジェクト」)に関する情報については、京丹波プロジェクトの電力インバータに係る見積および土木工事に関する電子メール、岩手プロジェクトに関する Eiwa Mega Electric Power Co., Inc と原告 3(控訴人)の意向書、岩手・福井プロジェクトの系統連系システムおよびプロジェクトマップを検討することとした。これらの内容を検討した結果、当該内容は、特定の企業や地域に関する情報で、専門家による調査、分析、編集によって作成されたものであり、また、投資判断のための重要な情報で、投資家だけではなく一般市民が容易にアクセスできる一般に公開されており企業情報ではないと認める。これらのことから、原告 3(控訴人)は岩手プロジェクトの様々な情報を、原告 3(控訴人)の商業的利益のために詳細に収集したことが示される。

・ 原告 3(控訴人)は京丹波プロジェクトの情報を商業的利益のために収集したことを認める。太陽光発電所プロジェクトにアクセスできるのは、関係するスタッフだけであった。データ送信の方法は、アカウント所有者のスタッフが割り当てた、個人的な秘密として管理される電子メールを使用していて、管理者ですら見ることはできなかった。また従業員と原告 3(控訴人)との間で交わされた雇用契約書には、秘密保持条項が記載されていた。そのため、原告 3(控訴人)は、当該情報の秘密を保持するために合理的な措置を講じていたと認める。

よって、岩手・京丹波プロジェクトに関する情報は、原告 3(控訴人)の営業秘密であると認める。

<争点③>被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を侵害したかどうか。

- ・ 雇用契約に基づき被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を開示しないことを含め、原告 3(控訴人)の利益を保護するために誠実に義務を履行する責任があった。

- ・ 審理において、被告 3(被控訴人)と被告 1(被控訴人)の常務取締役であった Mrs.Sumalee との間で、岩手プロジェクトのコストについて議論する書簡が証拠として提出された。これは、被告 3(被控訴人)がまだ原告 3(控訴人)の常務取締役として働いていたときに行われたものであるため、営業秘密の開示であり、被告 3(被控訴人)の義務に違反する。従って、被告 3(被控訴人)は原告 3(控訴人)の営業秘密を侵害したと認める。

<争点④> 被告 4~8(被控訴人)は被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を侵害したかどうか。

- ・ 被告 4, 6, 7(被控訴人)から複数の第三者(Mr. Suthisak, Mrs.Sumalee, Mrs.Sasithorn)に岩手・京丹波プロジェクトに関する営業秘密を送信する電子メールが複数存在した事実が認められた。

- ・ 被告 5(被控訴人)が被告 7(被控訴人)と被告 4(被控訴人)に送った情報は、営業秘密に関するものではなく、「プロジェクト開発、不動産売買、FIT 譲渡契約」という第三者との契約だった。従って原告 3(控訴人)の営業秘密ではない。

- ・ 被告 8(被控訴人)については、被告 2, 3(被控訴人)に対して R&L 株式会社が発行したインバータに関する情報および京丹波プロジェクトの土木工事の見積書に関する電子メールを送信したようである。この情報及び見積書は、直接被告 1(被控訴人)に対して発行されたものである。もう一つの電子メールは、岩手プロジェクトの土地について被告 8(被控訴人)が意見を述べたというもので、いずれも営業秘密には当たらないと認める。

- ・ 従って、被告 4, 6, 7(被控訴人)が被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を侵害したと認める。被告 5, 8(被控訴人)には、原告 3(控訴人)の同意なく被告 3(被控訴人)と共謀して当該営業秘密を開示したことを示す十分な証拠がない。

<争点⑤> 原告 2, 3(控訴人)は損害を被ったかどうか。

- ・ 被告 3, 4, 6, 7(被控訴人)が共謀して原告 3(控訴人)を侵害したとき、原告 3(控訴人)は直接損

害を受け、原告 3(控訴人)の雇用主である原告 2(控訴人)も結果として損害を被ったと認める。

- ・ 審理の結果、原告(控訴人)らが本件プロジェクトに投資できなかった損害、および原告 3(控訴人)が当該営業秘密を失ったときの深刻さ、本件プロジェクトからの投資の回収、事件後の日本での太陽光発電所操業の影響など、原告(控訴人)らの信頼に付け込んだ被告(被控訴人)らの状況から、原告(控訴人)らに 1,970 万パーツを補償すべきと認める。また、被告(被控訴人)らに対し、京丹波プロジェクトに関する法的助言の対価として 30 万パーツの支払いを命ずる。

- ・ 従って、原告(控訴人)らに対する損害賠償総額は 2,000 万パーツとなり、原告 2、3(控訴人)に対して被告 3(被控訴人)は 2,000 万パーツを賠償、被告 4(被控訴人)はそのうち 660 万パーツを共同で、被告 6(被控訴人)はそのうち 82 万 5,000 パーツを共同で、被告 7(被控訴人)はそのうち 330 万パーツ共同で賠償するものとする。

<争点⑥> CIPITC が手数料を全額免除し、原告(控訴人)らに弁護士費用の請求を認めないと命じた判断は適法かどうか。

- ・ CIPITC は既に合理的かつ誠実にその裁量権を行使した。原告(控訴人)らは、本事件は請求額が大きく、裁判に 4 年かかったと主張するが、実際の審理は 1 年 2 カ月であったと考える。法律上、裁判所は各当事者に費用負担を命じることができるため、この争点に関する CIPITC の判断は合法的であると認める。

- ・ 最後に、CIPITC が被告 3(被控訴人)に対し、原告 2、3(控訴人)へ 1,000 万パーツを支払うよう命じ、また原告 2、3(控訴人)の被告 4、6、7(被控訴人)に対する請求を棄却した判決については、これを不服として同判決を無効とする。

- ・ 被告 3(被控訴人)に対し、原告 2、3(控訴人)へ 2,000 万パーツおよび訴状送達日の翌日から 7.5%の利息を、被告 4(被控訴人)に対し、被告 3(被控訴人)と共同で 660 万パーツに利息を、被告 6(被控訴人)に対し被告 3(被控訴人)と共同で 82 万 5,000 パーツに利息を、被告 7(被控訴人)に対し、被告 3(被控訴人)と共同で 330 万パーツに利息をつけて賠償するよう命ずる。これ以外は CIPITC の判断によるものとする。

【S&I コメント】

本事件は、コンサルタントとそのチームが持っている情報が他のクライアントに転送された事件である。このようなことは今日のビジネスでは日常的に起こりうることである。そのため、営業秘密かどうかをどのように判断し、どのように管理するかが重要である。また、この判決は、詳細が非常によく書かれており、営業秘密事件において提訴権、営業秘密とは何か、被告(被控訴人)は営業秘密を侵害しているかどうか、どのように侵害しているかなど、必要な争点が審理され、判断されている。

【参考: 民商法 1169 条第 1 段落に関する解説】

争点①において控訴裁判所は、民商法第 1169 条第 1 段落を引用して原告 1(控訴人)の提訴権を検討した。

まず裁判所は、原告 1(控訴人)は原告 3(控訴人)の株主に過ぎず、原告 1(控訴人)の原告 3(控訴人)に対する経営権を行使できないと判断した(原告 1(控訴人)は、原告 3(控訴人)が投資を行う際には大株主である原告 1、2(控訴人)の承認を得る必要があるため、原告 3(控訴人)の経営権を有していると証言したが、裁判所は前述の通り原告 1(控訴人)は原告 3(控訴人)に対する経営権を行使できないと判断した)。

そして、原告 1(控訴人)を「株主」とみなした上で民商法第 1169 条第 1 段落を引用し、原告 1(控訴人)には提訴権がないと判断した。

同条項が適用される場合は、以下の場合に限る。

- 1) (原告 3(控訴人)の)取締役が会社(すなわち原告 3(控訴人))に損害を与えた場合。且つ
- 2) 会社がその取締役を訴えない場合。

つまり同条項は、取締役が自分自身を(法人として)訴えたくない場合に限定されている。

注)原告 1(控訴人)は、原告 2、3(控訴人)と異なり、被告(被控訴人)らと何らの法律関係も有していないため、原告 1(控訴人)が本事件に参加するために事件との関連性を立証することは極めて困難である。原告 1(控訴人)は原告 2、3(控訴人)の新会社設立のために出資したに過ぎない。

(民商法第 1169 条)

取締役が会社に損害を与えたときは、会社はその取締役に損害賠償を求め訴えることができる。あるいは会社が訴えない場合は、株主が訴えることができる。

その訴えは、会社の債権者もまた、会社への償求権を有する限り起こすことができる。
